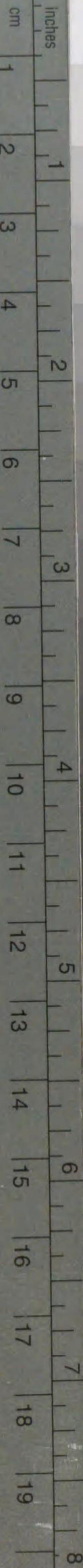


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



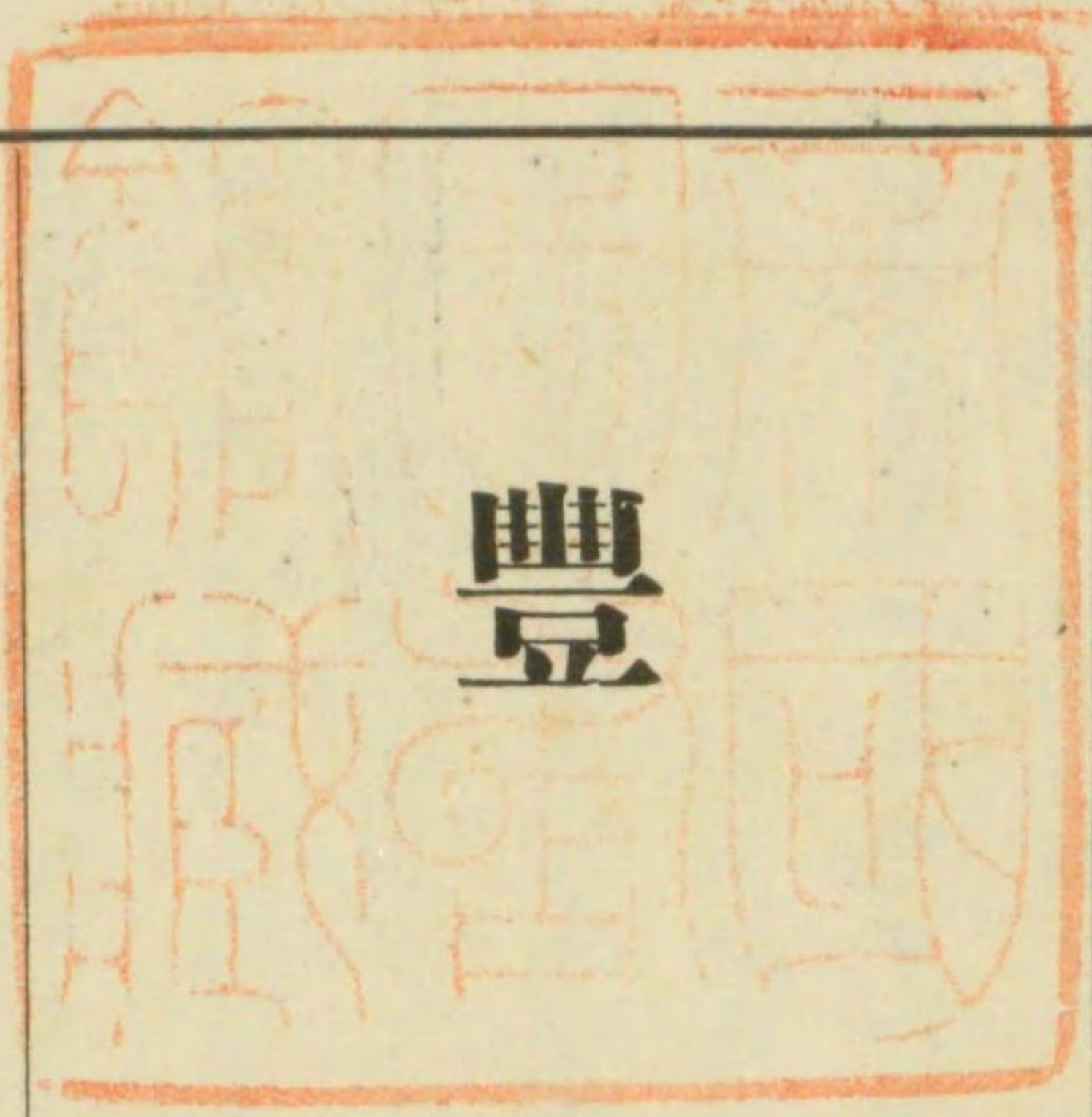
554
231

554-231
1200501510006



127M-2

554-231



豐

前

志

渡邊重春著

男

今渡邊重兄校訂
村孝次重校

發行所

二豐文獻刊行會
朋文堂書店



豊前志序

皇學所の講官にてつかへし、渡邊重石丸ぬしは、しばらく、おのれと同局にありければ、朝夕にいと、親しくものしけり。一日此の國志の稿本をたづさへ来て、こは我が家兄重春が著はし書なり。遠からず板にものぼすべければ、そふべき一くだりをと請ひ給へるに、負氣なけれど、やがて、その書の林に立ち入りて見るに、いはね木根、草のかき葉まで書きそへえらび定めて、みちの葉といそしみなし給へる、そのまめ心のあと、さやかに見えて、たれしの人もたよりつべく、たのみつべきをおむがしみ思ひけるほど、おのれ、とみに、故郷に歸るべき事出来て、しばしの暇賜はりて、下りつゝやがて病に犯され、素より老の坂こえし身なれば、再び、上りものすべくもあらず。ほいなくも、致仕の願ひ申すに及べりしを、こたび、彼の二人のぬし達より、ねもごろに、消息ありて、猶、彼のはしがきの事を、さらに、求めおこされしは、いとく、かたじけなき物から、別に、いふべきよしも無ければ、とりあへず、悦びの心をよみて、おくりける。

あらたまる御代のしるしと新はりの

ひろ田にのこす鳥のあとかな

八田知紀

豊前志序

わが國の地志のたぐひは、ふるさも新しきも、その數はすくなくならねど、大かたは、なほ、かたなりにして、全く足れりとは云ひがたし。近き年ごろとなりて、やゝ、精しきものあらはれ來たるも、その國の數はいとすくなく、また、すべての國の上を、あつめてものしたるは、さるかたに便はよきも、古今の事のさまをつばらに知らむとし、また、物學びのために見合はせむとするには、飽かぬこと多し。はた、地志のみは學の博き力もてするも、居ながらの考にては、思の外にたがふふし有るならひなれば、學の力も有るその國人にして、年月を重ね、その所々をも、みづからたづねありきつゝ、ものせるにあらでは、たのみがたきを、さる人の出來ざる國々はいかにともせんすべなきがごとし。渡邊重春ぬしがものせしこの豊前志は、年ごろあまたの書をあつめよみ考へ、また、そのところゝをもさぐり尋ねつゝ、十年あまりのいたづきもて、なりたるものなれば、げに、あかぬ限なき書になむ。その子重兄が、こたび、すり巻として、世にあらはさむとて、おのれに序を書きそへよと、いひおこせたるは、その曾祖父が鈴屋の門に遊べる因と、むかし戀しき心さへ動きて、こと足らぬ旅のやどりのかりそめの机にむかひつゝ、ものたらぬやうなるこの一言を。

明治三十二年四月のはじめに

本居豊穎しるす

豊前志の序文

國郡鄉村の合離變遷は、其の土地人民の榮枯と、行政事務の消長とによりて、勢の止む事能はざるものなれども、その配合分割の數を重ねるに従ひ、古實舊跡等の廢れ行くこそ、甚歎はしく、甚惜しき事なりけれ。まして、建國以來年代の久しき、時に或は、天災地妖兵燹等ありて、漸次に舊記文書類減滅して、徵すべきもの少きに至れるをや。これ、地誌編纂の必要を感ずる所以なり。茲に、渡邊重兄ぬし、同じ心に之を憂ひ、亡父渡邊重春翁の、はやくものし置かれたる豊前志を訂正刊行し、尋ぎて、豊後風土記をも校訂して、世に出さむとせらるゝは、甚悦ばしき事なりけり。かくて、予と重春翁とは、年來水魚の交ありしを以て、今回本書の序文をなむ乞はれける。さて、本書の稿成れりしは、明治以前の事なる故に、編次の體裁などに至りては、なほしも、飽かぬ所なきにあらざれど、日本紀古事記を始め、數百部の書を引用し、舊社古寺、又は、諸家所藏の文書にも、徵證せられたれば、事實の正確なる事は、彼の國の誌に關する書中、これに勝らむはあらざるべくこそ。そも、かゝる書の、おひつぎて諸國より出でむには、わが全國中の起原沿革等、一堂の中に知り得られぬべしと、末頼もしく覺ゆるまゝに、平素の歎きも、打忘れてかくなむ。

明治三十二年四月

井上頼圀

豊前志序

余嘗聞豊前人渡邊重春先生、好古之士也、博聞強記、最有氣識、常欽慕之、後見其嗣子重兄氏於東都、亦年少穎敏、乃知其肖父翁、既而相別者數年、歲時音問、懇々不忘舊誼、余又悅其不類今子弟輩也、頃日致書告將刊其父翁所編豊前地志十卷、問序于余、余固欽先生學識、以終天不得相見爲憾焉、則今日之請豈可固辭也乎、夫豊前之爲地、神武天皇東征所經、在西海要衝、與長防二國對峙、環爲巨灣、吞吐海潮、航路直達紀攝、都會則有小倉中津、神祠則有菟狹英彥、英雄割據、如大内義弘、黑田孝高、細川忠興、名著天下、地腴而兵勇、民俗淳茂、具有遺風、今以先生學識而編此志、是不獨益於考古、而兼有補於政治也可知矣、至博引旁通考據精確、則固不俟余言也、乃爲書一言而爲序、又嘉其嗣子久而不忘舊也耳、

明治三十二年三月

前大學教授從六位内藤耻叟序

平田鐵胤翁書翰寫

御細簡捧讀仕候、如仰暖和の時候に御座候處、揃はせられ、彌御安全被成御座、其後追々暑氣相催候へ共、倍御壯健之御事と重疊奉恭賀候、扱先般御國産の海苔御惠被下、早速亡父靈前へも相備へ、下拙等追々拜味可仕候、且私方一同無異罷在候、

御著編の御國志先般御遣はし被下、折柄繁多には罷在候へども、一通拜見仕候處、誠に御探索被爲御座候、御議論確乎不拔に候、種々御奇説實に感伏仕候、元來不知案内の事に候へども、眼前跋涉も仕候如くにて、甚以辱大慶仕候、殊に比賣大神の御説も、亡父在世に候はゞ、承伏も可致候と残念に御座候、

扱愚存是非にも相認め候様被仰付、迎も思召に應ずべき事も無之候へ共、拜讀仕候趣、何とか可申上候へば、右御國志暫時恩借奉希候、

猶委曲拜復可仕候處、私事老衰故か腕痛にて執筆兎角不自由に候へば、旁失禮仕候、尙逐日暑氣相増可申、折角御自愛御精勤奉希候、餘は後便に譲り申候、

五月十六日

平田大角

渡邊上野介様

亡父重春、平田篤胤大人の學徳を慕ひて、大人の門に入りしが、豊前志の稿成りし時、大人既に世におはせずありしを以て、其の息鐵胤翁の閱覽を辱うし、序文をも記し賜はらむの筈なりしを、やがて翁身まかられ、重春亦、去にし二十三年といふに、ゆくりなくも、黄泉の人となりて、翁のはしがきも、遂に見るを得ずなりぬ。此の書翰は、比賣大神に關しての翁の考の一端をも窺はれ、いと、ゆかしさに本書の初に掲ぐることとなしつ。

重兄謹みて識す。

豊前志を出版するに就きて

郷土に於ける歴史地志の、いかに、必要なるかは、改めて言ふを要せざるべし。亡父重春、はやく思ふところありて、郷國の地志をもつせばやと、學の暇に古文書舊記どもをかき集め、又、親しく國內を踏みありきて、實地に尋ね、山川郡郷よりはじめて、名勝舊蹟社寺古城址等の由來經歷を、條を逐うて編録せられしもの、即、本書なりけり。もと、稿本にして、なほ大に増補修正すべき處も多かりしが、其の後、父も公事ども、兎角繁かりしまゝ、別に筆をも加へず、箱の底に藏め置かれしを、いつしか、寫本ながら、世上に流布して、既に人々の著作の中にさへ、本書の文句を引用せるなど有りて、いと本意無ければ、こたび、人々の勧めに従ひて、聊校訂を加へ、急に摺卷となして、世に公にすることゝなしつ。

かくて、つくづくと思へば、史海は渺茫として際涯なく、史料は、げに、濱の眞砂のかぞへ盡しがたければ、一々之れを調べもて行かむは、容易のことに非ず。まして、本書は父が年若き頃、しかも藩政時代の萬づの事いとく便あしき時にしも、起稿せるものなれば、中には、遺漏脱落せる事柄もまた少からじ。殊に本書は地志なるからに、所謂歴史に關する方面の事柄、即、政治、戰鬪、工藝、

美術、風俗、文學等は殆省きて記載しあらず、されば、當國の國史に就きては、別に篤學の士が奮つて完備なる著作を出されむことを望み、又負氣なけれど、己もいそしみ勵みて、更に詳密なる地志を撰びて、亡き父が遺志を繼述するところあらむを期せむとす。

本書の中、まゝ、己が拙き心に任せて、原稿を或は削り、或は書き加へもしたる處有り。そは、一々其の由を記さず。中には『重兄云、しかく』と記し置きつる處もあり。其も、事繁き折柄、匆卒に筆を執りたれば、なか／＼に、蛇足を加へつる誹は、免れ難くやあらむ。

こたび本書を出版するに際して、賛助の勞を執られし人々、いと多かる中に、最、力を添へられたるは、井上頼固先生在東京なり。又、學友田邊勝哉君、千葉縣人 鴨脚秀克君京都府人は、終始助力せられ、地方にては、渡邊完君、宇佐郡人 尤厚意を盡され、多くの舊記をさへ、參考の用にと貸與せられたり。今其の書目を擧ぐれば、

宇佐郡諸家古文書十卷。佐田古文書一卷。兩豐記八卷。豐陽志一卷。西州軍談二卷。中津興廢記一卷。宇佐宮大鏡一卷。豊前應永戰亂記一卷。元曆文治之記一卷。宇佐宮勅使日記二卷。宇佐神宮雜記一卷。時枝騷動記一卷。宇佐郡郷莊名字拔萃書一卷。宇佐氏系圖一卷。大神姓系譜一卷。木内氏系譜一卷。古社調査書一卷等。

又、井上翁は、別に、太宰管内志八十二冊筑前伊藤常足氏編錄に係る 豊前國志四冊高山右近氏著 等、數部の秘書を、余に示されたり。いづれも、貴重なる書にして、裨益を蒙りしところ尠からず。一言記して、諸君の厚意

を深謝す。

明治三十二年八月

東京駿河臺のかりのやどりにて

渡邊重兄 識す

凡例

一、我が豊前の事書きたる書等は、事跡考今昔説を始め、引書目録に出せる如く、是彼あなる物から、甚じき非説而已多かるを、其一々／＼に引出でて論あけつゝはむは、甚々煩ごんしき所爲なれば、置き言はず。然れども、事の因に引かれて、止む事を得ず論へるもあり。如斯て其確説どもは取出でて、事跡考に云、今昔説に云、とやうに其書目を掲出しつ。

一、名所舊蹟の其地形など、既く人の記せるもの、有るをば、皇國文書、漢文書の差別なく、然ながら載せて、何に云、某に云、とやうに記して、別に予が詞を贅しよさず。此は先賢の美事を掩はざらむ事を、先務とすればなり。但し、其地形など記し脱いせる事のあるをば、別に予が文を書き加へたるもあり。

一、事跡考、今昔説等の書は、予が見たるは缺本なりき。其全本を得ま欲しく、往々よりく搜索あなぐちもとむれど、未、見當らず。然れば、其等書に出でたる事の確説を記し洩せるも有りぬべし。其は全本の出づるを俟ち覽て拾遺本に載せむとす。

一、神社は、古社と思しきを主と記せれど、國內の廣さには、猶、洩れたるも有りぬべし。其も亦、

次々に拾遺本に載せむとす。又、然ばかり古社ならぬも、珍らかなる事實のあなるか、或は其條の因に引かれてなるか、或は今の宮居の莊嚴にて、人に知られたるなどは記せるもあり。佛刹も是れに准へて知るべし。

一、山野河海の類も、古く名立る所々は、脱す事なく載せつ。又、然らぬをも、世に知られたるをば、且々書き入れたるもあり。

一、先郡郷里を記して、次に神社、次に佛閣、次に何某と次第を立てたり。さるを、彼方の條に收るべき事の、此方に收れたる、又、此方の段に出すべき事の、彼方に出せるもあるは、其章の因に牽かれてなり。然る類はそれに譲りて、又、更に出す事なし。然れど、稀には已む事を得ずして、此處と彼處と、再び出せるも、總ての中には無きにも非ず。

一、古城址は十に七八は、八條翁通稱平大夫、名詢、中津藩士の諸書より拔萃せられたるなり。抑、翁は詩文を善く作り、別に軍學に力を盡したる人なるが、己一日此書の草稿を、翁に見せけるに、翁掌を打ちて云ひけらく、實に我心を獲たりとや云はむ、予も既に然るもの物せばやとて、軍學に關係れる書等、是彼涉獵まみ以て行く隨まに、此國內の事の見えたる限りは、慇懃ねんこに拔萃むきいで置きたり。然れども、中昔より以來の事のみこそあれ、此書は、甚上りたる代の事をさへに、探索あやられたる、甚々、愛でたしとも愛でたし。今は予が拔萃をも、汝に與へて、此書の一助にも成してまし、と云ひて、

贈られたるなるけり。然るに、猶洩せる事、謬れる事无きにしも非ざりしかば、其は予が拔萃せるを以て、補ひもし、又、本書を以て校正かんがへたしもしつ。然は云へど、主とは翁の拔萃せるなれば、予が劬勞いたづは、甚々、少くこそ。

文久三年十二月十日

國前重春誌

引用書目

日本紀	續日本紀	日本後紀	續日本後紀
文德天皇實錄	三代實錄	類聚國史	古事記
古事記傳	先代舊事本紀	古語拾遺	天書
古史成文	古史傳	神皇正統紀	大日本史
日本逸史	神代口訣	釋日本紀	日本紀通證
弘仁私記	貞觀儀式	延喜式	神名帳考證
衛禁律	令	令義解	類聚三代格
類聚符宣鈔	職原鈔	西宮記	江家次第
公事根源	政治要畧	靈異記	御鎮座本記
御鎮座本緣	朝野群載	扶桑略記	百鍊鈔
水鏡	大鏡	日本紀略	歷代編年集成
外記局記	人車記	左經記	玉海

玉葉	長秋記	宣胤卿記	長寬勘文
本朝通記	日本外史	吾妻鑑	鎌倉公記
平家物語	源平盛衰記	太平記	西國太平記
應永戰覽	戶次軍談	菊池記	名和氏紀事
豐筑亂記	甲越戰爭記	太閤記	大坂記
宇佐郡記	宇都宮記	城井谷物語	宇都宮鬪諍記
岩見報讎錄	彦山權現實錄	宇都宮系圖	諸家大系圖
鈴木氏系圖	姓氏錄	和名類聚鈔	拾芥抄
和漢三才圖會	制度通	官職知要	源親房造殿儀式
塵添壘囊抄	古今著聞集	十訓抄	本朝勝槩記
日本水土考	元亨釋書	伽藍開基記	日本事跡考
扶桑隱逸傳	和訓栞	和漢合運	和事始
軍器考	俗神道大意	玉手次	篤の玉串
志都之岩屋	稜威道別	區志考	姫島考
印度藏志	出定笑話	古今妖魅考	走衆故實

萍乃跡	筆のすさび	兼葭堂雜錄	愉婉錄
武隱叢話	埋麿發香	豐後弘安記	文治記
大和本記	歸鞍吟草	梅洲語錄	神祇正宗
神社考	廿二社注式	諸社一覽	神社啓蒙
諸社根元記	一宮記	三社託宣略鈔	天滿宮故實
八幡愚童訓	八幡託宣集	八幡本紀	宇佐宮大鑑
宇佐宮小鑑	宇佐諸神事考	宇佐放生會記	八幡注進社記
應永宇佐宮寺造營日記	應永宇佐宮坊領坪附	神功皇后御傳記	彦山權現實驗
內宮建久年中行事	出雲風土記	肥前風土記	播磨風土記
豐後風土記	豐前紀行	豐前名所記	豐前神跡圖考
豐鐘善鳴錄	豐前事跡考	豐前今昔說	宇佐宮雜徵
豐前古城記	中津記	中津稱呼考	養和帝皇居考
速吸門考	彦山紀行	清水寺記	九州道之記 <small>細川玄旨記</small>
博多紀行	鴨長明方丈記	八雲御抄	源氏物語
河海抄	榮花物語	今昔物語	空穗物語

馬揃草紙	未來記草紙	萬葉和歌集	同 宮崎文庫本
同阿野家本	同仙覺抄	同 略 解	古今和歌集
金葉和歌集	古今六帖	玉吟和歌集	拾玉和歌集
夫木和歌集	玉葉和歌集	松葉和歌集	年中行事歌合
千五百番歌合	六百番歌合	正廣判歌合	俊頼朝臣家集
鎌倉右大臣家集	相模家集	丹後守爲忠百首	檜垣女集
歌枕名寄	冠 辞 考	本朝文粹	彦山勝景詩集
法雲壽山外集	同續外集	遠帆樓詩集	雲 根 志
事書類聚	酉陽雜俎	新撰字鏡	字 彙
韻 瑞	太宗問對	博物新編等	

此の外諸社諸寺の傳記、緣起、及び諸家の古文書等を引用せるは省きて不載。

豊前志目次

序……………	八田知紀、本居豊穎、井上頼圀、内藤耻叟……………	一
平田鐵胤翁書翰……………	……………	九
豊前志を出版するに就きて……………	渡邊重兄……………	一一
凡 例……………	……………	一五
引用書目……………	……………	一九
一之卷 總 論……………	……………	一
疆域……………	國名……………二 歴代の國司……………七 道程……………一二 租賦……………一三 郡名……………一四 郷名……………一六 沿革……………一七	
當國三十三所觀音……………一九	石窟……………一九 不知火……………二〇 田字……………二〇	
二之卷 田川郡……………	……………	二二三
香春郷……………二三	雄怡郷……………二四 位登郷……………二四 城田郷……………二五 採銅所……………二五 村名……………二七 田河驛……………二八	
多米驛……………二八	香春神社……………二八 神宮院、法華院、高座石寺……………三一 香春嶽……………三一 彦山權現……………三二 豊前坊社……………	

- 三五 菊理媛命社：三五 靈池：三五 籠水：三六 三谿、四巖：三六 靈仙寺：三七 丹波大明神：三八 石龜
- 八幡宮：三九 大悲大明神：三九 乙彦公神社：三九 金村神社：四〇 福地神社：四一 鶴岡八幡社
- ：四二 建德寺：四二 興國寺：四二 淨土寺：四三 天臺寺：四三 成道寺：四三 鏡山：四四 猿
- 丸大夫墓：四五 小富士山：四六 高羽川：四六 綠野川：四七 赤村溫泉故址：四八 小督局墓：四八
- 爲朝屋敷：四八 香春嶽城址：四九 岩石城址：四九 戶代山城址：五一 手切城址：五一 建德寺
- 城址：五一 蛇面城址：五二 明神山城址：五二 若木城址：五二 丸岡城址：五二 平岡城址：五二
- 金岡城址：五二 大善寺城址：五三 勝司嶽城址：五三 上野村城址：五三 黑岩城址：五三 觀音寺
- 城址：五三 城道寺城址：五三 諏訪山城址：五三 赤池村城址：五四 新田城址：五四 彌次郎畑城
- 址：五四 名木野城址：五四 勝山城址：五四 立遠城址：五四 中元寺村城址：五四 安居城址：五五
- 椎木谷城址：五五 平原城址：五五 金國村城址：五五 糸村城址：五五 大豆塚山城址：五五 白
- 土村城址：五五 上落合村城址、下落合村城址、下赤村城址、山浦村城址、眞木村城址、福田村城
- 址、上伊田村城蹟：五六 高鳥居城蹟、小内田村城址：五七

三之卷 企救郡

- 長野郷：五九 蒲生郷：五九 村名：五九 到津驛：六〇 杜崎驛：六〇 小倉城：六一 門司關址：
- 六二 祇園社：六四 到津八幡宮：六四 篠崎八幡宮：六五 蒲生八幡宮：六六 門司八幡宮：六六 隼

- 部明神：六六 福大夫社：六九 足立山妙見權現：六九 清麻呂卿社：七〇 清水宮：七〇 甲宗八幡
- 宮：七〇 若宮八幡宮：七一 清水寺：七一 開善寺：七一 安國寺：七二 護念寺：七二 朽網山：
- 七二 挿頭山：七三 狸場山：七三 呼野金山：七三 嵐山：七三 柏峽大野：七四 魚野鴟野：七四
- 彌野野：七五 射鹿野：七五 板櫃川：七五 紫川：七六 企救濱：七六 硯海：七七 洞海：七七 速
- 吸門：七八 與次兵衛湍門：八〇 柳浦：八〇 田浦：八三 阿閉島：八六 巖流島：八六 都々良島：
- 九〇 馬島：九〇 日高島：九〇 菅王子瀑布：九〇 鏡池：九一 企救池：九一 曾根堤：九二 宮本
- 武藏碑：九三 門司城址：九三 東明寺山城址：九四 三隅山城址：九四 丸山城址：九四 猿喰村城
- 址、吉見城址、恒見山城址、横代山城址、蒲生城址、巢山城址、成腰城址、引地山城址、塔ヶ峰城
- 址、德光村堺山城址二所：九五 小三嶽城址：九六 水ヶ手城址、大舟城址、宮山城址、赤松ヶ
- 畑城址、茶白山城址：九六 長野城址：九七 隱蓑村城址、大善寺城址、下北方村城址：九八

四之卷 京都郡

- 諫山郷：九九 本山郷：一〇〇 苺田郷：一〇〇 高來郷：一〇一 吉田庄：一〇一 碩田國：一〇一 長
- 峽縣：一〇三 速見邑：一〇三 村名：一〇三 苺田驛：一〇四 大分八幡宮：一〇五 日吉社：一〇五
- 大原八幡宮：一〇五 天滿宮：一〇五 勝山權現：一〇六 飯ヶ嶽權現：一〇六 正頭八幡宮：一〇六
- 百大夫社：一〇六 國崎八幡宮：一〇七 宇原宮：一〇七 小倉宮：一〇八 寶積寺：一〇八 曼陀羅寺

……一〇八 願光寺：一〇九 霜田菴：一一〇 等覺寺：一一〇 明護院：一一一 西恩寺：一一一 平清經墓：一二二 宗泉寺址：一二二 平井寺址：一二二 十鞍山：一二四 神山：一二四 御所山：一二四 八田山：一二五 御所谷：一二五 瓮辻：一二六 鼠石窟：一二七 女體窟：一二八 稻葉川：一二八 稗田川：一二九 行司川：一二九 氷室川：一二九 神島：一二九 草野津：一二九 血田：一二〇 松山城址：一二〇 馬嶽城址：一二二 障子嶽城址：一二三 高來村城址：一二三 生山城址、高城城址、鞍山城址：一二四

五之卷

仲津郡

………一二五

些見郷：一二五 葛見郷：一二六 城井郷：一二六 狹度郷：一二六 高屋郷：一二六 中臣郷：一二七 仲津郷：一二七 高屋郷：一二七 村名：一二七 豊日別國魂宮：一二八 總社：一三一 生立八幡社：一三二 國造大明神：一三二 妙見社：一三二 祇園社：一三二 天疫神社：一三三 宇都宮大明神：一三四 安樂座大明神：一三四 鞍用山權現：一三五 飯嶽權現：一三五 國分寺：一三五 興正寺：一三九 城原：一三九 國分原：一三九 長者原：一四〇 新田原：一四〇 難行原：一四〇 今川：一四〇 蓑島：一四〇 天神島：一四三 鶴湊：一四三 海石榴市：一四三 在廳屋鋪：一四三 山鹿村城址：一四四 蓑島城址：一四五 寶山村城址：一四五 不動嶽城址：一四五 因州城址：一四五 燕岩城址、元永村城址：一四五 戶通城址、のりき山城址、神樂城址、横瀬村城址、澁見城址、黒岩城址、

大將陣：一四六

六之卷

築城郡

………一四七

綾幡郷：一四七 桑田郷：一四八 大野郷：一四九 橋木郷：一四九 村名：一四九 築城驛：一五〇 綱敷天満宮：一五〇 岩戸見大明神：一五〇 矢幡八幡宮：一五一 飯盛權現：一五一 法蓮寺：一五二 天徳寺：一五二 金剛寺：一五二 寒田川：一五二 小山田川：一五二 岩丸川：一五三 眞如寺川：一五三 畑川：一五三 松江濱：一五三 三松濱：一五三 傳法寺村楠木：一五三 宇都宮家墳墓：一五四 大野小辨墓：一五四 茅切山城址：一五四 元山城址、淵上寺城址、野中城址、別府村城址：一六一 宇留津村城址：一六一 廣幡山城址：一六二 築城村城址、馬場村城址、畑村城址、角田村城址、極樂寺村城址、大平城址、松丸村城址、傳法寺村城址、鹽田城址、鳥越山城址、高塚村城址、小川内城址、堂山城址、勝山城址、眞如寺村城址二所：一六二 一六四 古戰場：一六四

七之卷

上毛郡

………一六五

山田郷：一六六 炊江郷：一六六 多布郷：一六六 上身郷：一六六 村名：一六七 八幡古表社：一六八 外宮址：一七〇 吹出濱：一七一 菱池：一七一 古表崎行宮：一七一 宇賀神社：一七二 牛頭天王宮：一七三 宗像八幡宮：一七三 石清水八幡宮：一七三 求菩提山權現：一七三 鬼神社：一七四 神護寺：一七六

- 松尾山：一七六 如法寺：一七七 天仲寺：一七七 廣運寺：一七七 岩屋寺：一七七 藥師寺：一七八
- 狗嶽：一七八 雁股山：一七八 土佐井川：一七八 犀川：一七八 杏川：一七九 境川：一七九 八尋濱：一七九
- 御所島：一七九 龜居洲：一七九 京泊：一八〇 觀音原：一八〇 皇后石：一八〇 傾城石：一八〇
- 龜石：一八〇 川底村楠：一八一 日熊城址：一八一 光明寺城址、叶松城址：一八一 本牛王城址：一八三
- 雁股山城址：一八三 大村城址：一八三 赤熊村城址、川内村城址、川底村城址：一八三
- 八屋村城址二所、高田村城址、緒方村城址、山田城址、川底村城址：一八四 日瀨城址：一八四 廣津村城址：一八五 田島崎城址：一八五

八之卷 下毛郡

一八七

- 山國郷：一八七 耶馬溪圖卷記(補)：一八九 大家郷：一九二 麻生郷：一九二 野仲郷：一九二 諫山郷：一九三 穴石郷：一九三 小楠郷：一九四 村名：一九四 下毛驛：一九五 桑原屯倉：一九五 大拔屯倉：一九六 中津城：一九六 城井權現：一九八 稻荷社：一九八 神明宮：一九八 中津權現：一九九 六所宮：一九九 大江八幡宮：二〇〇 大江岡：二〇二 扇池：二〇三 龍王社：二〇三 闇無濱：二〇四 義氏社：二〇四 稻荷社：二〇五 貴船社：二〇五 鶴岡八幡宮：二〇六 官幣宮：二〇六 白髭社：二〇七 鶴市社：二〇七 薦社八幡宮：二〇九 薦池：二〇九 猪山八幡宮：二一一 毛蕨大明神：二一一 雲八幡宮：二二二 妙見社：二二二 雲杜：二二三 手斧立八幡宮：二二三 眞坂洞：二二三 城井八幡宮：二二四

- 大神宮：二二四 妙見社：二二五 松尾社：二二五 八面山權現：二二五 自性寺：二二七 大雅堂(補)：二二七 東林寺：二二八 地藏院：二二八 明蓮寺：二二八 正行寺：二二八 雲華上人(補)：二二八 長久寺：二二〇 法華寺：二二二 長谷寺：二二二 羅漢寺：二二二 久福寺：二二四 檜原山：二二四 賢女嶽：二二五 木子嶽：二二五 御木川：二二五 金剛川：二二八 柳川：二二九 犬丸川：二二九 間々濱：二二九 荒瀬：二三一 三日月池：二三一 刳貫：二三二 僧禪海(補)：二三二 如水井：二三六 最明寺井：二三六 三宮堂：二三六 増田宋太郎(補)：二三七 雲雀床：二四二 如水原：二四四 七隅：二四四 團子石：二四四 靈塚：二四五 後藤又兵衛墓：二四五 槻村六助墓：二四七 毛谷村六助(補)：二四七 三尾母村古碑：二四八 犬丸村城址：二四八 上伊藤田村城址、下伊藤田村城址：二四八 田丸城址：二四九 大旗城址：二四九 坂手隈城址：二四九 法華寺城址：二五〇 末弘城址：二五〇 池永村城址：二五〇 地神城址、三重城址：二五〇 下深水村城址、土田村城址、長岩城址、白米城址、萬田村城址、高城々址：二五一 福土村城址、植野村城址、田島崎城址、一戸城址：二五二 福澤諭吉舊宅(補)：二五二 福澤先生の略歴(補)：二五三

九之卷 宇佐郡上

二五五

- 野麻郷：二五六 酒井郷：二五六 葛原郷：二五七 封戸郷：二五七 向野郷：二五七 廣山郷：二五八 垣田郷：二五八 高家郷：二五八 深見郷：二五九 辛島郷：二五九 村名：二五九 宇佐驛：二六一 安

覆驛：二六二 膝碕屯倉：二六二 藤原部：二六二 宇佐宮：二六三 御神領之事：二八五 御廨：二八八
 神宮寺趾：二八九 彌勒寺：二八九 菱形山：二九〇 菱形池：二九〇 小倉山：二九一 寄藻川：二九一 八箇社：
 二九二 百大夫社：二九二 三女神社：二九二 清水宮：二九三 一柱騰宮趾：二九三 御許山權現：二九四
 馬城峯舉兵(種)：二九五 蛭子宮：三〇〇

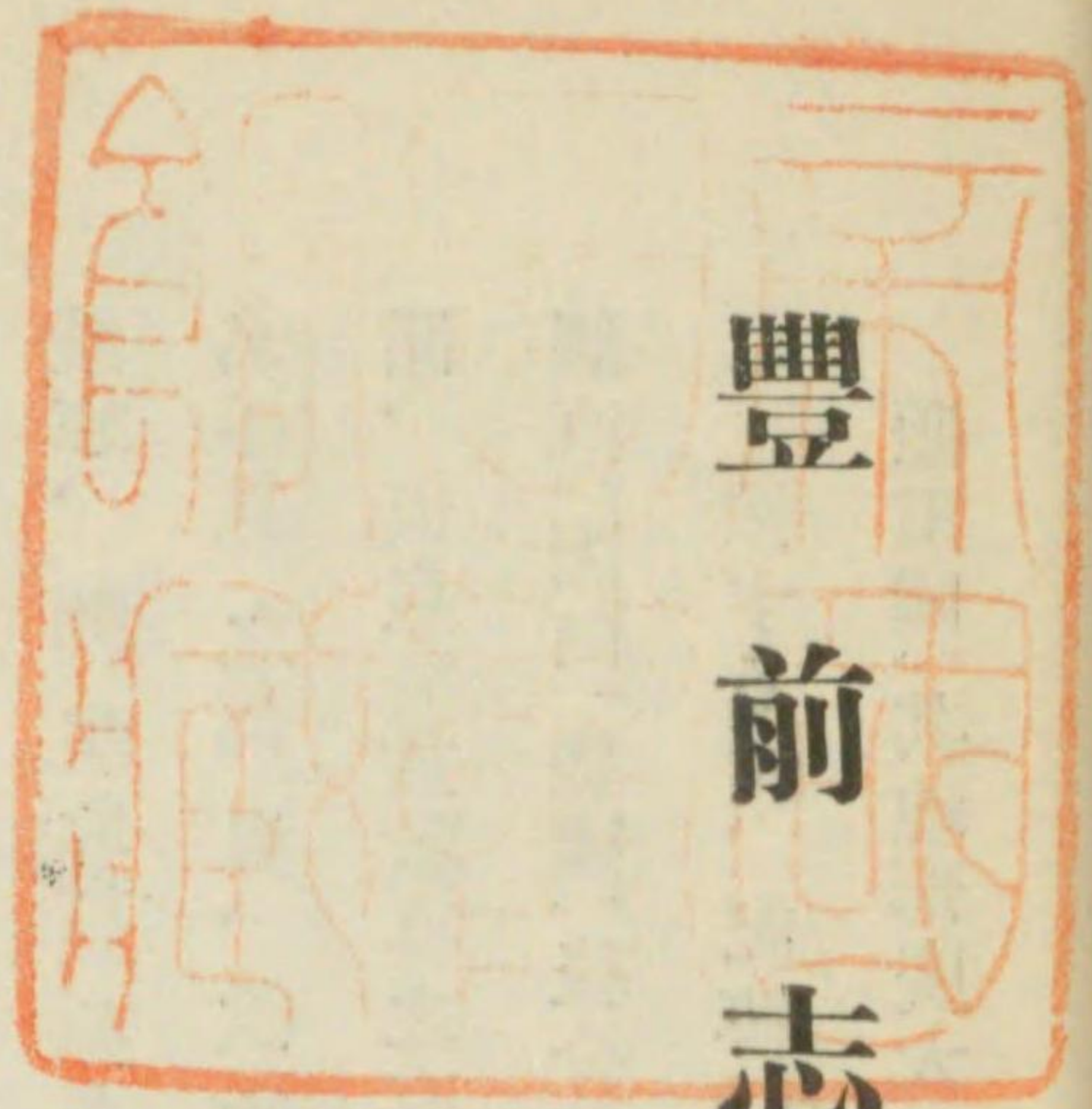
十之卷 宇佐郡下

三〇三

虚空藏寺：三〇三 圓通寺：三〇三 大樂寺：三〇四 仙岩寺：三〇四 妙庵寺：三〇四 劔星寺：三〇五
 妙樂寺：三〇五 善光寺：三〇六 清水寺：三〇六 小松内大臣墓：三〇八 蓮臺寺趾：三〇八 安樂
 院(宇佐公通墓)：三〇八 眞勝寺：三〇九 和尚山：三一〇 船木山：三一〇 西椎屋瀑布：三一〇 東椎屋
 瀑布：三一三 福貴野瀑布：三一三 瀧貞村瀑布：三一三 和間濱：三一四 古表社眞名井：三一五 古
 要社眞名井：三一五 小倉池：三一五 今熊野：三一五 凶土塚：三一六 孝子右京墓：三一六 孝女市
 墓：三一六 仲哀天皇陵：三一八 東椎屋村銀杏木：三一八 佐田村城趾：三一九 妙見山城趾：三一九
 神樂岳城趾：三二〇 立山城趾：三二〇 高森村城趾：三二〇 中島城趾：三二一 時枝村城趾：三二一
 丸尾城趾：三二一 光岡城趾：三二一 土井城趾：三二一 高尾山城趾：三二二 秣村城趾、大村城趾、
 羽馬禮村城趾、西光寺城趾：三二二 上納持村城趾、下惠良村城趾、櫛野村城趾、矢部村城趾、山
 下村城趾、尾永井村城趾：三二三 今仁村城趾、清水村城趾、宮熊村城趾、上副村城趾、御沓村城
 趾、六郎丸村城趾、山本村城趾：三二四 瀧貞村城趾、西惠良村城趾、檜本村城趾、敷田村城趾、
 萩迫村城趾：三二五 四日市切寄：三二五 元重村切寄：三二六

圖版

豊前國印：……………四
 宇佐宮二の神殿柚始の式の圖……………一八二
 跋……………渡邊重石丸……………一
 渡邊重春翁略傳……………鴨脚秀克……………三
 渡邊重名翁略傳……………渡邊重兄……………七
 豊前志附録四件……………渡邊重石丸……………一
 重訂に當りて……………今村孝次……………一九
 索引……………一〇



豊前志

一之卷

故 渡 邊 重 春 著

男 渡 邊 重 兄 校

今 村 孝 次 補

總 論

疆 域

國の大體、西北を首とし、東南を尾とす。東は豊後國速見郡に隣り、南は同國玖珠日田の二郡に連り、西は筑前國遠賀鞍手の二郡に接り、何れも山を境界とせり。北は海に屬けり。東西二十里、南北十里餘なり。延喜式云、豊前國、行程上二日、下一日。御巫清直主云、太宰府より、京へ上るは、二十七日にて緩なり。京より下るは、十四日にて急なり。是れ命を重くする也。豊前國

は、宰府へ上るは二日、宰府より國府に下るは一日、行程の緩急、京の上下に准ずるなり。

國名

古事記云、伊邪那岐命、伊邪那美命、御合生子、云々、次生筑紫島、此島身一、而有面四、
每面有名、故筑紫國謂白日別、豊國謂豊日別云々、

按ずるに、筑紫は本一國の名より出でて四國筑紫、豊、肥前、肥後、の惣名となれり、九國筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩に分れたるは、稍後世の事なり。白日別、豊日別は神世よりの名にて、筑紫、豊の類は後世の名なる事予別に委しき論あり。
諸國を古訓に因循ひて、本居翁も、トヨクニと訓まれ、我師の古史成文にも、夫に雷同せられたるは、如何ぞや。是は必トヨクニと訓むべきをや。然らずは、肥國を、ヒクニ、越國を、コシクニ、吉備國を、キビクニと訓むべきを然訓める例死きを以て知るべし。萬葉集の歌なる豊國も悉くトヨクニと訓むべくこそ。

豊後風土記云、豊後國者、本與豊前國合爲一國、昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇、詔豊國直等祖菟名手遣治豊國、往到豊前國仲津郡中臣村、于時日晚僑宿、明日味爽、忽有白鳥、從北飛來、翔集此村、菟名手即勸僕者、遣看其鳥、鳥化爲餅、片時之間化芋草數千許株、株葉冬榮、菟名手見之爲異、歡喜云、化生之芋、未曾有見、實至德之感、乾坤之瑞、既而參上朝廷、舉狀奏聞、天皇於茲歡喜之有、即勅菟名手云、天之瑞物、地之豊草、汝之治國、可謂豊國、重賜姓曰豊國直、因曰豊國、後分兩國云々、

按ずるに、記傳古事記傳なり、以下此に倣へ、に『書紀景行卷十二年の下に、遂幸筑紫、到豊前國、云々、冬十月到碩田國、其地形廣大、亦麗、因名碩田也、とあり。されば、其國の大名を、豊國と云ふも、此意

なるべし。豊はゆたけく大きな意なり。豊後風土記の豊國の説はいかゞ』と言はれたり。我が豊前國は、別に土地廣大膏腴しくして、實に豊國とも稱へつべき國なり。但し彼風土記の説も、無下に棄つべき事に非ず、

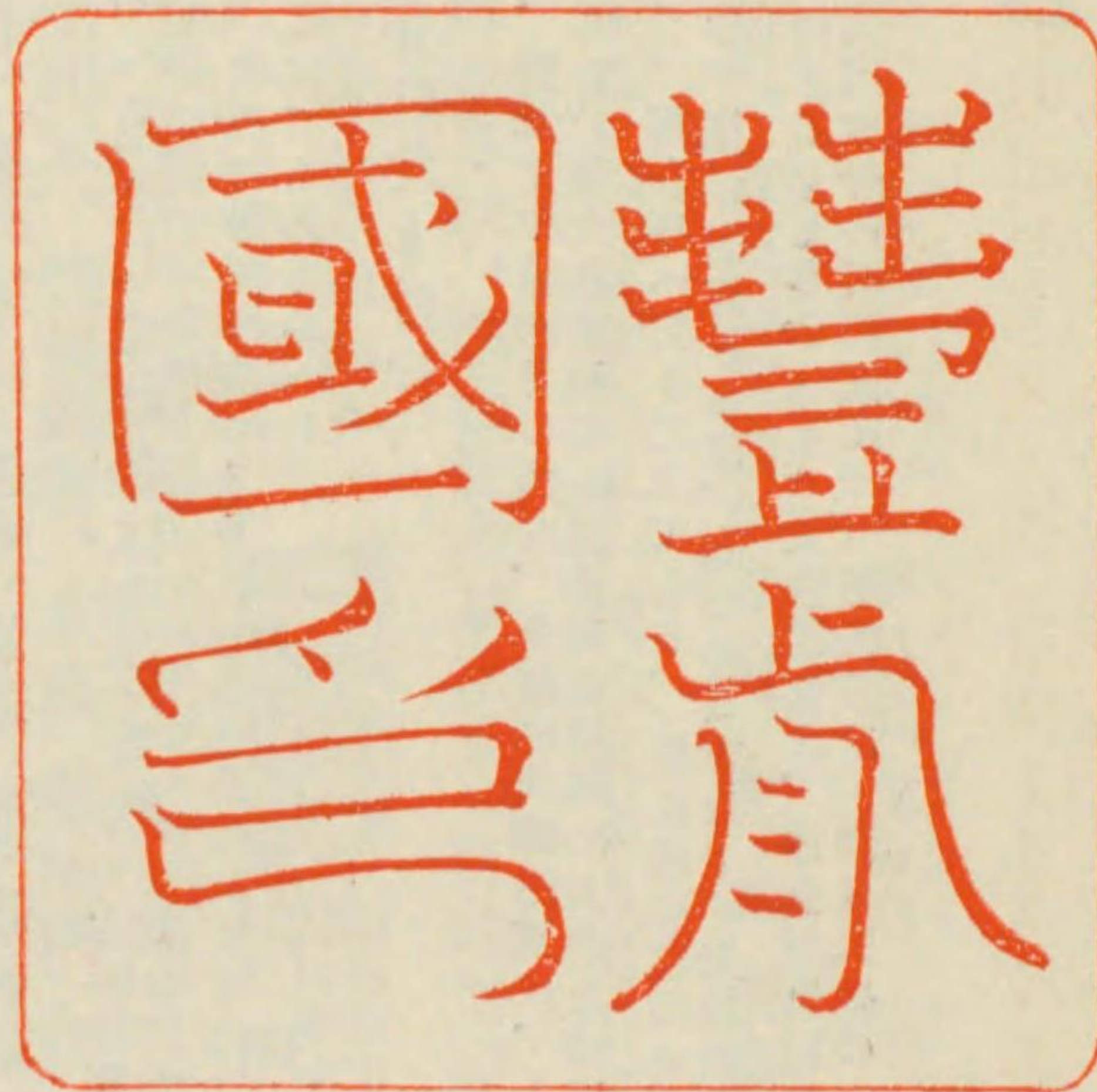
播磨風土記飭磨郡の條に云く、所以號豊國者、筑紫豊國之神在、於此處、故號豊國村。又和名類聚鈔云、豊前、止與久邇乃、美知乃久知、

按ずるに、豊國の前後と二に分れしは、何の御世にかあらむ。先づ國史に見えたるは、日本紀景行天皇十二年の下に、遂幸筑紫、到豊前國、と有るぞ始なる。然れば其より以前か。將別れしは後なれど、前へ及ぼして如是は書ける歟。
古事記志賀宮卷に、定賜國々之界、と云ふことあり、また姓氏錄、攝津國皇別に、坂合部大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合連、と云ふことも見えたり。此の二御世の際に、分けられるにてもありぬべし。穂井田忠友が、埋麝發香の大寶二年の戶籍には、如是見えれば、猶古くよりぞ分れたりけむ。

續日本紀、慶雲元年夏四月の條に、令鑄治司鑄諸國印、と見えたるは、前に諸國の印を鑄られたるが、残れる國々のをも續きて鑄られたるならむ。倍大和本紀に『崇神天皇彼國に大内を建て給ひき、依之民家富貴せり、國中豊也、然れども、此國は便宜惡しき様なればとて、都を西へ引きて立てらる、故に前に宮造せし處を、豊前と云ひ、後に宮造せし所を、豊後と號す。また大内の名を、豊浦宮と申す也』と説けるは、無稽の妄説なり。先彼天皇の此國に行幸有りし事、物に見えず、又首章に記せる國の大體を以ても地理の合はざるをも察すべし。又豊浦宮は、仲哀天皇紀二年の條に、九月興宮于穴門、而居之、是謂穴門豊浦宮、と見えて、穴門は今の長門國にて、豊浦宮は、仲哀天皇の大宮にこそあれ、此は論を待たざれども、童蒙の爲に如此なむ、

豊前

國印



(朱印)

舊事國造本紀云、豊國造、志賀高穴穗朝御代、伊甚國造、同祖宇那足尼定、賜國造、天孫本紀云、置部與會命、筑紫豊國國造等祖、重春云、古本に、甚を長に作るは誤なり。今は蓋頭に從ひて改めつ。

按ずるに、上古には、毎國に國造を置きて、其國內の神事政務を兼て掌せしなり。即桓武天皇紀に、國造兼帶神主と見えたる是なり。故に政字を、マツリゴトとは訓むなり。政事は祭事を嚴に執行はせ給ふが先務なればなり。抑國造を置かれし事は、神武天皇の御宇なるもあれど、多くは成務天皇の御世にぞ在りける。舊事國造本紀、古事記成務天皇卷等に詳なり。然るに、職原鈔の首書に、上世國司云國造、至皇極天

皇始改國司、至文武天皇、改國司曰國守、とあるは誤なり。國守は、守介掾目の守を云ふ。其四等の官を總べて國司とは云ふなり。但し國守の稱は、文武天皇の御宇より以前には、見えたることなし。又伊藤長胤が、制度通に、仁徳天皇の御世に、遠江國司上言、と云ふ事あり。崇神天皇の御世にも、河内國司即依符旨、と云ふ事あり。又推古天皇十二年にも、聖徳太子十七の憲法に、國司國造勿斂百姓、ともあり。されば、皇極天皇より前に、國司と云ふもの有り、と云へるも、亦誤なり。鈴屋の翁も、日本紀は、漢文の潤色ありて、事實を誤る事多き由云はれたる若く、此遠江河内の國司は、即國造の事なるを、漢文様に書けるにこそあれ。又憲法に、國司國造とある國造は、國造の子弟等を總稱ひ、其國造の主とある人を、國司とは云へるにぞ有らむ。因國司國造と並稱へる也けり。其は孝徳天皇紀大化二年の條に、置畿内國司郡司、其郡司並取國造性識清廉、堪時務者、爲大領少領、強幹聰敏、工書、算者、爲主政主帳、とあるを以て、國造は一人の稱に非ざる事灼焉し。但し一國の最上に在て、政事祭事を宰る人を、主と國造と云ひし事は、云ふも更なり。又伴造、國造、など云ふ時の國造は、是に同じ類の君、直、別、稻置などをも包ねて稱へるなり。 倭上に云へる如く、國造は國內の祭祀政務を統べて掌る事なりしが、孝徳天皇紀大化二年の下に、改去舊職、新設百官、及著位階、以官位叙、今發遣國司、并彼國造、可奉聞、と云ふ勅ありて、京より國司を下されて年限ありて交替ることゝなれり。如斯て政事は國司の掌り、祭事は國造の行ふ御制と成りてより、祭政二に岐れけるが、國司は國造より位高く權も重きからに、國造は何の御代に止められしと云ふ

事もなく、自然に衰微へて廢れし物になむ有りける。今は出雲紀伊隱岐の三國のみ存れり。故豊國造も、早くより無くなりたりき。抑皇國は、皇孫命の天降坐々あがりましまし時に天神の命以て、諸部の神等を副へ賜ひて、其職に奉仕事、天上の儀の如くせよ、と御依みよしませる大御言の隨に、其氏人等、子孫の八十連屬續ぎ來て各々其職を守りて、外官を望む事なく、尊卑格式ありて、甚も穩に治りたりしが、後世と成りて、西土學盛に行はれて、彼國風に倣ひ、世官の掟、封建の制を停廢られしより、己が身の品を超えて、他を望み欲する意發りて、貴賤差別無く、亂がはしく成れるより、畏くも皇位を覬覦しんをふ醜しづの痴夫さへ、往々出來にたり。然のみならず、佛教さへ隆盛に行はれて、王公貴人等を始め、天下の人民、佛教に溺れざれば、漢學に陥り、漢學に陥らざれば、佛教に溺れて、皇國魂みくにたましひは、漸々に失行きたるから、朝廷の大稜威は、自然に衰弊へませるぞかし。如是て保元文治の際と成りては、天下甚しく擾亂れて、朝廷の衰微將窮りしかば、源賴朝、其虚に乗りて、兵力を以て、朝廷の權柄を奪攘り、下知に従はぬ者をば、思ふ隨に征討めむとて、惣追捕使と云ふ稱を申受けて、毎國に守護職を置き、國司の權を押へ、庄園に地頭を置きて、領家の威を省かれたり。故國司も亦年を逐ひ、月を追ひて亡くなりたるなりけり。扱國司の帝紀家乘に見えたるは甚多かれど、所狭ければ、今は其一二を左に載せつ。

歴代の國司

萬葉集云、豊前守宇努首男人、今云、神龜年間在任なりき。

續日本紀云、天平十八年九月己巳、從五位下大伴宿禰百世爲豊前守、

又云、天平寶字六年夏四月庚戌朔、以外從五位下中臣酒人宿禰虫麻呂爲豊前員外介、

又云、同八年正月己未、以從五位下佐味朝臣伊與麻呂爲豊前守、

又云、天平神護二年三月辛巳、從五位上海上真人清水、爲豊前守、

又云、神護景雲元年九月辛亥、從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂、爲豊前介、

又云、寶龜二年十一月辛丑、以從五位下安倍朝臣御縣、爲豊前守、

大日本史和氣清麻呂卿傳云、光仁帝踐祚、復清麻呂姓名、召還之、明年復本位、爲播磨員外介、遷豊前守、

續日本紀云、寶龜五年三月甲辰、以從五位下多治比真人豐濱、爲豊前守、

又云、同六年三月乙未、始置豊前大少目員、重春云、類聚三代格、仁壽三年六月八日太政官符云、豊前國居上國、有大少目、

又云、同年九月甲辰、以從五位上弓削宿禰鹽麻呂爲豊前守、

又云、同九年二月辛巳、内藥佐外從五位下吉田連古麻呂、爲兼豊前介、

又云、同十一年三月壬午、從五位下小野朝臣滋野、爲豊前守、外從五位下陽候忌寸人麻呂、爲介、

又云、延曆四年春正月辛亥、以外從五位下秦忌寸長足、爲豐前介、癸亥、以從五位上日下部宿禰雄道、爲守、

又云、同五年冬十月甲子、以從五位下阿倍朝臣草麻呂、爲豐前守、

又云、同十年春正月癸未、以從五位下大中臣朝臣弟成、爲豐前守、

日本後紀云、延曆十八年正月甲戌、從五位下藤原朝臣河主、爲豐前守、

又云、同十三年正月庚子、正五位上藤原朝臣縵麻呂、爲豐前守、

又云、大同元年正月癸巳、從五位下小野朝臣木村、爲豐前介、

類聚國史大同元年十一月、庚午敕云、豐前介外從五位下賀茂縣主立長云々、

日本後紀云、大同三年八月辛未、從五位下和氣朝臣雄成、爲豐前脱字有リ、

又云、弘仁三年正月辛未、諸陵頭從五位上永原朝臣最弟麻呂、爲兼豐前守、

又云、同四年正月甲子、侍從從四位下平野王、爲兼豐前守、

續日本後紀云、承和五年十一月甲戌、以從五位下在原朝臣仲平、爲豐前守、

又云、同六年正月甲子、從五位下菅野朝臣永岑、爲兼豐前守、二月庚午以從五位下豐前守貞成、爲大膳大夫、

又云、同七年正月丁未、以從五位上藤原朝臣貞守、爲兼豐前守、

又云、同八年正月癸未、以從五位下大春朝臣良棟、爲豐前守、

又云、同年五月乙未、以勘解由長官從四位下和氣朝臣仲世、爲兼豐前守、

又云、同九年七月戊午、以少判事正七位上丹墀真人時永、爲豐前權掾、

又云、同十年正月辛丑、以外從五位下山代宿禰氏益、爲豐前介、

又云、同年二月己巳、以外從五位下御野宿禰清庭、爲豐前介、

又云、同十一年九月戊寅、從五位下長岑宿禰秀石、爲豐前介、

類聚三代格、嘉祥二年二月八日、太政官符云、豐前守從五位下伴宿禰枝嗣、

續日本後紀云、嘉祥三年正月甲午、從五位下常道真人兄守、爲豐前守、

文德天皇實錄云、仁壽元年春正月甲申、外從五位下內藏朝臣雄繼、爲豐前介、

又、仁壽三年五月、藤原朝臣並藤卒せし條云、並藤、豐前介正六位上石雄之子也、

又云、齊衡二年正月丙申、從五位下藤原朝臣友永、爲豐前守、

又云、同三年春正月丙辰、外從五位下坂合部人吉、爲豐前介、

又云、天安元年八月庚辰、外從五位下當野伊美吉平戶麻呂、爲豐前介、

又云、同二年五月辛未、從五位下清原真人秋雄、爲豐前守、

三代實錄云、貞觀元年春正月十三日庚午、以從五位上行豐前守清原真人秋雄、爲左馬頭、二月十三日

己亥、左京亮從五位下朝原宿禰良道、爲豐前守、

又云、同年五月丙辰朔、藤原朝臣貞守卒、云々、承和元年、遷兼豐前守、

又云、同二年三月二十日庚午、從五位上行紀伊守文室真人益善、爲豐前守、

又云、同六年冬十月十四日丁卯、以從五位下布瑠宿禰清真、爲豐前守、

又云、同九年正月十二日癸丑、以從五位下行豐前介藤原朝臣仲直爲守、外從五位下左太史和氣朝臣時雄爲權介、

又云、同十二年正月廿五日戊寅、外從五位下丹波真人嗣茂、爲豐前介、

又云、元慶二年正月十一日丁未、以散位從五位上清原真人惟岳爲豐前守、

又、同五年夏四月の條云、今年三月八日、中務少錄從七位下大石林繼成、左遷豐前權大目、

又云、同七年十二月廿八日庚申、以從五位下橘朝臣貞樹爲豐前守、

百鍊鈔云、天曆元年八月二日癸未、豐前守橘仲遠、令奏赴任之由、

十訓抄云、勘解由相公有國卿、若かりし頃父豐前守輔道なり具して筑紫に在ける時、云々、重春云、諸家大系圖に、有國は

寛弘八年七月十一日、薨六十一、と見えたり。されば輔道の當國に在りしは、應和より天延の間なるべし。

外記局記、正曆五年五月辛酉、太宰府言上解文云、前豐前守藤原朝臣經理云々、

又、長保元年三月の記云、豐前國守光輔、

又、康和元年正月廿三日の記云、豐前權守從五位下清原定重、

朝野群載、康和三年四月、中原朝臣廣宗歿狀云、男從五位下行豐前介廣忠、

外記局、康和五年二月卅日己卯の記云、豐前守從五位下菅野政任、

朝野群載、康和年間の解狀云、豐前守中原朝臣奉貞、

長秋記云、保延元年八月十四日、豐前前司資康、

外記局、久安二年十二月廿四日己未の記云、豐前權守小野業忠、

又同三年正月廿八日壬辰の記云、豐前守從五位下中原重基、

又、同四年正月廿八日丁亥の記云、豐前權介正六位上藤原宗貞、

又、仁平二年九月三日甲午の記云、去八月豐前守橘朝臣清仲、赴任國之間、於河尻邊卒去、

入車記云、仁平三年三月二日辛卯、豐前守平貞賢、

又云、久壽三年正月廿八日庚午、豐前守源長定、

宇都宮系圖云、文治元年右大將賴朝以宇都宮大和守信房爲豐前守護職、

大日本史高師直傳云、師泰子師友豐前守、

又、師泰傳云、弟師茂、師茂弟師重、爲豐前守、

又、大友貞宗傳云、貞宗五世祖能直、云々、賴朝嘉其忠誠、尋授豐前豐後守護、爲鎮西奉行、又任豐

前守、

又、大内義弘傳云、足利義滿加授豊前守護、

按ずるに、國司の下らるゝには、續紀に神龜三年八月乙亥太政官處分、新任之國司向任之日、

太宰府并部下諸國、五位以上者宜給傳符、自外隨便駕船、緣路諸國依例供給、史生亦准此焉、

と見えて、五位以上の人は、陸路より下らるゝ事なりしに、延喜の際は専ら船にて下らるゝ御制と

ぞなりにたる。其は民部式に、凡山陽南海西海道等府國新任官人、赴任者皆取海路、仍令緣海國

依例給食、但西海道國司到府即乘傳馬、其大貳已上乃取陸路、とあるにて知るべし。扱九國二

島の國司は、何事にまれ、先太宰府に告して、太宰府より朝廷へは聞え奉りしなり。職原鈔云、太宰

府都管九國二島、太宰府の事は續紀云、天平十四年辛亥廢太宰府、同十五年十二月始置鎮西府、同十七年六月復置太宰府、

また云、神護景雲三年冬十月太宰府言、此府人物殷繁天下之一都會也、文德天皇實錄云、嘉祥二年滋野朝臣

貞主上表曰、夫太宰府者西極之大壤、中國之領袖也、東以長門爲關、西以新羅爲拒、加以九國二島郡縣濶遠、自

古于今以爲重鎮云々、有德爲帥貳一、才良爲監典、三代實錄云、鎮西者是朕之外朝也、千里分符、一方寄重、

和漢三才圖會云、小倉至江戶海陸二百六十六里、至大坂百四十八里、巽至中津十一里、北至

長門下關三里、未方至筑後久留米二十里、坤至筑前福岡二十一里、至肥前長崎五十四里、中津

至江戶二百五十八里、至大坂海上百三十五里、

道程

租賦

主稅式云、豊前國正稅公廨各廿萬東、國分寺料一萬四千二百七十四東、文殊會料二千東、府官公廨十

萬東、衛卒料一萬七千五百五十四東、修理府官舍料六千東、池溝料三萬東、救急料四萬東、

按ずるに、拾芥抄云、十釐爲毫、十毫爲分、十分爲把、十把爲束、又云、六銖爲一分、四分

爲一兩、十二兩爲一屯、十六兩爲一斤、小一斤也、三斤爲大一斤、四十八兩也、大十斤爲稻一束、一

束一斗米春五升とあり。通證に、伊藤氏云方一町所出春米二十五斛、而公稅收二十二東、則是一

斛一斗也、殆近於二十而取一、と見えたり。然れば我豊前は百姓より全く六十萬九千八百二十八

束春米にして三萬四百九十一斛四斗納めしなり。主稅式云凡筑前筑後肥前肥後豊前豊後等國每年穀二千石漕送對

馬島以充島司及防人等糧とあるは上件之斛高の内なるべし。此

餘に納めし處の調庸は左の如し。民部式云、凡諸國貢調庸者、

主計式云、豊前國調、綿紬十七疋、自餘、輸絹、綿、絲、費布、烏賊、雜魚楚割、庸、輸綿米、中男作物、防

壁韓薦、折薦、黑葛、黃蘗皮、海石榴油、胡麻油、荏油、烏賊、魚楚割、鹿鮓、猪鮓、漬鹽年魚、鮓

年魚、

兵部式云、豊前國甲二領、橫刀八口、弓二十張、征箭四十具、胡篋四十具、右每年所造、具依前件

云々、送太宰府、

郡名、石、高

和名鈔云、豊前國國府在京都郡管八、田萬三千二百餘町、正公各二十萬束、本類六十萬九千八百二十八束、雜類二十萬九千八百二十八束田河、企救岐久京都美夜、仲津、築城豆伊上毛加牟豆美介、宇佐、重春云、岐久板本に久を多に作れるは誤なり

和漢三才圖會云、豊前八郡高三十三萬七百四十石、

宇都宮家譜云、豊前國八郡一萬五千餘町也、内三百三十餘町者、宇佐宮御領、同二千五十一町者、十六人地頭職世々配分之。

或記云、豊前國物高、二十七萬三千八百一石八斗四升八合三勺重春云、是は細川家より、小笠原家に引渡されたる高なり

民部式云、豊前國上管、田河、企救、京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐、重春云、國に上中下を分けられたるは、國の大小に據るに非ず、産物一鉢の風土を以て、差別を立てられたるものなり

按ずるに、郡を始めて建てられしは、孝徳天皇紀に、大化二年、置畿内國司郡司、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、其郡司、並取國造性識清廉堪時務者爲大領少領、と見えたるを始めにて、此御代にぞ續いて諸國にも、郡を建てられけむ。さるは、後紀延曆十七年三月丙申の詔に、昔難波の朝廷、始置諸郡、仍擇有勞、補於郡領、子孫相襲、永任其官、又類聚三代格弘仁二年の詔に、郡領者、難波朝廷置其職とあるにて著明し。然るを、制度通に、成務天皇紀五年九月の條に、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、と見えたるを、郡縣の區別の濫

觴なりと云へるは違へり。是も漢文の潤色にて、實は古史傳に云はれたる如く、國郡立造長とあるは、古事記に定賜大國小國之國造とあるに當りて、國とは古事記に所謂る大國、郡とは古事記に所謂る小國を云へるにて、其大國小國の國造を定め給へる事著く、縣邑置稻置とあるは、古事記に定賜大縣小縣之縣主とあるに當りて、縣とは古事記に所謂る大縣、邑とは古事記に所謂る小縣を云ひて、其大縣小縣の縣主を、定め賜へるにこそあれ。郡縣を別ち玉へるには、非ざるをや。諸、郡の區別の御制は、古くは上に出せる孝徳天皇紀の如くなりしに、其御法も御世々々にて沿革ありける由にて、戸令に、凡郡以廿里以下十六里以上爲大郡、十二里以上爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上爲小郡、と見え、民部式に、凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者分隸比郡、地勢不宜分者、隨狀立別郡、と見えたるにて、其大概は察られたり。如斯て、其每郡に郡司の官舎ありて、其を郡家と云ひき。此も郡を建てられし時よりぞ有りぬらむ。史に見えたるは、天武天皇紀に菟田郡家とあるを初めて、世々の史に往々出でたり。和名鈔に、淡路國津名郡家、(久宇希)神名帳に、加賀國加賀郡家神社などありて、後世には、地名となれるも多かり。式部式云、凡、郡司者一郡不得併用同姓、若他姓中無人可用者、雖同姓除同門外聽任、續紀天平十一年五月詔云、諸國郡司徒多員數、無益任用、侵損百姓、爲蠹實深、仍省舊員改定、大郡大領少領主政各一人主帳二人、上郡大領少領主政主帳各一人、中郡大領少領主帳各一人、下郡亦同、小郡領主帳各一人、

郷名

和名鈔云、

田河郡 香春 雉怡 位登 城田
 企救郡 長野 蒲生
 京都郡 諫山 本山 刈田 高來
 仲津郡 些見 藪見 城井 狹度 高屋 中臣 仲津 高家
 築城郡 綾幡 桑田 嶋木 大野
 上毛郡 山田 炊江 多布 上身
 下毛郡 山國 大家 麻生 野仲 諫山 穴石 小楠
 宇佐郡 野麻 酒井 葛原 封戸 向野 廣山 垣田 高家 深見 辛島

按ずるに、出雲風土記に、依靈龜元年式、改里爲郷、其郷名字者、被神龜三年民部省口宣、改之、と見えれば、里を郷と爲られし事は、甚、著きを、同風土記に、郷若干里若と記せるを以て見れば、里も尙有りしと察られたり。故、思ふに、公には里を廢てて、郷とせられしかども内々には猶古くより、唱習はし來ぬるまゝに、里の名をも呼びたる地ありしものなるべし。然ればにや、彼の風土記に里若干と云ふを小字には書けるならむ。偕、記傳に、『郷と里とは、共に佐刀なれば、

古へは一なり。字に就て、後の分をいはず、孝徳紀及令などに、里とあるは、即郷の事なるに、出雲風土記などにては郷内に里あり。其外にも某郷之某里と云へる事あり、又郷を通はして里と云へる事もあり、と云はれたるは、然る事ながら、今少し云ひ足はずなむ。抑、里は戸令に、凡戸以五十戸爲里とあるを、義解に、若滿六十戸者、割十戸立一里、置長一人、其不滿十家者、隸入大村、不須別置也、と釋はれたり。倭名鈔などの郷名に、餘戸と云ふが見えたるは、かの割十戸立一里とある里の事なり。

沿革

續紀云、和銅七年閏二月壬寅、隼人昏荒野心未習憲法、因移豊前國民二百戸、令相勸導也、重春云、を民に作るは、誤なり。今は宮崎文庫本に従へり。

按ずるに、和名鈔に、大隅國桑原郡に豊國仲川、肝屬郡に鷹屋、薩摩國出水郡に大家、阿多郡に鷹屋など云ふあり。隼人は、大隅薩摩等の舊名なれば、彼當國より移されたる人等の榮えて、一郷と成りたるには非ざる歟。如何にも由緒ありげに聞ゆ。然るは、當國に仲津郡あり、下毛郡に大家郷、中津川あり、宇佐郡に、高屋郷あればなり。景行天皇御紀に、十三年夏五月、悉平襲國、因以居於高屋宮、己六年也、於是其國有佳人、曰御刀媛、則召爲妃、生豊國別皇子、是日向國造之始祖也、とある、襲國も、隼人の國と一つなるに、皇子の御名に豊國と云ふもあり、宮名に高屋と云ふもあれば、彼當國より移されたるには關係らで固有の名にても有りぬべし。

續紀云、天平十七年五月、筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向七國無姓人等、賜所願姓、

又云、天平寶字五年十一月丁酉、筑前筑後肥後豊前豊後日向大隅薩摩等八國、檢定船一百二十一隻、兵士一萬二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十人、皆免三年田租、悉赴弓馬兼調習五行之陣、其所遣兵士者、便役造兵器、

類聚國史云、天長五年閏三月乙未豊前國俘囚吉彌候部衣良由、輸酒食百姓三百六十人、衣良由叙少初位下、

續後紀云、天長十年六月辛未、罪人藤原永主、同山主、藤主等、天長二年、從日向國遷配豊前國、今移備前國、

日本紀畧云、延曆廿二年正月甲寅、豊前國獻白雀、重春云日本逸史には豊前を豊後に作れり。何れか是なる事を知らず。治部式に白雀は中瑞の部に出でたり。

百鍊鈔云、貞觀十一年六月十五日、太宰府言、去月廿二日夜、新羅海賊乘艦二艘、來博多津、掠奪豊前國年貢絹綿、即便逃竄、發兵追、遂不獲賊、

三代實錄云、貞觀十一年秋七月二日戊午、勅譴責太宰府司曰、諸國貢調使史領將一時共發、不可前後零疊、雖其群類而令豊前一國獨先進發、亦弱於人乘、飢虎口、遂使新羅寇盜乘隙致侵掠、非唯已失官物、兼亦損辱國威、求之往古、未有前聞、貽於後來、當無面目、雖云使人之可責、抑亦府官之有怠云々、

人車記云、嘉應元年六月廿三日戊申、流人中被召返僧侶十五人良運豊前云々、永萬二年配流延曆

寺惡僧

本朝勝槩記云、豊前國綿木綿多し、春氣遅くして、五穀豊饒なり。

宇佐郡記云、高瀬川より東二郡を東豊前と云ひ、西六郡を西豊前と云。

當國三十三所觀音

- 四王寺田河郡鏡山村 朝日寺内田村 高座石寺香藏寺村 鳥尾寺彦山 關寺企救郡曾根村 長野寺長野村 瀧寺瀧川村 大吉寺
- 京郡神田村 圖師寺同圖師村 法正寺法正寺村 等覺寺等覺寺村 井守寺津留郡津留村 築瀬寺築瀬村 古河寺古河村 寶山寺
- 同寶山寺村 國分寺同國分寺村 觀通寺今井村 日峰山築城郡八田村 觀音寺赤幡村 五箇岩屋上毛郡求菩提山 如法寺山内村 岩屋寺
- 同挾間村 觀音寺緒方村 岩屋堂原井村 長谷寺下毛郡秣村 岩洞山平田村 岩屋寺東谷村 大樂寺宇佐郡宇佐村 西山同上 國分寺山本村 清水寺清水村 仙岩山麻生村 椎屋瀧椎屋村

重春云、此觀音は仁聞の置ける由云傳へたり。如何あらむ、不知。渡邊明は小笠原家の時定めたりと云へり。何に出でたるにか。

石窟

當國所々の山に、大石を積み構へたる石窟甚多かり。穴は多く南に向ひたり。上古に火雨の降りし時、竄れたる蹟なりと語傳へたれど、是は素論ふに足らぬ妄語なり。和漢三才圖會に窟穴居也、處處山麓有之、和州河州多有之、凡南面口廣奥濶、或書云孝靈天皇三十六年六月、火雨、民築石室居

焉、按不_レ悉然、古者未_レ精_レ柱壁之巧_二時、民多穴居之跡也、和河二州本朝最初之地也、日向亦有之乎、と見え、又記傳に、吉備國にも岩屋、いと多かるを、上代に土蜘蛛等の住めりし址なるべしと言はれたり。己彼石窟を是彼行きて見るに、何れも往昔の墳墓なるべくこそ思はるれ。京都郡黒田村なる女體權現の窟も、同體なるが、内に石棺あり。此餘にも、石棺の存りたるは猶、多かり。扱、火雨の事は、推古天皇、天智天皇等の御紀に見えたれど、火は大字の誤にこそあらめ。如何でか然る事あらむ。此は大雨を比佐米と訓めるから、後人の狡意に、大字を火に改めつるなるべし。

不知火

不知火の事は、景行天皇紀に見えて、肥後國の事なるが、我が豊前の海にも、時々見ゆ。英醫合信と云へるが著せる博物新編と云ふ書を見るに、洋海之水味鹹而苦、中有_レ光物、擊之即發、亮如_レ螢、青似_レ硫磺火色、黑夜蕩漾、星點紛飛、風起潮生、浪花如_レ爆、夜半海防發_レ炮、彈丸激_レ水走_レ金蛇、亦壯觀矣、とあるも不知火の類にや。但し潮の光るとのみ思はむは、當れりとも思はずなむ。

田字

當國の田字に射場と云ふ甚多かり。兵部式に、凡太宰府管内諸國射田、每郡置_二二町、其一町賜_レ步射之上手、一町賜_レ騎射之超勝_一云々、國司簡_レ試上番兵士_二不限_レ騎步、人別令_レ射_二十箭、每日所_レ試勿_レ過_二二十人、斟_レ量能不_レ隨_レ狀給_レ之、其能_レ射人及所_レ給物數附_レ朝集使_二送_レ省、と見えたるは、國府に

て物する事なるが、郡々にても、郡司などの其射術の下見などせし事の有りしと思ゆるなり。又、然らぬ時にも、郷々にて私に物せし事は言ふも更なり。故、射場の名の此處彼處に遺れるにぞあらむ。射場と云ふ事は兵部式に見えたり。

又、鍛冶給、鍛冶屋園、鍛冶屋田、甲田、工蘭など云ふも、甚多かり。是は兵部式に、豊前より甲、横刀、弓、征箭、胡篠など、毎年作りて、太宰府に調進せし由見えれば、其品を作る料の田、或は其匠の住居し跡にてもあらむか。

又、師匠田と云ふも多かり。續紀_三に始聽_レ諸國々師乘驛朝集、又勅曰云々、七日之間、屈_レ請_レ緇徒_一云々、各於_レ當國諸寺_二奉_レ讀、國司國師共知、檢_レ校所_レ讀經卷并僧尼數、附_レ使奏上、また、日本逸史延暦十六年八月の敕に、諸國講師所_二以_レ教_レ導_レ緇徒_一也、同廿年十二月の條に、改_レ國師_二曰_レ講師、每國置_一一人、また、續紀_七に、治部省言、去寶龜元年以降、增_レ加國師員、或國四人或國三人、於_レ事准量深匪_レ允_レ愜、望_レ請_レ自今以後依_レ承前例、大上國各任_二大國師一人少國師一人、と云ふこと見えたり。されば、往古は、法に勝れたる僧を、每國に下して、其國內なる諸寺の僧尼は更にも言はず、人をも導かせられたるからに國師とは云ふなりけり。師匠田は、さる法師に宛てられし田には非るか。

又、鼓田、笛吹田、笛免など云ふも多かり。此は其村なる社の神樂の料なりしも多かるべく、又民部式に凡諸國々別、置_レ鼓生二人大角生五人小角生三人、並免_レ僦役、また、凡太宰府鼓吹丁云々、豊前

卅六人免其僭役、など見えたる徒の田なりしも有りぬべし。

又、衣田と云もあり。續紀三に、先是諸國采女肩巾田、依令停之、至是復舊焉、と見えたる肩巾田なるか。又、臨時祭式に香取神宮樂人裝束者、令國司付領、若有欠失、拘其解由云々、舞妓八人料、袷衣八領、單衣八領、袴八腰、裳八腰、絹帶八條、襪八兩と見えたる類にて、神社の樂料の田なるか。帶田、袴田など云ふ田字もあれば、樂料にぞ有るべき。

又桑原、漆園など云へるもあり。地名にも多し。民部式に、凡朝集使終事還國者、令二寮勘合官舍溝池桑漆種麥陸田雞鋪設等帳、然後移送式部省、などありて、桑漆は朝廷にも、別に重みし給ひて、栽立てられし由なり。三代格にも、桑漆を植ゑられし事見ゆ。如此る故に、地名田字等に多かるなるべし。

己此書を編輯するに附けて、國內盡巡覽りつる序に、田畠迫並帳と云ふものを見し事ありしかば如斯は云ひ出づるなり。

豊前志 一之卷

田川郡

郷四。和名鈔に、出でたるを載せつ。但、世につれて沿革あれば、今と異なるも有りぬべし。載せつ。下、皆然り。村八十。或古記に出でたるを載せつ。他日、閑を得ば、方今のをも記さむとす。以下、皆然り。

按ずるに、景行天皇紀には、高羽と見え、續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條の下には、多胡麻呂從田河道往、と見えたり。然れば、古くは、高羽と書きしを、續紀和銅六年五月の詔に、畿内七道諸國郡郷名著好字と有りしに據りて、田河とは、改めたるならむ。民部式云、凡、諸國部内郡里等名、並用二字、必取嘉名。或記

云、細川家より御引渡の高、田河郡四萬六千五百三十一石八斗九合五勺三才、

香春郷

今は村名となれり。

豊前國風土記云、田川郡鹿春郷、在郡東北此郷之中有河、年魚在之、其源從郡東北杉坂山出、直指正西流下、添會真漏河焉、此河瀨清淨、因號清河原村、今謂鹿春郷訛、昔者新羅國神、自度到來、住此河原、便即名曰鹿春神、又郷北有峰、頂有沼、潤廿六歩許黃楊樹生、兼有龍骨、第二峰有銅并

黄楊龍骨、第三峰有龍骨、重春云、鹿春の名義は、風土記の文にて能く通えられたれど、別に思ひ寄れる事あれば、試に云はむ。其は採銅所村長光家傳に、鏡かみづくり作つくり遠祖とほおやほあかり火明命ひのあかりのみこと、本書に、天照大神とあれど、誤なる由は、採銅所村の下に云へるを見て知るべし。の社を作りて、次に香春かほののな、嵩御山開祭と云ふを行ひて、朝廷より宇佐宮に御調進の寶鏡を鑄造るよし見えたるに據りて、考ふるに、先御山開祭と云ふことは、鏡に造るべき料の銅を掘り取ることを、香春の神社に願奉る祭なるべし。宮木を伐り取るに、山口祭を爲るを思ふべし。然らば、香春は、加具波留の略言歟。加具は加賀とも加宜とも活きて、鏡の名義の炫見なるに合へれば、鏡原にて鏡を作る野原の意にもや有らむ。鹿香の字を加具と云ふ例は、鹿島、香山など猶、多きを共に畧して加とのみ云ふは、常の事なり。説の當否は見む人撰びてよ。

萬葉集云、拔氣大首任ひきのおびと筑紫時、娶豊前國娘子紐兒むすめ作歌『豊國乃加波流波吾宅、紐兒爾、伊都我里座者、革波流吾家』、

雉怡郷

此の名、今は元松村の近隣に存れり。

位登郷

今は村名と成れり。

城田郷

此の名、今は上野村の邊に残れり。

採銅所下

採銅所町。

按ずるに、此の村古くは、企救郡に屬したり。其は三代實錄に、元慶二年三月五日辛丑、詔令みこと太宰府採豊前國規矩郡銅、宛彼郡僑夫百人、爲採銅鑄作、先潔清齋戒申、奏八幡大菩薩宮、とあるにて炳焉あらはれ。宮崎本には、鑄作かぎを客作兒きやくさくごに作れり。また、仁和元年三月十日乙丑、太政官處分、下知長門國、送銅手一人掘穴手一人於豊前國採銅使許、以豊前國民未習其術也、と見え又、主稅式に、凡、鑄錢年料銅銚者、豊前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖、銚千四百斤毎年操送、と見えたるも、皆、此處にて採れるにぞ有りける。偕、往昔、宇佐宮に勅使御參向の時、此處にて御鏡を製造り、其を御調進ありし由にて、此の村なる長光家の古文書に云ふ、宇佐宮放生會行幸會之二大會、每被遂行、上古從朝廷遣勅使、勅使著船于今居津、御逗留于草場村之在廳、率官人至採銅所、而金銅奉鑄之儀、被供奉云々、重春云、今居津草場村は仲津郡なり。

御正躰金銅次第、

一 清祀殿一字、板葺九尺間三間四方、柱十二本、高各二丈二尺、殿内惣而土坐、中央鍛冶床□之、

- 一 天照大神御社一字、在清祀殿西、
- 一 神宿殿一字、板葺二間三間、中央設石御床三座、所奉安御正躰金銅處也、
- 一 勅使殿一字、
- 一 在廳官人小屋一字、

先勅使引官人兼日到著採銅所、寶鏡造進之間、神事被供奉、次清祀殿御事始、先清祀殿四方立御鉢、此御鉢料者、於築城郡御本山若林山兩山之麓筑後堀之内、材木伐取之、右之兩山者、桑田郷内也、亦四方四隅立幣帛八本、四方奉引御注連、以綾錦奉圍殿外、爲戒非常也、次香春嵩御山開祭有之、重春云、御山開祭の事は、香春郷の下に云へり。古宮神官奉仕之、先、一御嵩一之殿寶鏡之料次第有之、三山御靈在第三之御嵩之麓、御祭御供神酒等古宮神官口授秘訣也、次長光奉鑄寶鏡之前日、黃金之鉢盛清水、立眞坂木、取添白和幣、奉申降天照大神、從前長光齋七日身滌于鹽負川、其後三七日潔齋之後奉鑄御正躰、先日韜韜有之、古宮神官動之。次、奉鑄之次第、限日長光出清祀殿、勤神事、正當日初一日、奉鑄寶鏡、一之御殿料三銅、或六銅、決、口、酉日奉鑄寶鏡、二御殿料三銅或六銅、決、口、卯日奉鑄寶鏡、三御殿料三銅或六銅、決、口、次奉鑄之事、終而三御殿御正躰入御于神宿殿、奉安置于石御床上、結願之祭兩日長光奉仕之、次奉納御正躰於御箱、次奉乘神輿、神輿三振御三殿分也、次神輿御發幸採銅所、其日入御草場村豐日別宮、卯尅御進發、駕輿丁廿四人、吉田郷東郷北郷之所役也、次供奉次第、勅使、在廳

人、及神官、神人、氏人等云々と、見えたり。此の事は、應永廿七年宇佐宮寺造替日記放生會之條に、上古は勅使也。り、毎年所進也、とみえたり。猶、此の古文書に見えたる天照大神と申すは、古史傳に據りて考ふるに、仲津郡官幣宮の段に云ふべし。倭、此の古文書に見えたる天照大神と申すは、古史傳に據りて考ふるに、天照大神には非らず、天照國照彥火明命に、天香山命を併祭れるにこそあらめ。其は、天香山命は、日神の岩屋戸に籠り給へる時に、御鏡を造り給ひし伊斯許理度賣命にして、火明命は御父に座坐し、鏡作の祖神に座坐せばなり。神名式に大和國城上郡鏡作坐天照御魂神社とある是れなり。此の神名、書どもに猶、是彼あなるを、其皆火明命なるを思ふべし。天照と云ふより、大御神と思ひ誤れるになむ有りける。

村名

- 鏡山 高野 柿下 香春町 下香春 夏吉古は夏焼と云へり。伊加利 弁城 赤池 新町 市津 畑村 草場
- 能方 鋤木田 上野 南木 金田 神崎 大熊 糸田上中下。豊前軍記略云、正慶二年夏相模守高時一族、規矩掃部助高政、糸田左近大夫貞能、一時蜂起、而高政權籠于鬼岳、貞能權籠于帆柱、依之大友氏爲大將、引率白杵戸次酒殿、宮床 宮尾 楠村 弓削田上 川原弓削田按ずるに、此の處は已下、攻鬼岳、少貳爲大將、攻帆柱、高政貞能共自殺。宮床 宮尾 楠村 弓削田上 川原弓削田
- 呂が樂田せしよりの名なるべし。同じ頃豊前介吉田の連古磨の樂田も、京都郡にあり。鹽麻呂の在任のことは一之卷に出せり。又、兵部式に、豊前國云々、弓二十張、征箭四十具云々、送太宰府、と見えたるを以て思へば、弓を削る料に充てたる田なりしが、地名と成れるにも有
- 中津原 見立 鼠池 後藤町 池尻 金國 糸村 猪膝 川崎 木城 荒平 眞崎上 黒木
- 安宅 中元寺 落合下 増田 津野下 野田 伊田 山浦 伊須原 伊原 添田 添田町 岩瀬
- 庄 新城 眞木 福田 元松 赤村上下○按ずるに、安閑天皇紀に、二年五月置豊國我鹿屯倉、とある我鹿は此の地なるべし。倭屯倉の事は記傳廿六に、古は國々處々に朝廷の御田ありて、田部と云ふ

者を役ひて、佃らしめて、其の御田に成れる稻穀を藏むる御倉、及其の官舎をも合せて美夜氣と云ひ、又其の御田をも包合せて常に美夜氣と云へりと云はれたり。宣化天皇、記云、元年夏五月詔曰云々、其筑紫肥豐三國屯倉、散在縣隔云々、宜課諸郡、分移粟建那津之口。伊方上下○按ずるに安閑天皇紀に、二年五月置豐國肝等屯倉、と見えたり。此の村の内に、古肝等、新肝等と云ふ小名あり。其れなるべし。白土 成光 秋永 大内田 柿原 桑原 今任下

田河驛

按ずるに、兵部式に此の驛に驛馬五疋を置くよし見えたり。今は郡名にのみ存りて何處とも知れず。扱、諸國に驛を置かれし事は、元明天皇紀に和銅四年始置都亭驛、と見えたるを濫觴なる。欽明天皇三十二年の條に、驛馬と云ふ事あれど、漢文の潤色にて、驛の在りしには非じ。厩牧令云、諸道須置驛者每三十里一驛、又云、凡諸道置驛馬、大路二十疋、中路十疋、小路五疋、其傳馬每郡各五、皆用官馬、又云、凡官人乘傳馬、出使者、所至之處、皆用官物、其驛使者、每三驛給、○類聚國史云、弘仁十三年春正月乙未、藤原朝臣緒嗣奏白、伏望諸國驛子准書生例、每戶量給借賃稻二百束、兼擇驛下好田一處、許之、○雜式云、凡、諸國驛路邊植菓樹、令往還人得休息、若無水處量便掘井。

多米驛

按ずるに、此の驛、兵部式に見えたり。此は此の郡なるべく思ゆれど、何處とも知れず。宇佐宮大鏡田河郡の條に多米虫生稻光云々など見えたり。

香春神社

神名式云、田川郡三座、並かかくにをきながおほひめ辛國息長大姫大目命神社、おしほね忍骨命神社、とよひめ豐比咩命神社、

風土記云、田川郡鹿春郷云々、昔、新羅國神自度到來、住此河原、便即名曰鹿春神、

元亨釋書最澄傳云、延曆二十三年秋七月、從遣唐使菅清公、浮溟渤時、宿田河郡賀春山下、夢梵僧來前、袒衣露身、左肩似人、右肩如石、言之日、我是賀春明神也、和尚慈悲救吾業道之身、我當加助、求法晝夜守護、欲知我實、海中急難現、光爲驗、證明且跡山右邊、崩巖草木不生、宛如夢中半身、心異焉、又海中風浪果有光曜、是以思神之不浪也、而建法華院、自創講席、乃神宮院也、開講之後、其右巖之地、漸生草木、年々滋茂、郷邑嘆異、

續後紀云、承和四年太宰府言、管豐前國田川郡香春岑神辛國息長大姫大目命、忍骨命、豐比咩命、惣是三社、元來是石山而土木惣無生、延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山、祈云、願緣神力、平得渡海、即於山下、爲神造寺讀經、爾來草木翳鬱、神驗如在、每有水旱疾疫之災、郡司百姓就之祈禱、必蒙感應、年登人壽異於他郡、望請預官社、以表崇祠、許之、重兄云、釋書及續後紀に據りて、香春神宮院の由來を傳教大師渡唐の前後に、生まれし事あり。此時より、香春に寺を建初めけり。昔三代實錄に云、貞觀七年二月廿七日己卯は六坊有りしと云ふ。其跡、社の左右處々にあり。今も一坊残りりと記せり。

豐前國從五位上辛國息長比咩神、忍骨神、並授從四位上、
重春云、辛國息長大姫大目命は、何の神にか座しますらむ。諸君子等の説は、大方風土記の傳を本に取りて、御紀垂仁天皇二年の一書に難波比賣語曾神、且至豐後國國前郡、復爲比賣語曾神社、二處見祭焉、と見え攝津風土記に比賣島乃松原者、昔輕島豐阿岐羅宮御宇天皇之世、新羅國

有_二女神_一、遁_二去其夫_一、來_二住筑紫國伊波比乃比賣島_一、乃曰、此島者猶不_二是遠_一、若居_二此島_一、男神尋來、乃更遷來_二停此島_一、と見えたる杯に據りて、新羅の比賣語會神を祭れりと云ひ、西田直養翁の彦山紀行にも、『記傳應神紀の條に、垂仁紀の文を引きて、國前郡は豊後なり。是は彼の豊前の田川郡の香春をかく傳誤りたるならむ。豊後に此の神ある事、物に見えたることなしと出でたり。翁の考の如く、國前と田川と文字もよく相似第一に釋紀に引ける風土記の殘編にて明なり、全く比賣語會神社なるべし』と云へれど、比賣語會神社の豊後なる事は、既に、小串重威翁の姫島考にて著明きをや。又風土記の文は、鹿春と云ふ地名の出自の據とはすべけれど、祭神を新羅神とする徴とは成し難し。かにかくに此の風土記の文は其の義詳ならざれば、愆文とこそ所思ゆれ。然らば、神實は如何ぞと云ふに、決_二く息長帶_一、姫命(神功皇后)になむ座しましけむ。然るは、八幡宮縁起に、皇后使_二妹豊姫與_二磯良_一云々、とある豊姫の御名、正史に見えねど、皇后の妹とあれば、古事記に見えたる虚空津比賣命の別名にて、此の社の合殿に座す豊比賣命と同名同神なるべくこそ所思ゆれ。神功皇后御傳記に、虚空津比賣命又

の御名は浣姫命の御事を、信友説に、此の命彼征韓の時に甚_二き御功勳を建給ひ、さて歸り坐て後、大后豊國を以てこの命に封じ給ひて韓國をも鎮壓めさせ給ひし故に、豊姫とも申せるかとも、神名帳標註を引きて、又筑後豊前肥前等の國にも鎮坐すよし説けるは實にめでたき政なりけり』と見えたり。されば矢野玄道翁も、伴信友翁も、共に豊比咩命、虚空津姫命、同神の説なりけり。神名帳頭註云、風土記云、人皇卅代欽明二十五年甲申冬十一月朔日甲子、肥前國佐嘉郡與止姫神有_二鎮座_一一名豊姫、一名浣姫、乾元二年記云、浣姫大明神者八幡宗廟之叔母、神功皇后之妹也、氣比宮舊記云、玉妃命一名虚空津姫、又名浣媛命、皇后妹也、神名帳、筑後國三井郡豊比咩命神社、とある、頭註に、豊前田河郡豊比咩命神社と同神なるよし註せり。通證云、宗因曰辛國息長大姫大目命神社、又號_二比賣語會神社_一、重遠曰此恐神功皇后也。さては一柱は息長帶姫命なる事疑なし。辛國は彼國を言向賜ひし御功勳を稱へ奉

れるよりの御名、大姫の大は帶姫の帶と同義の稱辭なり。大目は誤字なるべし。續後紀に、大姫大日とあるは日の下に女字有りて、大日女なりしを、後人の女の字の脱ちしには心附かず、狡意に大姫の二字を、更に加入たるにぞあらむ。さるを、式には更に誤りて、大目となせるもの成るべし。

三代實錄には、息長比咩神とさへ有るをや。然るを辛國と云ふより、新羅神の渡來しなど云ふ妄説を謬傳して、風土記には書きたる物と見えたり。古史傳第六十七段にも、息長足比賣命なる由は、日々云はれたり。さて方今此の山に唐木の甚多かるを思へば、新羅神と云ふも、所謂有りげに聞ゆれど、此は最澄が唐國より木種を持ち歸りて、栽ゑたりとこそ思はるべし。されば本此の山過半許は、草木も無かりしが、最澄歸朝の後、年を追ひて生滋りたる由もて知るべし。然るに最澄狡意を以て、釋書に云へるやうの佛風には強説せるにて甚々嘆しき所爲なりかし。

神宮院 法華院 高座石寺

何れも、香春神社の宮寺なり。昔は、六坊ありしとぞ。

香春嶽

風土記云、郷北有峰、頂有沼、潤三十歩許黄楊樹生、兼有_二龍骨_一、第二峰有_二銅并黄楊樹龍骨_一、第三峰有_二龍

骨、

重春云、風土記に云へる如く三山あり。南に在りて高さを一嶽と云ひ、其の北なるを二嶽と云ひ

又其の北なるを三嶽と云ふ。社は一嶽の南麓に在りて、南に向けり。往昔は、三嶽の麓に在りきとぞ。

彦山権現

和漢三才圖會云、彦山三所大権現社領三百石、出於國守祭神、北岳天忍骨尊、中岳伊弉冉尊、南岳伊弉諾尊、別當靈仙寺六百五十坊、祭禮二月十五日、蟠根於豊前豊後筑前三國、大山有十谷四十九窟、第一谷名三玉靈泉湧出無増減、飲之則能治諸病、如天下有變其水濁矣、三嶽如鼎峙、三神垂跡、崇神天皇時、八角大水精石出焉、自古守護不入之山、自金鳥居上六十二町

重春云、日子山と名を負せたるは、日之御子忍骨命の鎮座せるよりの義なるべし。重兄云、日子山義僧録と云ふ書に、蟻岷

天皇弘仁十年詔曰、昔開、筑紫日子山者、本朝邦家之彦也、日子宇改彦勅賜彦山云々、と記せり。或人云へらく『長寛元年四月十六日、式部大輔藤原永範勘文

に、熊野権現御垂跡縁起曰、往昔甲寅年唐乃天台山乃王子信か舊跡也。日本國鎮西日子乃山峰に雨降り給布。其躰八角奈留水精乃石高佐三尺六寸奈留天降り給布次五ヶ年乎經天戊午年伊豫國乃石鐵乃峰仁渡給云々、重兄云、彦山記曰、今案、王子信不知誰、若仁渡給云々、周靈王太子晋歟、但、此記未詳、難取信。と見えたる古縁起を見る所ありて、和漢三才圖會には、作文せるなるべし。然して彦山は、紀伊熊野の新宮、本宮に祭れる結神家津美子神の始めて天降れる舊跡と云ふ古傳はありたるなり。熊野にて祭れる神を申し掠め、諾冉の二尊なりと云ふ妄説に従ひ、彦山にも、諾冉の二柱を祭るとす。善正法蓮以來の所爲なり」と云へり。如何有らむ。偕、

余が知人八條翁が豊前國は、彦山より地脉起れりと云へるは、さる言にて、實に我が豊國の鎮とも成れる大山にしあれば、此の山に鎮坐せる神社の古き社なる事決ければ、必、式にも載せらるべきを、然あらぬは如何なる事にか心得難し。此は或は古語拾遺に書かれたる如く、中臣氏の私意以て洩されたりけむも知るべからず。偕今、仲津郡に豊日別國魂社と云ふがあり。古社とは所思ゆれど、社の四至、甚狭く國魂神を祭るべき地に非ず。但し亂れたる世には、領主、地頭など云へるが、兵威を以て隣境を掠め取りて宮の四至など、こよなう狭く成せるもあれば、強に云ふべきならねど、國魂神とも稱奉るべき社は、必、此の山の如き所にこそ鎮坐すべきものとは思はるれ。且、豊前坊一由緒ある社には非るか。聊か、驚かし置きぬ。後の君子尙、能く考へてよ。如斯て、往古の宮居は何處なりしか得知らねど山の半腹より麓の方なる事は云ふも更なり。總べて古社にして山巔にあるは後世に禿氏が遷したるが如し。

僧義谿が彦山権現靈驗云、崇神天皇御宇乙酉歲、有金光一道、自西方來、直照帝闕、連日不滅、帝大異之、使人覓光所出、遠來本山、見其光出自南嶽、還而奏帝、帝喜傾心神廟、自時靈驗日著於世矣、

重兄云、本朝代年紀に、凡彦山三岳鼎峙、三神垂跡、北岳天忍骨命、南岳伊弉諾尊、中岳伊弉冉尊也、云々、延喜十九年令豊前守惟房奉幣於彦山神、又後冷泉院御時、伊豫守頼義祈當山、退治

會、倉ノ行カ

安倍貞任、自_レ此以_レ當山_ニ爲_レ武家御願所、又後白河院祈_レ平家滅亡、御願成就、云々など見えたり、外記局、康和元年九月九日記云、參議正三位行備前權守藤原朝臣長房薨、云々、兼_レ太宰大貳、在任之間、嘉保元年彦山衆徒有_レ訴訟事、大以蜂起、初赴_レ任之時、所_レ相從_レ之郎從不_レ幾、然間事發、會_レ卒、成敗之間不知_レ所爲、逐電上洛、所_レ辭_レ都督_ニ也、世以_レ之稱_レ半大貳、

大日本史云、嘉保元年六月五日甲戌、非常赦、但、安樂寺、彌勒寺、彦山鬪亂者、不在_レ赦限、

豐筑乱記云、天正四年四月八日、大友軍兵四千八百餘騎を段々に引別けて、彦山に押寄す。一山の山伏、其勢三千余騎云々、寄手の方より寺々に火を懸けければ、寺院坊中不_レ殘燒失したりけり。三千余坊の山伏討たる、事數不知、打殘されたる山伏は佛來岳_ニに取籠る、寄手は黒岩岳_ニに陣を取る云々。

豐前國軍記畧云、天正十四年十月廿一日、毛利輝元、攻_レ馬岳城、城主長野三郎左衛門降參、次攻_レ落香

春城_ニ云々、彦山之山僧、憑_レ險楯籠之間、以_レ富田左近將監、奥山佐渡守_ニ爲_レ大將、攻_レ入山内、令_レ放_レ火於門前、山僧亦降參、重兄云、戰國の代、彦山座主の下に、執當、奉行等あり。僧坊三千八百坊に及び、兵仗を備へ、糧餉を大に神田、及領地を割られきとぞ。

和漢合運云、天正九年辛巳彦山炎上、寶曆四年甲戌六月十三日、彦山炎上、享保年間、賜_レ宸翰扁額、

榜曰_レ英彦山、重兄云、享保十四年靈元上皇英彦山と勅銘仰出さる、院宣に曰く、豐前國彦山權現社、有_レ勅願之儀、殊奉_レ稱_レ英彦山、宜_レ抽_レ丹誠、天下泰平、懇祈_レ者、院宣如此、仍而執達如_レ件、享保十四年六月九日按察使俊清。和事始云、命婦石川色子と云ひし人、筑紫彦山にて、唐人に逢ひて箏を傳へ、宇多天皇に授け奉る。

是箏の始なり。是の事河海抄に見えたり。

和漢三才圖會云、平城天皇大同年中、豐州宇佐社僧神息、彦山僧定秀等、爲_レ中古劔工之祖、其名鳴_レ于唐、歐陽公賦_レ日本刀歌、唐荆川先生並讚_レ歎_レ之、

豊前坊社 亦豊前窟とも稱す。

按ずるに、祭神詳ならず。近世、豊日別國魂神を祭れる由の説あり。古傳なりや否やは知らねど、此の説には己も従はまほしくこそ。故、本宮の下に且々云へりき。彼の世に名高き岩見重太郎が、豊前坊にて劔法の秘術を受けし事、岩見報讎録に見えたり。此

には所謂、木靈らしく書き成したり。猶、よく考ふべし。此の社地の杉木、林を成せるが、何れも年舊りたる大木にて、其の直きこと他所の杉の及ぶ所に非ず。古くより歌に正直なる物を云ふとしては、杉を引き出づることなるが、予は此の社の杉を見てぞ實にとは思はる。世に彦山杉と稱するは是れなり。

重兄云、彦山記曰、豊前嶋、云、鷹栖嶋、有_レ高天原之奥、主神稱_レ憐愍童子、大日靈貴尊之變身也、脇士云、火明命火返命_ニ行者開峯之時出現也、有_レ唱和之言、以_レ行者難_レ柔和慈善、忽變作_レ夜叉形、威容可_レ畏、勇猛如_レ素尊、大現_レ靈驗、山靈鳴動、寓_レ物作_レ靈_ニ其威、神身稱_レ豊前坊天行夜叉とあり。怪しき事にはあれど、参考にもと記す。

菊理媛命社

上宮の北にあり。

靈池

玉葉集云、『潔き彦の高峰の池水にすまます心のすまさらめやは』

重春云、矢野玄道主の神功皇后御傳記に、此の玉葉集の歌を引きて、彦山と香春岑とを一つに混じたるは誤なり。香春岑は前章に云へる如く、別山なるをや。

籠水

山上より二里許南の巖中にあり。唯、水音のみ聞えて、水流は見えず。因籠水と云ふ。上毛郡求菩提山にもあり。

靈仙谷 玉屋谷 別所谷

是れを三谿と云ふ。

梵字巖 虚空巖 文珠巖 普賢巖

是れを四巖と云ふ。

大南宮 法蓮堂 般若堂 木練堂 開山堂 北山殿 又、神樂殿とも云ふ。鳥居の側にあり。此の山の地主神と云ふ。 増慶社 玉屋川 上

佛來山 下佛來山 辨財天巖 材木石 鶯巖 裝束松 圓通瀑泉 御供石 月輪池 別所谷にあり。池中に鳥あり。桂島と云ふ。其の島に池明神と云ふ社あり。

花見岩 麻祓川 浮殿 報恩院 講堂 如法經堂址 笈掛梅 御輿松 花月坐石

應永廿八年鐘。

重春云、此の餘八景、或は十二景など云ひて月卿雲客の詩、甚多かり。其は彦山勝景詩集に譲りて、今は記さず。偕、彦山紀行に『彦山二の洞と云處の巖穴に、木偶人數々あり、其一を取寄せて見る、

下髮にて、婦人の貌なり。云傳ふ、平家の人々先帝を此の山中に連來り、暫し隠れ居り、それより對馬の方へ落賜ひし由にて、此の木像の中には、烏帽子姿又童形もありとか。名残をしさに、後に木に刻み慕ひ參らせしなるべし』と云へり。猶、此の天皇の御事は企救郡柳村の下に云はむ。

靈仙寺

伽藍開基記云、彦山靈仙寺、以善正大師爲開山之祖、厥後役小角寓之多年、繼而大沙門法蓮主之、

因重新營構、於是神社佛閣悉莊嚴具足、重兄云、豐鐘善鳴錄に釋善正魏國人也、久念弘法圖遊化、飄然航海達于筑之宰府、即、本朝繼統帝二十五年辛亥也、云云、瞻日子山鬱翠而奇異、以爲是

聖賢神仙之所棲遲也、遂杖錫而躋焉、構居石窟、云々、後有二雄夫至、即藤山恒雄也、初觀怪甚、或來稍狎、終得魏和語明、服正之化、乞正營一精舍、正乃以所齋佛像、安之、扁曰靈仙寺、正居日本二十餘年、とあり。此の事戸次軍談にも記せり。

彦山靈驗記云、弘仁十三年中興法蓮上人、奉詔參內於南殿、勤修大法、現奇瑞、靈驗最揭焉、叡感之餘勅、賞者宜依請云々、仍蒙寺領方七里十方檀那勅許、爲勅願處、改日子山爲彦山、被號靈山寺、此時置三千學徒、爲鎮護國家靈場、准延曆寺、奉祈寶祚長久、

彦山記略云、凡當山座主職古者皆清僧也、云々、後伏見院第六之皇子助有法親王、爲彦山座主、初爲三井寺

圓滿院門主、號長如法親王、其後以座主職爲妻帶、自是子孫相續座主職、云々、天正九年、大友宗麟放火當山、於

是上古傳來之經卷、聖教、本尊、寶物、記錄等、盡成灰燼也、天正十五年、舜有座主遷化而無嗣子、闕貫首職者十有五年也、慶長初毛利壹岐守侵當山、殆如大友、因是當山老僧等、慶長五年三月五日、於伏見城奉詔于東照神君、此時又如先規、可爲十方且那守護不入之由、蒙台命也、慶

長六年、細川越中守忠興、爲豊前國主、尊敬當山、爲外護之旦那、自請日野家三男爲猶子、以令繼當山座主職、是號忠有座主、後任權僧正、以有座主之女子娶之、忠興以當國田河郡落合村、千百石寄附當山、長爲寺領、加之、以一山諸役人祿、惣而二千石餘、又、天正燒失已後、一山佛神皆在假殿、因之造營諸堂、漸復舊慣、忠有座主又無男子、因之元和九年、請岩倉家二男爲法子、是號有清座主、任權僧正、以有座主之女子娶之、寛永二年、行東都依慈眼大師及細川越中守忠利之執舉、拜謁將軍家、寛永十年至、今領主小笠原家、寺領猶如先規、寛文二年、依春宮御踐祚、下勅於當山、令修寶祚延長之御祈禱、長爲勅願所、被下行御撫物并御祈禱料、宣傳中納言基賢卿也、云々、自今已後、彌宜奉祈寶祚長久之旨、被下繪旨畢、是未曾有之事也、云々、など見えたり。

丹波大明神

元松村にあり。豊前今昔説と云ふ書に、「昔、丹波の尼一の石を包み持來りけるが、死して後、彼石大になりければ、村民あやしみ、小祠を建て、丹波大明神と稱す。年經てまた、大になりけり。四度も社を造り替へけるが、今は神殿の内三尺に六尺ほどあり」と記せり。雲根志に「筑後國久留米三熊郡大石村の産土神の神跡は石なり。昔此石わづかに一握許なり今の御社は三間四方神跡石は數十人をして持つべし」と出でたり又伊勢人荒木田武村より云寄せけるは「吾郷にて薪を販く宮田某の家の神棚に一の小祠を造りて石を納めたり其石漸々に大になりて祠より出す事能はず終に其舊祠を碎きて是を出し別に祠を造りて納めたり」と云ふ」と云へり。 偕、彼の尼の墓と云ひ傳へたるもの今社の側にあり。

石龜八幡宮

伊賀里村にあり。内宮儀式に、伊加利比女と云ふ社のあるを、古史傳に「伊加利は、稻刈の義なり。年中行事二月一日、伊賀利神事、また、二月十四日に、御田參向の次第伊加利奉仕とあり」と見えたり。此の神に由ありげなる村名なり、若くは、當社に此の神を祭れる額は豊臣太閤の寄附なりと云ふ。此の社に明徳四年七月鑄造の梵鐘あり。より村名に負ひたるには非ざるか。 額は豊臣太閤の寄附なりと云ふ。此の社に明徳四年七月鑄造の梵鐘あり。久しく企救郡貫村八幡宮の田中に埋れしを、延享四年三月六日に掘出せりと云ふ。徑一尺六寸あり。

大悲大明神

今任村にあり。安閑天皇の御靈を祭奉れりと云ふ。此の天皇御慈悲の御心深くおはしまし、が、御在位僅に、二年にして崩御れましかれば、諸人悲奉りて、大悲大明神と齋奉れる由云ひ傳へたり。御紀に天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後朕名絶矣、大伴伯父今作何計、每念於茲、憂慮何已、と見えたり。如斯る大詔の有りし事を、國司、郡司等の且々聞傳へて、大叡慮の程を推測奉りて、齋奉れるにも有るべし。又、糸田村に金村大連を祭れる社もあり。如何にも由緒ありげに聞ゆ。此の天皇は甚英傑れさせ賜ひけむ、御紀に天皇爲人、墻宇巖峻、不可得窺、桓々寛大、有人君之量、と見えたり。

乙彦公神社

猪膝村にあり。乙彦公のことは、景行天皇紀云、二十七年秋八月、熊襲亦反之、侵邊境不止、冬十月、遣日本武尊、令擊熊襲、時年十六、於是日本武尊曰、吾得善射者、欲與行、其何處有善射

者焉、或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彦公、於是、日本武尊遣葛城人宮戸彦、喚弟彦公、故弟彦公、便率石占横立及尾張田子之稻置、乳近之稻置、而來、則從日本武尊而行之、と見えたり。今、此處に此の人の墓と云ひ傳へたるあり。此處にて身卒られしにや。物に見えざれば定め難し。偕、今昔説に『十二年七月、熊襲を征し給はむとて、御下向の時、皇后日葉洲姫中津郡本隈にて大碓小碓の二皇子同胞双生し賜へり』と云ひ、『日本武尊美濃より弓の達人なる乙彦公を召さる。上伊田の山に、陣して凶賊猪折を誅し賜ひて、乙彦の下向を待賜ふ。其の山を停王山といふ、』と云へるは無稽の僻説なり。其は先、日葉洲姫命は大碓小碓尊の御母に非ず。又、猪折を誅ひ賜ひしは十二年、弟彦公を召し賜ひしは二十七年にて、年序も太く違ひたるをや。

金村神社

糸田村にあり。今昔説に『大伴金村を祭る。此村水なきを憂ひて、礦夫をして山を穿たしめ、自ら銚にて山を刺し賜ふ。それより水出づると云ふ』と云へり。金村大連は大臣平群眞鳥、其子鮪をも誅ひ、仁賢天皇の御世より、欽明天皇の御代まで、六御代の朝廷に仕奉り、五御世の間、大連と爲られし人なり。如何なる所以ありて此處には下られしにかありけん。其子狭手彦は新羅國を誅へとの勅を蒙りて筑紫に下りし事は、御紀に見えたり。彼の世に名高き松浦佐用比賣は此の狭手彦を戀ひて死にたるにぞ有りける。神名帳に、大和國葛下郡金村神社。(天月次新嘗)と云ふ社はあり。

福地神社

重見云、福地の本宮は、上野村の産土神にして、福地嶽の西麓にあり。昔は社僧など多かりし趣にて、六坊の名今に残れり。豊鐘善鳴録云、釋教順、豊前州田河郡上野莊人也、幼穎敏過人、事彦山法蓮上人、薙染精顯密二教、常遊名山勝地、與覺滿羅運能行等、結伴修練、一夕夢三異衲曰、上野山是五穀元神隆靈之地也、汝當速歸建祠以奉神、順覺爲異也、還鄉寓山麓、日夜至心持念、白鳳壬申春正月三日、忽見群兒來優遊山麓、有騎白馬一童子、謂順曰、多年五穀不登、人民不安、盍禱于神、救國民乎、言訖不見、順不覺禮敬喜躍、乃登西北之嶽、果感三神之靈、因奉崇保食神、伊弉諾尊、大己貴命、稱福智權現、亦獲金鈴並補隆金像於山頂、因修本地供、時山上池中、忽現虚空藏、觀音、地藏三梵宇、乃建堂、以酬指方、由是號山於福智、名寺於金光明、徒衆漸聚、而神靈日新、大寶中、役小角還自中華、過此山、見順如舊相識、遂授順於舍那密印、又用彦山寶滿暨福智爲金胎修驗之場、自爾後入當峰者、就岩上祝聖持念、因名其岩曰萬歲巖、順居此山殆五十歲、徒衆益多矣、僧房十二、散處山中、晚愛東南洞壑深秀、爲逸老之所、乃勸請福智權現、後人因地名岩窟權現、又手彫大悲石像、安置焉、養老癸亥、入定于窟之西塢、とあり。

鶴岡八幡社

重兄云、鶴岡社は勾金庄中津原に在りて、香春町、殿町、中津原、高野、柿下五村の産土神なり。社は小山の上に在りて、西南に向へり、軍記略に、應永五年正月十七日、大内盛見、田川郡鶴岡八幡宮有社參之事、神宮寺別當行璃、披縁記云々、縁記曰、人王七十六代近衛院御代、仁平三年春、鎮西八郎依爲領地、勸請相模國鎌倉鶴岡八幡宮、依之號鶴岡、續建五寺一院大伽藍、四十八箇堂舎、久壽元年賜宸筆之額、號鎮西鶴岡、云々、とあり。

建徳寺

今任村にあり。天慶の頃、一條從三位今任卿、創立爲られたり。故、村名にも負せたりと云へり。

興國寺

上野村にあり。稍、古刹と見えたり。後醍醐天皇の御綸旨あり。其餘古文書甚多かり。其の綸旨に豊前國田河郡上野寶覺禪寺者、正運廓開、嘉城洲單傳之淨場也、修宇起叡情、儀式超祖跡、宜相并扶桑第一上刹、紫衣法服之御衣、可奉祈聖躬億兆之寶位者、仍綸言如斯、元徳二年己巳八月廿八日左中辨判、寶覺寺長老禪室、とあり。

てよき處也。

重兄云、此の寺に墨染櫻と云ふがあり。細川玄旨法印此の櫻を見て『すみぞめの教を受けて咲く花の心は同じ深草の露』と咏めり。この寺の地は高くし

淨土寺

伊田村にあり。今昔説云、昔は天台宗、今は曹洞宗の禪宗なり。此の寺の鐘、何の頃か堂後の泉に落入れり、龍神惜しむにやあらむ。早魃には里人祭り、池を掘るに雨あり。尙、不足なれば、龍頭に繩をつけて、引動かすに、必、大雨するなりと云へり。

天臺寺址

重兄云、里俗の語り傳へに、上伊田村内、伊田原の東寺門と云ふところ、天台寺の跡なり。今に残れる礎石は門の跡なり。昔、盛なりし時は、三百坊有りきとぞ。

筑前人故伊藤常足云、門の跡と云ふものは、實は本堂の跡と、大塔の跡となり。其の二基、南

北に相並べり。礎石の邊に、古瓦残れり、云々。

應永戰覽記に、勾金庄天台寺は、往昔、傳教大師歸朝の時、香春社に參籠し、修法滿備して、田河郡に、十八個の伽藍を建立して、天台別院と號す。台宗顯學の道場とある中にも、天台寺千人の衆徒會して護持國土の名藍なり。然るに、頃年、稍もすれば、佛衣を脱し、甲冑を帶して、妨亂を企て、淨土寺先に進んで十六個寺の衆徒を引具し、野臥を語らひ、惡行を爲す、云々、大内盛見制使を立てらる。鷲頭兵部大輔、桂左衛門督、其の旨を承けて、天台寺に立入り、制詞の趣を述べ、寺の傍にて惡僧六人の首を刎ねたり、と見ゆ。

成道寺

中伊田村にあり。今は禪宗と成れり。成道寺縁起云、豊前國田河郡白鳥山成道寺者、傳教大師開基之地、而天台別院十八個寺之一也、云々。

鏡山

鏡山村にあり。

豊前國風土記云、田川郡鏡山、在郡東昔者氣長足姬尊在_{此山}、遙覽國形、勅祈曰、天神地祇、爲我助福、便用御鏡、安置此處、其鏡卽、化爲石、見在_{山中}、因名曰鏡山焉。重春云、鏡の石と化れる故事は、肥前風土記鏡宮の條にも見えたり。八幡本紀云、田川郡に鏡山と云へる村あり。其處の山上に、横二間、長三間計なる大石あり。其の色黒青にして、奇なる石なり。是れ鏡石ならむ、古歌に、『豊國の鏡の池の鏡石かくれもせじな顯れもせじ』。鏡山に寶珠池とてあり。是れや鏡池ならむ。

菊池記云、征西將軍第七宮良懷親王肥後下向の時、云々、鏡が池を教へ奉りしに、『磨かれて出づる鏡の山の邊の清き流れにうつる月かも』と御詠ありて、さも天放る鄙竺志にも、あな、珍らかなる所ありとて、供奉の卿相雲客も詠を連ねけり。重春云、良懷は懷良を顛倒せるなるべし。

萬葉集云、鞍作村主益人從_{豊前國}上京時作歌一首、『梓弓引豊國鏡山不見久有者戀敷牟鴨』又云、河内王葬_{豊前國鏡山}之時手持_{女王}作歌三首、『王之親魂相哉豊國乃鏡山乎宮登定流』『豊國乃鏡山之石戸立隱爾計良思雖待不來座』石戸破手力毛欲得手弱寸女有_{者爲便乃不知苦}

重春云、今昔説に、『七曲坂の上より、南方一町餘に穴あり。高六七尺、入ること二間餘にして、腰をかゞめて入る。横七八間餘あり。内に石一あり。神鉢と云。風土記にいふ神功皇后の鏡石に化したる處と云』と、見えたるは、附會の説なり。此の石は必、鏡山に在るべきものなるをや。偕、又河内王の墓は鏡山村、おほき原と云ふ處にありて、王の墓表とて、甚年歴たる松の有りしが、昔年枯れたりとて、今も尙朽木残り。おほき原は大王原を訛れるにぞあらむ。

玉吟集に云『八百萬久に見るべき豊國の鏡の山もわが君のため』宗隆『豊國の鏡の山のくもらぬに光をそへて出づる月かげ』衣笠

猿丸大夫墓

和漢三才圖會に、豊前鏡山此處有_{猿丸大夫塚}と見えたり。此處に在る事覺東なし。扶桑隱逸傳に猿丸大夫者、深草郷人、至今土人名_{深草}曰_{猿丸郷}、于後、隱_{乎江州曾東山中}と見え、鴨長明方丈記にも、涉_{田上川}、尋_{猿丸大夫之墓}是也、余故、尋_{曾東山中}、過_{田上川}、行_{二里餘}、臨_{于川}有_{岩居之跡}、幽趣可_悅、却入_{山中}一里許、有_{猿丸祠}と見えれば、近江國に在るべくこそ。但、猿丸は如何なる人とも知り難く、或説に、元明天皇の頃の人なりと云へるは、續紀に、和銅元年、從四位下柿本朝臣佐留卒、と見えたる名に、思ひ寄せしなめれど、取るに足らず。縣居翁は猿丸の家集を見るに、今の京此方の體にて、必奈良人の歌に非ざるよし云はれたり。かにかくに、始終詳ならぬ人な

れば、強に此の地にては非じとも云ふべからずなむ。

小富士山

香春郷高野村にあり。應永戦覽云、昔弘法大師名付け賜ふ。應安元年の秋、良懷親王征西將軍の宮と成りて、肥後國御下向の時、香春の里に御輿を昇きすゑさせ、富士を御覽ある。

良懷ハ懷良ノ
衍

良懷親王

駿河なるふじの高峰は名のみ聞く香春の里に不盡を見るかな

竹林院 三位

東路に富士の高峰はありと聞くに筑紫の宿に見そめつるかな

花山院 少將

おもはずも筑紫の旅の道すがら富士を香春の里に見むとは

高羽川

按ずるに、景行天皇紀十二年、熊襲を討ち給ふ條に、三曰麻剝、潜聚徒黨居於高羽川上、と出でたるは、今の伊田川なるべくぞ所思ゆる。國郡の名は、大方は其の國內郡内なる大山大川に負ひ持たる例なるを、伊田川は此の郡の大河にしあれば、郡名を負ひたるものなめり。偕、河上なる彦山より流れ出づるを麻拂川と云ふ。此れを今は阿佐波良比加波と唱へれど、拂は波伎とも訓むべき字にて、

麻剝の剝と音の相通ひてあさはぎと稱ひけむを、後に訛りてあさはらひとはなれるなるべし。此の流末は、筑前國なり。偕、高羽川を豊後風土記の箋釋に、下毛郡高瀬川とせるは非なり。高瀬川は、御木川なる事、彼の卷に云ふを見るべし。

緑野川

按ずるに、同御紀の同段に、四曰土折、猪折、隱住於緑野川上、獨特山川之險、以多掠人民、と見えたり。此の川今は詳ならず。又、徴と爲べき事跡もなし。但し、猪膝村あり。是れ猪折と云ふに、聊由緒ありげに聞ゆ。或は猪折は猪膝の書誤りには非ざるか。是はせめての考なり。猶能尋ぬべし。或人は今の赤谷川なるべしと云へり。此下流仲津郡天生田川となれり。然れば、御紀の同條に、一を鼻垂と云ひて菟狹川上宇佐郡驛館川に居り、二を耳垂と云ひて御木川上下毛郡中津川に居り、三を麻剝と云ひて高羽川上伊田に居りしなれば、土折、猪折は必、此郡にても、郡西ならでは、次第違へるに非ずや。通證に緑野川疑豊後國大野郡と云へるは、殊に地理違へり。豊後風土記の箋釋に、緑野今緑川と云へるは、何の川を云へるにか。さる名ある事を聞かず。偕、緑野の訓方は和名鈔、上野國の郷名に、美止乃とあれば其れに従ふべし。重兄云、或人曰、緑野川は、田河郡上落合村に在りて、今は緑川と云ふ。此の川、彦山の西を北に流れて、數里を経て筑前の内に入る。又、彦山の何某が云ふ、土折、猪折が隠れたりし緑野川上の窟は、彦山坊中より、二里許南の山中に、姥懷(ツバガフトコロ)と云ふところ有りて、其の處に、大窟ある是れなりと、云ひ傳ふ。

赤村温泉故址

今昔説に云、今、其の跡あり。横一間半、長二間、厚四尺餘の石にて覆ひたり。其の下より、温泉出でしと云ふ。

小督局墓

中伊田村なる成道寺にあり。源平盛衰記に、『櫻町中納言しげのり卿の女に、小がらの殿とて世に類ひなき美人、琴の上手にておはしける、云々。かく龍顔に近づき參らする上は、國母后にいはいれたまはむ事も、難かるべきにあらず。云々。新尼局小督局也なくく嵯峨へ歸りたまふ。暫くこゝにおはしけるが、後には大原の別所に閉籠り、行ひすまし賜ひけり』と出でたり。後に此の國に下りし事あなるにや。詳ならず。重兄云、故伊藤常足云、寺の後の少し南の方高き所に、小督の局の墓と云ふ物あり。下は石を集めて上に二尺四方の石を置けり。又其の上に一尺八寸四方許の石を置けり。此の石の四方に、佛像を彫付けたり。其の形甚古し。其の上七輪塔なり。小督局縁起と云ふ物有り。古物にあらず。小督局髪をおろして後、太宰府に來り、此の寺にて病ひして、歿せる由記せり。云々。

爲朝屋敷

中津原村にあり。鎮西八郎爲朝、此所に館を造り、暫く寓居せりと云ふ。此は確然には、定め難けれど、此の人の勸請せしと云ひ傳へたる社の此の近隣に往々あるを以て思へば、然る事なしとも、ふつには云毀ちがたし。重兄云、豊前應永戦亂記に、爲朝十三歳而下豊後、居千白杵、仁平改元辛未年、春、移居豊前國勾金南大原、久壽二乙亥年、上京師、云々、とあり。

香春嶽城址

天慶三年藤原純友築いて、次男伊豫次郎純年に、家人を添へて守らしむ。同じき四年純友亡びて後、純年逐電す。保元二年、平清盛太宰大貳と成りて、鎮西下向の時、其の臣越中次郎兵衛盛次に命じて、香春嶽山王宮の東に築き、鬼岳城と名く、平治二年、清盛京に歸りし後、豊後の人緒方惟義、惟時居る。治承の頃は、香春庄司孝義、建長の頃は、香春判官友義、弘安の頃は、中尾兵部丞、建武年中より少貳頼尙、其の子刑部少輔頼長、又其の子右馬頭頼光、三代の間在城、應永元年、千手信濃守興房、頼光を討亡ぼして居城、同じき五年に至りて、大内盛見大内義弘の三男に攻められ、城陥りて興房自殺しき。千手氏滅亡の事實は、豊前應永戦亂記等に委し。其れより、原田氏在城、後、高橋九郎重種、天正の頃は高橋三河守秋種居り、即て豊臣秀吉の先鋒黒田、小早川に圍まれ、城落ちたり。慶長の頃は、細川兵部大輔藤孝の二男中務少輔、居城せしが、後城主無くなりなき。重兄云、元和元年に天下に令して、諸壘岩を毀たしめし事、史に見ゆれば、其の頃、廢したる城ぞ多かりけむ。

岩石城址

添田村と上赤村との境に在り。保元三年、平清盛當城を築きて、大庭平三景親を置きぬ。應保元年より豊後の人、日田陸奥守の次男日田判官宗道居り、文治二年より筑紫三郎種有、同じき彌平治種因居城。承久の亂に、種有官軍に従ひ、所領を沒收せられ、承久三年よりは、豊後大友家の抱城となりぬ。曆應元年より、大庭十郎左衛門景道、弘治の頃は、筑前秋月古所より懸け持ちたり。應安元年より、

熊井右近將監親盛、大内氏の命によりて、當城を守る。永徳の頃は、大庭平太景忠、又、大内の命にて守りしに、應永五年大友豊後守氏公うせきみの嫡子なり氏公は氏鑑の嫡子なりに攻め落され、後復、大内盛見、氏公の軍を破りて、當城に大庭景忠を置きたり。景忠より、平太景行、九郎景種、豊前守景則、右馬頭景尙に至る五代の間、居城せり。天文廿一年より、原田右京進、永祿元年より、高橋九郎長幸、天正元年より、熊井越中守、同十五年より毛利九郎右衛門高頼毛利壹岐守勝信弟其の子吉十郎居る。

重兄云、豊前軍記略に、熊井越中守、以精兵三千人守岩石要害、云々、四月七日、秀吉公以丹波少將秀勝爲大將、以蒲生氏郷、前田利長等爲副將、其勢都合五千餘騎、取圍岩石堅城、氏郷向大手、利長襲搦手、忽攻破二三丸、依之敵楯籠本城、寄手先鋒坂源次郎、押立白吹貫攻上、城兵以鐵炮打破吹貫、寺島半左衛門、太田喜藤次、松平久兵衛、岡左内、同半七、西村左馬允、岡田大助、爭先自前後攻入、云々、所討取首四百餘級、獻秀吉公、秀吉公以増田右衛門尉賜感狀於氏郷利長等。

重春云、山陽の外史に、城跨豊前筑前之間と云へるは、誤なり。筑前の堺までは、猶、間遠の地なるをや。横山家中津藩士に所持せる太閤よりの感狀にも、豊前國巖石城と書かれたり。重兄云、其の感狀は當月朔日、豊前國巖石城攻落之刻、其方事蒲生氏郷隨旗下、挑戰、實移者乎、追而可行忠賞之狀如件、秀吉花押、天正十五年四月廿八日、横山喜内尉へ今昔説云、「此の城の大手、今の法光寺の地なり。搦手の城門は赤村に在りしが、解き崩せし時、今任村箕田氏貫ひて己が門とす。此の門今も存せり。」因云、天保十三、九月八日、法光寺の上なる經藏を見に行きけるに、岩石城の門扉なるよし、今此の堂の扉とせるもあり。

戸代山城址

大内田村にあり。曆應二年、菊池肥後守武重築く。貞和の頃、武重太宰府警衛の爲めに歸國し、麻生玄蕃頭、菊池武宗武重の子等を居らしむ。應安三年より、畠山式部大輔義深、其の子義豊一説に義冬とも云ふ其の子義孝、其の後大内盛見、畠山氏を討ち亡ぼして、其の嫡子内田右馬頭に在城せしむ。永享三年、菊池武忠、當城を攻落して、桃井直次を置く。同じき四年、再、大内氏の抱城となり、陶越前守弘護の長男武護居る。文明元年より、大内氏の代將杉弘長、天文二十二年、宇都宮家之れを攻落し、西郷興正の父入道愚閑に居らしむ。弘治年中毛利元就、坂新五右衛門に命じ戸代山を守らしむ。天正中、小早川義平秀包の弟守り、義平病死の後、馬屋原左馬之助元有居城せしが、豊臣家に降り、即て、城破却す。

手切城址

香春岳の後にあり。千手氏の抱城なり。

建徳寺城址

上今任村釋迦堂原にあり。天慶二年、一條參議今任卿築く。重兄云、卿は小野好古に隨ひ、純友退治の爲めに下向せられたる也十六代の

孫、一條入道蓮淨、大友氏鑑（うぢあき）に従ひしが大内盛見に攻められ、應永六年自殺しき。其の子伊豆守高任土佐守惟任、大内家に屬せり。

蛇面城址

下今任村にあり。曾我太郎祐長居城。

明神山城址

桑名村にあり。曾我氏居城。

若木城址

秋永村にあり。應永の頃、大森安房守居る。

丸岡城址

同村にあり。城主未詳。

平岡城址

添田村にあり。田原氏居城。

金岡城址

金岡村にあり。城氏居城、菊池の一族なり。

大善寺城址

伊加利村にあり。大友能直築けり。後、曆應元年、菊地武重造作し、嫡子太郎武光に守らしめたり。

勝司嶽城址

採銅所村と、鏡山村との境にあり。豊臣太閤、馬嶽城の附城とせられたり。

上野村城址

今立屋敷と云ふ。香月兵庫介輔吉居城。秋月種實の旗下なり。

○重兄云、伊藤常足云、香月氏と云ふは、東鑑に見えたる勝木七郎則宗の苗裔にして、其の先

祖筑前國遠賀郡香月村より出でたり。遠賀、鞍手兩郡、田川郡等の内に、勝木七郎の子孫と稱する者多し、といへり。

黒岩城址

上津野村にあり。城主未詳。

観音寺城址

上野村にあり。狩野宗印居城、秋月の旗下なり。

城道寺城址

同村にあり。城主未詳。

諏訪山城址

鋤木田村にあり。城主未詳。

赤池村城址

城主未詳。

新田城址

辨城村にあり。高橋元種居城。

彌次郎畑城址

同村にあり。寶珠山彌左衛門居城。

名木野城址

金田村にあり。麻生彈正居城。大友旗下なり。

勝山城址

猪膝村にあり。城主未詳。

立遠城址

真崎村にあり。藏地左近居城。

中元寺村城址

木工介平弘依居る。後、日向國に赴けり。

安居城址

安宅村にあり。宗像左衛門尉惟代居城。

椎木谷城址

池尻村にあり。城主未詳。

平原城址

田原村にあり。田原氏居城。

金國村城址

星野源太居る。星野九郎實旨、兄を攻め落して城を奪へり。

糸村城址

星野九郎居城。

大豆塚山城址

岩石の麓、四五丁許西の方にあり。豊臣太閤前田孫四郎に命じて築かしめ、岩石の附城とせられたり。

白土村城址

城主未詳。

上落合村城址

城主未詳。

下落合村城址

城主未詳。

下赤村城址

城主未詳。

山浦村城址

城主未詳。

眞木村城址

城主未詳。

福田村城址

城主未詳。

上伊田村城蹟

城主未詳。

高鳥居城蹟

豊前筑前の境にあり。元和元年、筑前國に入る。

小内田村城址

城主未詳。

豊前志 三之卷

企救郡

郷二。村百九。

按ずるに、舊事天神本紀、雄略天皇紀等には、筑紫聞と見え、三代實錄、令義解には、規矩郡とあり。和名鈔云、豊前國企救。岐久〇今本に久を誤りて、多に作れり。

或記云、細川家より御引渡の高、企救郡四萬二千五百九十六斛二斗七升八合六勺二才。

長野郷

今は村名となれり。

蒲生郷

今は村名となれり。和名鈔云、近江國蒲生加萬不。

村名

片野 片野新町 萩崎 一郎丸 中津江 大島 足立 熊本 黒原 富野_{上下} 二十町 馬寄 原町

白野江 城野^上 丸ヶ口 堀越 志井 徳力 南方^下 北方 北方新町 守恒 隠蓑^{今昔説に、安德帝隠れ賜ひし處と云、薬}

津 井堀 中原 田町 干上^{ひがし} 外町 金田 原町 菜園場 篠崎^下 小森 呼野 祇園町 木下 能

行 井手浦 藍之島 辻藏 新道寺 舟原 三岳^{みつだけ} 田代 石原町 高津尾 合馬^{あふま} 吉金 徳光 山本

長尾 道原 頭吉^{かみめいし} 矢山 津田 田原 長野^上 赤坂 内裡^{ないり} 柳村 平山 小森江 楠原 門司 田

之浦 向野 大積 黒川 北久^{きたく} 柄杓田 畠村 伊河 津喰^{つるはみ} 今津 恒見 吉田 吉志 沼村 湯川

蜷田 石田^下 市丸 横代^上 水町 葛原 曾根^{上中} 貫村^{上下} 西田直養翁云、貫村と言ふ名の起源は、彼の日

里をも、貫(ヌキ)と云ふ。いと、大名なり、云々、 朽網^東

以上百九箇村なり。

到津驛

按ずるに、今到津村あり。是れなり。續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條に、企救郡板櫃と見えたるは此の到津の事にて、延喜の頃は、既く板櫃を到津と訛りたりき。故、兵部式に到津驛とありて、驛馬五疋を置くよし見えたり。
重兄云、宇佐宮大鏡に、到津庄四至、東限古驛岳、井大路、南限高杯山、西限筑前遠賀堺、北限海、云々と見えたり。

杜崎驛

按ずるに、小倉、篠崎の内に森崎と云ふ所あれど、到津驛と間近ければ、是には非じ。然ては、何

處ぞと考ふるに、合馬村と云ふあり。アフマはハユマを訛れるにて、即、傳馬^{はつま}を出すより名の存れるにもや有らむ。下毛郡にも合馬村あり。是もハユマを訛れるよしは、彼の卷にて云はむとす。併せ見るべし。尚、驛の事は、豊前官道考に、巨細しく云ふべし。

小倉城

傳へ云ふ。往古榮西と云ふ僧、此所に庵を建て、指月庵と名づけて居れり。
榮西は、備中國吉備津宮の賀陽氏より出でたる人にて、仁安三年商舶に乗りて、西土に渡りし事あり。建仁三年平安城の東に、大禪苑を建てたり。此れを後に、勅して建仁寺と云ふ。故に建仁寺榮西と云ふ。建保三年七十五歳にて寂しき。巨細しくは元亨釋書に見ゆ。正和の頃、菊池武光、其の庵を足立山の麓に移して、此の城を築き、三男彌太郎武親を置きたりと云ふ。武親は後に大内家に従ひ、又、大友家に屬す。天文廿二年、大内より、冷泉五郎隆豊を置く。永祿四年、大友家より、奴留湯左馬介を置く。天正十五年の冬、豊臣太閤の命にて、企救、田河の二郡を、毛利壹岐守勝信に賜り、領地八小倉に居らしむ。然りしより以來、勝野城と名を改め、後再び舊名に復す。慶長五年、黒田侯大友家を滅ぼし、田川郡香春城を攻め落し、小倉に向ふ、勝信、城を捨て、走り、船に乗りて落ち失せたり。即、黒田家の城と成りしに、程なく、筑前國に遷る。細川家、^{越中守忠興、法名三齋} 代りて、丹後國田邊より來り領す。^{領地當國八郡に豊後國速見、國前の二郡を加へて、三十九萬石なり。一説に、三十二萬石とも云へれど、誤なり。}但し、忠利^{忠興の息} 中津に居り、忠興小倉に居る、二十年を経て、忠興中津に遷り、忠利小倉に移れり。寛永九年、細川忠利肥後國に遷され、當國の企救、田川、京都、築城、上毛、仲津、六郡の地、十五萬石を以て、更に小笠原右近大夫忠真に賜はり

たり。忠真、小倉城に居り、其の後裔、今に至るまで、連綿相續せり。

法雲壽山外集、小倉城樓記に云、小倉海西一都會也、地勢方正居、高臨下、外扼九州之咽喉、内擁二豊之要領、而城樓據乎中心、五層二十丈、石壁如削、重門襲固、環以絕壘、凡主此城者、莫不一代忠良而藩屏于國家也、中略東望群山委蛇、貯奇朶秀、有門司赤馬二關、分于南北、而潮水噴激、躍乎其間、名曰硯海、平沙漠々、柳浦浮煙、長松偃蹇、浪拍高濱、由濱南折、有五峰、巍然拔起、如青芙蓉者、爲廣壽山、其南一峰卓立、高插霄漢者、則足立山也、南則志波津廣野臺龍鼻諸山、盤紆縹渺杳接天、目其前則田洋萬頃如布、花茵、北俯則滄海一望渺漫、復無涯際、彦島間嶼橫、藍聯翠、出沒乎波濤烟靄之中、若銀盤捧青螺也、其西則平松濱、濱之上則感神院、林樾蒼潤、綠映蓮塘、又其西則愛宕山、到津岡、樹色深沈、與蓬萊方丈之園、揖恰如鼎足、其西南松崖層々、臺殿上聳者爲清水寺、背有一峰、巋然挺出者帆檣山也、其麓峻岡重巒回複連綿、若升若翔若拱若趨、而下飲于蒲生川、々自菅瀑而來、匯而爲淵、曲而爲阜、爲陂爲沼、合爲一流、而入于城內、上架豊橋、下跨大橋、橋之東西、通衢橫縱、雉堞基布、市井星羅、下略、重春云、法雲は延寶年間廣壽山に住せし僧なり。小倉の地理を善く記せり。故に、拔萃して出しつ。

門司關址

門司村にあり。日本事跡考云、門司關、即赤間關之東岸也。

重兄云、此の關、いつ頃より置かれたりけむ。さだかならねど、日本紀孝徳の卷に、大化二年丙午定諸國之關宿、とあれば、まづ、これより後と知るべし。

重兄云、此の關、いつ頃より置かれたりけむ。さだかならねど、日本紀孝徳の卷に、大化二年丙午

潤ハノ潤ノ衍

類聚三代格、延暦十五年十一月廿一日、太政官符云、應聽自草野、國崎、坂門等津、往還公私之船事、重春云、草野津は、京都郡にあり、彼の卷に云ふべし。右得太宰府解稱、檢案内、太政官去天平十八年七月廿一日符稱、官人百姓商族之徒、從豊前國草野津、豊後國國崎、坂門等津、任意往還、擅漕國物、自今以後嚴加禁斷、但豊後日向等國兵衛采女資物漕送人物、船取國崎之津、有往來者、不在禁限、除此以外、咸皆禁斷者、府依符旨、重令禁制、上件三津尙多奸徒、舊來越度不得禁斷、又雖有過所、而不經豊前門司、如此之徒咸集、難波、望請便令攝津國司、勘檢過所、若无過所并門司勘過者、依法科斷、然則奸源自清、越度亦息、謹請官裁者、被大納言正三位紀朝臣古佐美宣稱、奉勅自今以後公私之船、宜聽自豊前豊後三津往來、其過所者依舊府給、當所勘過、不可更經門司、但承前所禁不在聽限、長門伊豫等國亦宜承知、重春云、衛禁律云、凡私度關者徒一年、謂三關者攝津長門減一等、餘關又減二等。三代實錄云、貞觀八年夏四月十七日辛卯、謹責豊前長門等國司曰、關司出入、理用過所、而今唐人入京、任意經過、是國宰不慎、督察關司不責過所之所致也、自今以後若有驚忽、必處嚴科、大日本史平清盛傳云、知盛造壘其管國長門引島、塞門司關、以備諸源、太平記云、元暦二年三月、義經長門國馬關に馳向、範賴九國軍兵を相具して、豊前國門司關に向ひ、平家を中に取籠めて互に限とぞ戦ひける。

百鍊鈔云、文治元年三月二十四日、於長門門司關、爲源軍平氏悉被責落了、前帝外祖母二品、奉

抱「幼主」没海中、云々、重春云、門司の豊前に入りしは、猶、古き事なれど、開馴れたるままに書かれたるなるべし。
 六百番歌合云、「戀しともかくは人にもしられなむおもふ心や文字の關守」中宮權大夫
 拾玉集云、「おもふ事をかくぞ嬉しき文字の關心とむべき道ならなくに」慈鎮「旅人の心づくしの道なれやゆきさきとどむる文字の關守」

俊頼朝臣家集云「行きすぎる心は文字の關屋よりとどめぬさへぞ書きみだれける」
 玉吟集云、「玉章も都へゆかば言づてむ文字の關路にかへる雁が音」

千五百番歌合云、「今宵かく心づくしの言の葉や秋をとどむる文字の關守」顯昭
 夫木集云、「文字の關あつる涙の玉章を書きあへぬまで都をぞおもふ」衣笠「まれにだにあふことかたき道なりと一筆見せよ文字の關守」藻壁門院小宰相

九州道記云「ふる里に言傳やらむ一筆も書きや絶えなむ文字の關守」

祇園社

小倉にあり。

重兄云、社傳云、貞觀十二年四月、京都より申下し、鎮坐成奉る。云々。

到津八幡宮

到津村にあり。宇佐郡記に云、宇佐宮大宮司公達、大友家に從はず。討手來りて焼討す。後、神輿

を西豊前到津に移し、天正十一年、上宮を造營し、還幸あり。

重兄云、社傳云、當社の御鎮坐は、神功皇后三韓御征伐の時、筑紫榎日宮より、穴門豊浦宮に還幸しまさんとて、御船を寄せ居たひし故に、號けて到津と云ふ。かくて、神靈を崇め祭りしが、其の後又、後鳥羽院の文治四年、神託ありて再、宇佐八幡宮を勸請せしとぞ。

大友記云、永祿四年七月廿日、大友義鎮宇佐を亂焼す。神官、社僧等神輿を守護し、西豊前に赴き暫く御鎮坐せし所を到津と稱す。其の後、義統の代になり、天正十一年癸未、上宮を造營し、宇佐に還幸なし奉りぬ。云々。維新前迄、藩主の氏神として、尊敬極めて厚かりき。

篠崎八幡宮

宮尾村にあり。傳記に云、敏達天皇の御時、御社を建立す。御神殿の跡、今は朝倉谷と云へり。天慶五年、純友、好古の兵火に罹り、社頭灰燼と成り、漸く、神寶の御宮を守護し奉り、宮尾山の祇園森に奉遷、今の篠崎八幡宮是なり、と見えたり。又、社傳によるに、其後、復、天正六年十一月、大友宗麟の兵火の爲めに、本殿を始め、社殿悉く焼亡せり。慶長五年、細川忠興入國あり。當社の尊敬いと厚く社頭の造營、神領の寄進などありき。社司川江家所持の古文書、矢流馬次第の下に、於神宮寺三人之射手酒肴有之と云ふ事あり。古くは、神宮寺有りし成るべし。和漢三才圖會に、神宮寺在小倉一と見えたるは、是を云ふか。

蒲生八幡宮

蒲生村にあり。

重兄云、社傳云、清和天皇貞觀中、宇佐八幡宮を勸請し相殿に祭る。元暦元年三月、安徳天皇御入水の砌、三種の神寶海に沈みしかば、高濱浦の漁人岩松某に仰せて、尋ねさせ給ひしに、某、此の神を祈り、網にて引揚げ奉りしかば、御威の餘り、鎌倉より田地を給へり。某、即、此の田地を御社に奉り、神領とせり。天正中、大友氏の兵火にかゝりて焼亡し、其の後、高橋三河守鑑種、神殿を造營し、華表を建て、規矩八幡宮と崇む。慶長五年、細川忠興が新城を築かれし時、當地を今の中島山に移し、企救八幡宮の名を改めて、蒲生八幡宮と稱しき。則、今の神社也。

門司八幡宮

門司村にあり。

以上五社、小倉藩主の祈願所にて、府内五社と稱す。

隼部明神

和漢三才圖會云、和布苻神社、在企救郡隼部村、昔爲長門國豊浦郡赤間祭神彦火々出見命也、毎年除夜子刻許、海水乾、於是神職以炬明、入海中刈和布、翌元朝備神前、謂之和布苻神事、此地者、昔屬長門國、而神功皇后三韓征伐之後、門司赤間之交成海、門司關、及、當社屬豊前、而赤間關屬長門、南北隔

海一里、重春云、隼部の出崎より長門壇浦の出崎まで、海を隔つる事六町許なり。本居宜長翁云、早鞆神社に海布刈の神事と云ふあり。其の夜は常より、殊に甚しく潮の干るを、彼の社の神主、海ぎはの石階を五百段降りて、底の海布を刈る。其の同時に長門の一宮の神主も、松明を執りて、北より同じく五百段降りて相對ひ、丑時のくだりに南へ相去る。此れに因つて、其の浦を五百浦と云ひ、また、略きて段浦ともいふといへり。隼人祠略記に云、隼人祠、在長門國企救郡富野縣文字關之北、距小倉三里許、與赤間壇浦隔海相對、所祭之神五座、一曰、玉

依姫、二曰、彦火々出見尊、三曰、豊玉姬、四曰、鷓鴣草葺不合尊、五曰、阿度目儀良、夫、疾鞆爲隘也、其方潮水盈虛之時、海底雷轟、怒濤蹴天、雲霧聚散、晦暝不時、實本道之至險、西藩之要路也、祠後有一巨石、因石建祠、前有謁殿舞殿神厨、謁殿下建石鳥居、出鳥居、則海、有石磴達海底、雖虛潮之日、而不見其所窮、除夜刈和布之時、蓋自此石磴下云、中、火闌降命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮墻之側、世吠狗奉事也、隼人之所、以名地、亦在此、因以地名爲祠號也、

重春云、此の傳記の説、祭神は彦火々出見命なるに、隼人之所、以名地、亦在此、と云へるは、齟齬へる説なり。此は火闌降命なるを諱みて、彦火々出見命とは云へるにや。然るに、社號は人耳に在りて、爲べきやうなれば、猶古傳のまゝに書けるもの成るべし。若然らばハヤトモは本、ハヤヒトなるを訛りたるにこそ。且、火闌降命は海幸ある神なるが、除夜に和布を刈る事も、亦海幸の一なるに合へるをも思へ。西田直養翁の速吸門考には、『神代紀一書に、伊弉諾尊追至伊弉册尊所在處、乃所睡之神、號曰速玉之男、中、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橋之小門、而拂濯也、とあるもておもへば、早鞆社は本は、ハヤタマノヲノ社にも

あらむか。古は此の御神を祭りしものなるべし』とあれど、云はれたりとも思はれず。此は必、火闌降命なるべくぞ所思ゆる。赤縣太古傳には、『速輶としも云ふは、速は字の如く、輶は借字にて、巴の義也。其は巴とは、都て海河の渦巻く處を云ふ詞にて、出雲風土記に、國形如輶繪と有るも、其地のイマヒ、繪にかけける輶に似たる由なるを思ふべし。斯て、輶をトモと云ふは、其の巴に似たる故の名にて、末なり。然るに、巴の字をトモエと訓みて、輶繪をかける形に似たる故の訓と思ふは違へり。云々。地名に巴州巴郡など云ふも有りて、水流曲折三回如巴字と云へる義に依りて、トモエとは訓むならむか』と云はれたり。尙、速輶のことは洞海、速吸門等の下にて云はむとす。

海布蒞神事の事は、世に高く聞えたる事なれど、詳細しく記せるものなければ、いかなる景況なるらむ、きかまほしと思ひ渡りつるに、此のほど我が學兄川江直種が、明治十年の頃、其社の祠官となりしかば、詳に知りたるよし語れり。かれ、その景況を問へるに、答へけらく、その社の舊神官大森信英といへるが、その頃祠掌なりき。直種は祠官なれば、其の神事をも、仕へ奉るべき事には待れど、古より神祕とせるわざなれば、猶、信英に仕へ奉らするこそよかんめれとて、強に信英に仕奉らしめき。(古より大森氏のさはる事ある時は同村なる甲宗八幡宮の神官大神氏の代りて仕奉る例也。かれ、大神氏には其神祕を傳へたり。さて、古式のまにまに、七日の間忌みこもりしけるが、其の間に女竹を伐りて割りて、日に干して、長さ一間半許、大き二握ばかりに結びつがねて、炬火の料となし、草履をもみづから作りけり。さて、除夜の半ごろに到りては、海布蒞の神事の火を見てはあしかりとて、下の關を始めて長門豊前の浦々は家毎に戸を閉ぢて、外に出づるものなく、海上はきらめく星の外は火光一つだに見えず。寔に墨を流せるが如し。この時、烏帽子狩衣に、さしぬきを着て、裾を高く巻けて、かの草履をはきて、左手に鎌と桶とを携ち、右手に炬火を持ちて、石階を下りゆきぬ。此の鎌、桶は古くより傳へ來し物なりとぞ。直種は廻廊に在りて、其火を打ち守りけるに、いつしか影も見えずなむなれる。そも、其の石階は十階ばかり有りて、それより下は砂磔まじりの濱にて、潮の甚く滿つる時は石階の中央ばかりも隠れ、干る時はその濱二三間ばかり顯るゝ地なり。さるを、其の火の瞬間に失せぬるぞ、まづ、いと、奇しかりき。かくて、二十分許ありて返り來しに、炬火の長さ一尺餘になりて、草履は潮に濡れてほと、損ねたるを、直ちに引き割りて海に投げすて、炬火をも焼き盡して、手洗ひ嗽きてかの海布を神前に奉るなり。さて、社務所に返りて後、俗に湖の壁の如くに双方に立ちわかるゝよし云ふ事なるが、さる事ありやと問ひしに、答へけるやう、さやうにもおぼえ侍らず、その神事仕へ來るほどは他心も出でず、ひたすらに、畏み、つゝ、かの石階を下りゆくに、おのづから道ありて、其の道を行くこと凡一町半ばかりとおぼゆるに、左右は潮のたぎち流るゝありて、さながら、瀑布の懸れるが如し。その瀑布の如くなる處の巖に海布の生ひたるを窺るなり。たゞし、海布の生ふる處、二處ありて、此の方の巖に生ひざれば、彼方の巖には必、生ひてあるなり、と答へしよし、語れり。そも、海布といふものは海底ならでは、おひぬものなるを、かく蒞りとりてかへるは、いと、も、奇しとも奇しき事ならずや。

福大夫社

會根村にあり祭神詳ならず。何の御世にか有りけむ、禁中にて、五色の論ありしに、某と云ふもの白色を褒め、赤色を貶しけるに、叡慮に違ひて配流せられたり。後に其の靈を祭れる由、云ひ傳へたれど、妄説なる事は云ふも更なり。但、此の村に紅花を作らず。作れば、必、白花と化ると云へり。如何にも、事の出自ありぬべし。

足立山妙見權現

梅洲語録足立山妙見記云、豊城郭門之東南三里餘皆山也、巍然拔地、壁立萬仞、高聳霄漢者、足立山也、中其頂崖高地窪處、構足立權現祠、是曰和氣清磨廟、中孝謙天皇御宇天平寶字間、弓削道鏡、解麻呂官爵、斷足筋、竄於隅州、舟着于豊前長洲、重春云、長洲と云ふは誤なり。此の郷の再詣、宇佐宮、告訴、事は、宇佐郡の卷に云ふを見るべし。大神復出現、而告之曰、爾已無辜、而罹此厄、我爲爾從、此西於企救之山下、作溫泉、爾往而浴焉、則所患立愈、清麻呂來而浴、此溫湯、未幾兩足如故平復、既而溫泉亦乾涸、其跡今尙存焉、自此名斯所爲湯川也、於是、清丸、結廬于此山麓、而屢歷星霜、云々、足立本名竹和、自此更今名云、弘仁年中、清丸子參議眞綱者、承旨詣于宇佐、尋取道登此山、而新創仁祠、始祀清丸之神靈、特命以足立妙見也、下と有るにて、祠の由來は知るべし。

清麻呂卿社

湯川村にあり。

清水宮

重兄云、市丸村に在り豊前古史地名考佐野經彦氏著云、廣野山の西の麓に、一穴の地より、沸き出づる清水あり。こは、紫川の南なる水源なり。池の邊に堂有りて、里人は大清水宮と云へり。往古、年ごとに、六月、十二月に御祓の市有りしとか。やがて、村の名も市丸と言へり。又美曾川原みそがはらと云ふ所も有り。こは昔の襖板つすけ有りし所にて、御襖川原みそがはらといふを訛れるなるべし。云々。

夫木集云、『干さばやな篠折りかけて干すころも清水の宮の流れ絶えせず』大江匡房

甲宗八幡宮

楠原村に在り。

重兄云社の傳に清和天皇の貞觀元年、鎮座ましまし、建武中、足利尊氏社殿造營、享祿五年十二月五日、大友氏の兵火に燒亡、其の後、應安二年、小笠原侯宮殿を造營せりとぞ。

兩豐記云、中島魯直著鎮西の合戦、全く勝利を得、再び、豊筑を打靡け、武名を揚ぐる事、佳運なりとは

雖、偏に、神明の擁護に有り。早々豊筑の靈社へ奉幣有るべしとて、代參の武士を選び、彦山、香春、鶴岡には、陶中務少輔弘高を參らせ、宇佐、官幣、甲宗の三社へは、冷泉判官宗豊社參せり。夫れよ

り、筑前國所々に奉幣あり。其の後、盛見大内盛見也は上洛して、從三位に叙せられ、頓て大内の家督を繼ぎにけり。

若宮八幡宮

津田村に在り。

重兄云、社の傳に、當社は、宇佐八幡を男山に勸請せし折、御假宮のしばらく、貫の庄に在りし故に、やがて、其の處に八幡を奉祝せしが、後又、後柏原天皇の永正六年三月、今の處に、遷座ありき、と云へり。

清水寺

法雲壽山外集、清水寺鐘銘序に云、距城南一里許、爲篠崎、崎之西數百武、有山蔚然秀出、寺居其中、是曰清水、所供大士像、舊在郡之新生田ちらふた、殿堂湫隘、規模固陋、前刺史細川諫議大夫源忠興公、新開地、創練若、擬洛之音羽也、云々、

開善寺

小倉にあり。大日本史小笠真宗傳に、真宗甚崇信禪教、從元僧正澄受法、頗有所省、因薙髮改名泰山、嘗創開善寺於信濃、世呼曰開善寺入道、と見えたり。それに、關係有りぬべし。

安國寺

小倉にあり。大日本史足利直義傳に云、直義以僧疎石曉禪教崇信之、命諸國創安國寺弘其教とあり。此の寺も其れなるべし。

護念寺

重兄云、長野村にありて、淨土宗の舊刹なり。保元二年、平康頼當國の守護となりて下向し、長野に城を築きて住居せしより、其の後、十三代間の菩提所にして、累代の墳墓も有り。

朽網山

朽網村にあり。萬葉集云、『朽網山夕居雲薄往者余者將戀名公之目乎欲』

夫木集云、『朽網山くちたてりとおおもふらむしられぬ谷の松のふる技を』俊頼朝臣

重春云、萬葉集略解に、此の山を豊後とせしは如何ぞや。重兄云、萬葉古義にも、誤りて、豊後とせり。八雲御抄、仙覺

抄、松葉集、夫木集、何れも、豊前とありて、其名さへ確乎にあるをや。大日本史にも、豊前國來

田見邑とあり。猶、京都郡の卷に云はむ。出雲風土記、楯縫郡の條に、所造天下大神命、云々、波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云ニ忽美一と見え、神名帳にも、因幡國八上郡久多美神社と云ふあり。

重兄云、大内氏實錄に永享三年辛亥、大内持盛兄盛見に従軍し、豊前國朽網に在陣す、長門國守とあり。

挿頭山

小森江、文字關より、内裡へ通ふ道の上にあり。今はカザガシラと云ふ。山上の巖の形、笠をかざしたるが如し。麓に葛指明神の祠あり。夫木集云『春の日のかざしの山の櫻花散りかふごとに面かげにたつ』俊綱

狸場山

朽網村にあり。此地に名水あり。應永戰覽云、杉彈正弘信は子光治を討たれ、云々、大内の先將として、豊前吉志の畑に着船、其の夜半、たぬきはやま狸場山にて勢を分つ。云々。

呼野金山

呼野村にあり。細川家の時、此處より金を出せり。是れを呼野金と云ふ。

嵐山

嵐山は、徳力山を云ふ。此處の川を、櫻川とも云ふ。蒲生川の川上なり。むかし、細川幽齋、この景色の京の嵐山に似たればとて、其の臣中村某に命じて、嵐山の櫻を根こじにこじて、移し植ゑさせ給ひきとかや。

細川幽齋の歌『豊國の嵐の山の麓川岩こす波は櫻なりけり』

柏峽大野

「按ずる、景行天皇の土蜘蛛を誅ひ賜ひし事、總て豊後風土記には、彼の國の事と書せれど、此の風土記は、出雲、常陸などの風土記とは、文体甚く異りて、稍後世の物と所念ゆれば、採り難きこともあり。殊に土蜘蛛のことを豊後とせむには、地理の合はぬ事も多かるをや。此は、我が豊前なること云ふも更なり。其は京都郡の卷に云はむとす。抑、柏峽大野と云ふは、景行天皇紀に天皇、初將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將斲茲石如柏葉而舉焉、因斲之、則如柏上於大虛、故號其石曰踏石、と見えたり。今、曾根堤の内に帝踏石と云ふ石あり。縱横三間許ありて數多割れたり。此れ其の踏石なるべく覺ゆれば、柏峽大野は此處に在るべき。其の石の大きさは御紀なると合はねど、石も星霜を歷る隨に、大なる物なれば妨なし。偕踏石は八雲御抄に保牟之とあり。此れ萬葉集に夕衢問石ト以而と詠める石トの濫觴とも云ひつべし。御紀日本武尊の西征の條に、石ト横立と云ふ人見えたり。金葉集に云『あふ事はとふ石神のつれなきに我が心のみ動きぬるかな』丹後守爲忠百首云『あふことはとふ石神のゆるがねば見がたき戀と空にしらるる』正廣判歌合云『かくばかりおもひあがるを石神のちかひにかけていのちかな』『あふ事をとひてつれなき石神の重き心をかいたのまむ』麻添盛抄云『道祖神の事、さいの神とて、小社に、丸き石を置くは、石神歟、道祖神也云々、此の神に祈りて事の實否を問ふ時、石につけて輕重を定むるか、路行人を護る神也、云々』和訓栞云、石ト即石神也。

魚野嶋野

按ずるに、宇佐郡記に、魚野、嶋野より山をこえ、門司の搦手へ懸ると云ふ事見えたり。魚野は今

何處とも知れず。嶋野は今、富野村あり。扱、仲哀天皇紀に皇后別船自洞海入之、潮涸不得進、時熊罥更還之、自洞奉迎皇后、則見御船不進、惶懼之、忽作魚沼、鳥池、悉聚魚鳥、皇后看是魚鳥之遊、而忿心稍解、及潮滿即泊于崗津、と見えたり。魚沼鳥池を作りし地は、必、當國なるべしと思はるゝに附きて考ふるに、其を作れる野を魚野鳥野と云ひけむを、鳥野を訛りて嶋野と云へるには非ざるか。魚に對へたるは鳥なれば、嶋は決く鳥を訛れる物とぞ所思ゆる。魚沼、鳥池にいかさま因縁ありげなる地名なれば試み云ふ也。

禰疑野

貫村の野なり。禰疑を貫と訛れり。その事は、京都郡の卷に云ふべし。

射鹿野

天正の際、槻村六助が微塵彈正を討ちし地なり。委曲しくは、下毛郡の條、六助の墓の下に云はむ。扱、彈正が死骸をば、本郡三郎丸村に埋めしが、土人祟ありとか云ひて、先年祭りきと云ふ。

板櫃川

水源は筑前國大藏より出で、到津八幡宮の前を流れて、平松浦に出で海に入る。續紀天平十二年廣嗣の亂の段に云、冬十月、廣嗣率一萬許騎到板櫃河、廣嗣親自率隼人軍爲前鋒、即編木爲船將渡河、于時佐伯宿禰常人、安倍朝臣虫麻呂、發弩射之、廣嗣衆却到河西、常人等率軍士六千餘人

陣于河東云々、と見えたる是れなり。今、板櫃を訛て到津と云ふよしは、到津驛の下に既に云へり。
神社啓蒙には、板櫃社在肥前國松浦郡、林氏曰、廣嗣到板櫃河、與官軍戰死、其靈、板櫃明神是なりと見えたり。重兄云、佐野經彦氏の考に、官軍陣河東とあるは、今いふ鉦賀坂なり。鉦賀坂は兵が坂にて、官軍の出兵有りし處也。又本陣をすゑたまひし處を楯林と云ふ。皆、川の東にある地名なりとあり。

紫川

水源は菅生瀑布より出で、篠崎八幡宮の前を流れて、小倉大橋に出で、海に入る。

企救濱

長濱と云ふ處是れなり。泉郎の家居多し。和漢三才圖會云、企救濱、在企救郡赤坂與小倉之間。

重兄云、山名豊樹の説に「これよりや天の川原につぐくらむ星かと思ゆる企救の高濱」と讀みしは肥前名護屋の岬迄も一目に詠めし歌ならむと云へり。大里より名護屋まで、三里ばかりの海邊なり。

萬葉集云「豊國之間之濱邊之愛子地真直之有者如何將嘆」「豊國聞濱松心哀何妹相」「云始」

重春云、今本に「云」を「之」に作るは「豊國乃聞之長濱去晚日之昏去者妹食序念」、「豊國乃聞之高濱高々二君待夜等者左夜深來」、

夫木集云「長月の菊の高濱月影にうつらふ波を花かとぞみる」、從三位行家卿「風ふけば浪とや見えむ

豊國の花こそたてれ菊の長濱」、爲實卿「豊國の菊の長濱ながらへて心づくしに戀やわたらむ」、民部卿爲家

玉吟集云「やほかゆくさくの濱松世とともに秋の千年はしるくもあるかな」、

卿爲家

鎌倉右大臣家集云「豊國の企救の長濱夢にだにまだ見ぬ人に戀やわたらむ」、

重兄云、筑紫道記宗祇法師作云「花ならぬ真砂もさくの濱路かな」九州の道の記長嘯子豊臣勝俊朝臣作云、それより陸路を駒の足に任せて、いそぎけるほどに、豊前國さくの高濱に、とまり侍りしに、海ちかき所

なれば、をりふし、波風はげしう、よもすがらうちもふされず侍りしかば、「夢にだに宮古のつては

さもあらで波の音のみさくのたかはま」、

硯海

法雲壽山續外集云、門司或曰文字、以國音之相通也、自古歌仙之留題、皆、托文字而爲言、其

前江海環繞縈紆、名曰硯海者、亦托言于文字也、

細川玄旨法印歌云「藻鹽草かく袂をもぬらすかな硯の海の水の名残に」、

洞海

仲哀天皇紀熊襲を討ち賜ふ條云、皇后別船自洞海洞此云久岐入之、潮涸不得進、時熊罥更還之、自

洞奉迎皇后云々、重春云、久岐は久具理にて、巖山の下の洞をくぐりて、舟の往來したる故の名なり。

壽山續外集云、舊傳、仲哀天皇移皇居於豊浦時、地與赤間連續、而下通石竅、故曰穴門、迨神

功皇后之征新羅、一夜有神、鑿穴爲渡、以便于軍船運送、謂之隼人灘也、潮自大海而來、澎湃

奔騰、其聲洶々、如千雷動山、凡牧伯之赴于官事、商賈之趨于經營、莫不舟于此、而潮少不順、

豊前志 三之卷 企郡

則雖帆飽剛風櫓努千指寸不能進、其危險如此、重春云、穴門は弘仁私記に、今日長門國とありて、名義は森山の説の如し。此のことは今川貞世が道行ぶりと云ふものにも記せり。又、内山眞龍が考をも、赤縣太古傳に載せられたるが、其の趣、皆相似たり。此の地のことは、上の隼輅明神の段にも、既に云ひぬ。尙下の速吸門下にも云ふべし。

速吸門

方今、早輅の瀬戸と云ふ。按ずるに、神代紀一書伊弉諾尊の御身滌の條に、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、云々、と見えたり。此の處の海を洞海と云へり。西田翁の速吸名門考云、「古事記に出でたる速吸門と云へる處を、傳には「神名帳に豊後國海部郡早吸日女神社あり。此の地にて、此の神名に據る地名なるべし。或人は豊前の早輅浦の事ならむと云へり。寔に潮の早き事は名に負へれど然ては地理違へり」とあり。此の説は、猶、彼の或人の方ぞよかるべき。爰の文義を委しく見るに、即日向發、幸御筑紫、故到豊國宇沙之時、其土人名宇沙都比古、宇沙都比賣、二人作足一騰宮、而獻大御饗、自其地遷移而、於竺紫之岡田宮一年坐、亦從其國上幸而、於阿岐國之多祁理宮七年坐、亦從其國遷上幸而、於吉備之高島宮八年坐、故從其國上幸之時、乘龜甲爲釣乍、打羽攀來人遇于速吸門、故從其國上行之時、經浪速之渡而、泊青雲之白肩津、云々とありて、先初に、自日向發幸筑紫、故到豊國宇沙之時とあるは、日向國より、直に筑紫筑前に到まし、夫より豊國の宇佐に到まし、にあらず。自日向發幸御筑紫とあるは、綱の文にて、故到豊國宇沙之時とあるは、目の文なり。其の續きに、自其地遷移而、於筑紫之岡田宮一年坐、とあるは、宇沙より

筑前の岡田に移りましたるなり。其の文格を推して見るに、亦從其國上幸而、於阿岐國之多祁理宮七年坐、亦從其國遷上幸而、於吉備之高島宮八年坐、とあるは、彼の岡田より、大和へ到でまし、道行の綱の文にして、故從其國上幸之時乘龜甲云々、故從其國上幸之時、經浪速之渡、云々とあるは、岡田より大和へ到まし、道行の目の文なり。此は前に綱を二ならべ舉て、後に目を二並べ載せたる也。此を綾もなく書かば、自其地遷移而、於筑紫之岡田宮一年坐、この下に直に目故從其國上幸之時、乘龜甲爲釣乍、打羽攀來人遇于速吸門、ひ亦從其國遷上幸而、於吉備之高島宮八年坐、と云ふ綱の文を出し、故從其國上行之時、經浪速之渡而、泊青雲之白肩津、といはゞ綱に目を添へて分り易く記す也。さるを綱をば綱に前につゞけて書き、目をば目と後に並べ記すなど、文章の綾といふもの也。然見る時はまがふべくもあらぬ豊前なる早輅の瀬戸の事にして、筑前の岡田より安藝の多祁理に到ですす道筋、此處を過させ賜はずは叶はぬをおもへ。中又、萬葉卷六に、帥大伴卿遙思芳野離宮作と云ふ歌あり。其の歌『隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里』と云ふを、橘千蔭翁は、隼人の枕詞を、即て薩摩として、和名鈔薩摩出水郡勢度あり、是か、と云はれしは、地理をよく知られざるにや。倭、此の歌の前に出でたるは筑前の香椎浦の歌、又後にも同國次田の温泉の歌などにて、甚々掛雞れ百里に近き薩摩瀉の歌を唯、一首載すべくもなく、殊に帥卿の薩摩に行き賜ひしと云ふ事もなし。さるはハヤトモ、ハヤスヒ、總て同じ詞のつゞけがらにて、所謂、古事記

なる速吸門は、我が豊國企救郡早鞆の瀬戸なる事明けし』と見えたり。此の考は、我が師(平田篤胤)も諾なはれたる如く、面白き考なりけり。扱、速吸門と云ふは、此所の瀬戸の一面に渦巻て、底に吸ひこむ如く見ゆるに附きての名、洞海と云ふは、巖穴より船の通ふに屬きての名にて、名は異なれど同じき所なり。

與次兵衛湍門

天正十年、秀吉公中國征伐の時、毛利家臣黒崎團右衛門を切られけるが、文祿元年、名護屋に赴き賜ふ時、船頭與次兵衛、兄團右衛門の爲に讐を報いむとて、御船を此處の瀬戸にて覆へさむと謀りしに、其の事果さずして殺されたり。然るにより與次兵衛が瀬戸となむ云ふ。委しくは太閤記に見ゆ。

柳村の農民作兵衛と云ふ者の先祖の當時の事實を筆記せるものありて西田直養翁より見せにおこせたり。其の文に云ふ『折節、太閤様御めしぶね、大裏前(此間紙朽損)明石與次兵衛殿、船頭にて御座候。則、かさまつに御上り被成候て、與次兵衛殿へ腹を御切らせ被成候。そのしるしに松を植置申候。但、南の方の松にて御座候也』とあり。農民の筆記なれど、當時の事柄を記したるものなれば、此處に掲ぐ。

柳浦

今柳村と云ふあり。往昔は内裡の海邊までを掛けて、柳と云ひしなり。平家物語に云、平家小舟どもにとりのりて、夜もすがら豊前國柳浦へぞ渡られける。神無月の頃ほひ、小松殿の三男左中將清經、ある月の夜舷に立出で、やうでう音取朗詠してあそばれけるが、都をば源氏の爲に攻め落され、鎮西は維義(緒方三郎)が爲に追ひ出され、網にかゝれる魚のごとし。何處へゆかば通るべき、ながらへはつべき身にもあらずとて、靜に經よみ、念佛して海に沈みたまひけり。

又(長門本)云、山鹿の城を出でたち、高瀬舟に棹さして、夜どほしに豊前國柳といふ處に落ちつき賜ふ。草むらの虫を聞きて、大臣殿『さりとともと思ふ心も虫の音もよわりはてたる秋の夕ぐれ』。かの處は、地景眺望すこし故ある處なり。櫻、梅、桃、李うゑて九重の景色思ひ出でければ、さてもわたらせ賜ふべき御心ありけり。忠度『都なる九重の内戀しくば柳の御所を立ちよりて見る』。緒方の三郎やがて襲ひ來ると聞えければ、彼の御所にもわづか七ヶ日ぞおはしける。長門は新中納言殿國務なれば、目代紀伊民部大夫道助、安藝、周防、長門三ヶ國の檜物舟とて、正木積みたる舟百三十餘艘奉る。これにのり四國の地に着きたまふ。

源平盛衰記云、豊前國柳と云ふ處に渡り、入らせ給ひけり。澤邊の虫の聲よわり、磯打つ波袖をうるほす。楊梅、桃李、引き植ゑて、九重の都に少し似たりければ、云々、

太平記云、長門探題遠江守時直、筑紫探題英時を頼とせしに、昨日、少貳、大伴が爲に九ヶ國二島までをほろぼされ、公家のたすけ也といひければ、一旦催促にてしたがひし兵ども、やがて、心かはりて、己がさまぐに落ち行きけり。時直五十餘人にて柳浦の浪に漂泊ひぬ。

九州道記(細川齋作)云、豊前の柳浦の名主とて、發句所望せしに、『豊國の山口しるき早苗かな』。

西田直養翁の柳村皇居考に云、昔より二十丁、村よりも東方の小山の上に、皇居の陞とて、畠など

も佃らぬ處ありといへども、さにあらで、此度村老の口碑もて、柳村の近邊それとおぼしき處詮議せしに、古老の云はく、此の柳村は高免の處にて、惣て上々田、上田にて、其の内に下田なきにしも非ざるを、林と云ふ處、道の邊に、疫神を祭りたる森あり。此は上々田の真中なるに、其の森は前に芝原、又、後の田地へまで合せて、三反計の地、昔より無年貢也。其の芝原は、先年此の村の者田にして作りしに、忽、祟ありければ、又本の如く芝原とはなしぬ。此の近邊には御免地、所々ありて西北にあたり半丁許に、木舟の森とてあり。是れも無年貢、又、百姓の家數々御免地ありて、柳村の中に十七個所無年貢の地あり。天子様の御館の趾と云ふは此の疫神森ともやと云ふ。いかにも、皇居の趾所なるべし。處々の御免地は、三公九卿の居所の跡か。夫に又面白き事あり。此處より三四丁も有るべく、字に「フロ」と云ふ地あり。そこに玉水とて清水あり。田間の小井、深さ二尺許、周回三尺四方もあるなり。極暑といへども涸るる事なし。昔より、安徳天皇様の御風呂の水とて、此所を風呂と云ふと云へり。底より玉の如き泡、上る故に、玉水と云ふなるべし。極暑には、殊に多く上るとぞ。本名は鏡が池と云ふとなり。抑、皇居の處には、名水ある事、論もなければ、大坂の産湯の清水と云ふも、高津宮の近邊、藤原の御井など思へば、假の皇居にも、清水ある處を撰ばせらるる事なるべし。因りて皇居の趾をば、今の疫神の地とす。委しく考ふるに、御退去の後、御座所の趾、凡人の踏まむ事を恐れ、即て、一小祠をたて、竊に御社とせしを、源氏の世とはなりぬ、恐あれば、疫神社と唱へ來りし

が、其の後樹木をうゑ、容易に人の通行せぬやうにせしにや。中略兼て、百姓の物語に、疫神森なる木舟の森の神躰、二つあり。何か御夫婦のやうなりと云ふより、行き見しに、一体は赤色のはげたる衣装に、頭は童形にて、決して婦人に非ず。一体は衣冠の姿、黒袍なり。童形の方手拱きて、上に寶珠をのす。其の衣装の紋は藻勝見なり。作者五六百年と見ゆ。云々。
重見云、流野經彦氏云、御所の跡處と云ふは、大里驛より三町ばかり北に、小さき山玉山と云ふあり、又、其のほとりに、月見山と云ふもあるが、是の地なる可しとも、又、大里驛、の梅の木小路といふ處より三丁南、柳村の内、木船社あり、此の地なる可しとも、又、同村に疫神森と云ふがありて、森の中に、石だゝみなど、幾處にもあり、是の地なるべしともいへど、さだめ難し。云々。

田浦

西田直養翁の速吸門考に據りて考ふるに、神武天皇紀に、天皇親帥諸皇子舟師、東征至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神名曰珍彦、釣魚於曲浦、聞天神子來故即奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人椎橋末、令執而牽納皇舟以爲海導者、乃特賜名爲椎根津彦、此即倭直部始祖也。重春云、古語拾遺云、大和氏遠祖、惟根津彦者、迎引皇舟、表續香山之嶺、と見えたる曲浦の曲字は田字の誤にて、今の田浦なるべくぞ思ゆる。田浦は早鞆古の速吸之門の少し北東の方にて、天皇の筑前岡田より上幸し賜ふを速吸之門まで迎へ奉るとあるに、地理も能合ひたればなり。平家物語にも『文字田浦』と云ふ事見えたり。扱、己速吸之門考を見しは、去にし文久元年九月廿三日、西田翁を訪ひけるに、翁隨筆數卷を見せられたり。其が中に此の速吸門考ありしかば、寫し置きつるを曲浦考

は無かりき。如斯て、己、此の曲浦の考を書きて、同三年十二月十日、此志の下清書爲畢へぬるに、慶應元年正月の頃、吾が友柳田六郎(清雄)より古史傳を借り以て見るに速吸門考を引かれて、其が中に曲浦の事にも及べり。然ては西田翁を既く考へ得られたる。然れども考の符合せるは、甚嬉しければ有りの隨(ま)をかくなむ。因に云此の餘に古史傳を引用せるもあるは、今年、慶應二年夏の頃、再、淨書するにつきて書き入れたるなり。

(補)慶應二年六月十七日、拂曉、長軍の丙辰、癸亥、乙丑の三艦は田之浦に、庚申、丙寅の二艦は門司に向ひ、兩所の砲臺に向け砲撃を開始す。小倉藩の將嶋村志津摩は田之浦を守り澁谷某(近世紀聞には香坂七郎右衛門、藪庄左衛門とあり)は門司を守る。島村先づ守兵を鼓舞して應戦す。山縣狂介(有朋)奇兵隊先鋒三小隊を率ゐ輕舸に乗じて門司、田之浦間の海岸に上陸し、兵を分ちて兩所を襲ひ海陸力を戮せて慶戦す、嶋村善戦長軍進む能はず、既にして門司の砲壘先づ陥り、嶋村亦兵を收めて大里に退く。長軍又窮追せず、門司、田の浦を焼いて馬關に還る。七月二日夜半、長軍復海峽を渡り、三日味爽、彦嶋砲臺の掩護砲撃の下に門司に上陸し直に大里を襲ふ。幕軍堡壘に據り防戦甚だ力む。長軍先づ山手の砲壘を陥れ遂に大里を奪取せしが、此日も兵も撤して馬關に引揚げたり。翌四日、長の軍艦大里を砲撃し、火を新町に放つ。二十七日拂曉、長軍陸兵を大里に渡し、奇兵、報國二隊を中堅として三道に分れ、新町に入り赤阪及八町坂を攻む。赤阪は本道、八町坂は間道にして、俱に小倉城の東に在り。八町坂は足立山北方支脈上にあり、赤阪は其支脈の盡頭に在る村落なり。赤坂口は肥後の兵之を捍ぐ。此日幕軍は險要に據りて善く禦ぎ且つ海軍の之を援護するあり、長軍苦戦力闘すれども抜く能はず。高杉晋作馬關より來りて停戦を命じ大里に退却せしむ。廿九日、熊本の兵、老中小笠原壹岐守長行の指揮に慊らず、兵を引いて前線を去り、幕軍の意氣沮喪す。長行勝算無きを測り、夜に乘じ富士艦に搭じて長崎に走る。當時落首あり。

長崎へやう／＼いきていさのかみ生(壹岐守)

さすが逃げるも小笠流

八月朔日、小倉の軍自から城を焼いて香春に退却し、長軍代りて小倉に入り、前原彦太郎(一誠)をして民政に當らしむ。三日長軍は本營を足立山聚福寺に移し、兵を小倉、新町、黒原、湯川の四所に配置し幕軍の逆襲に備ふ。志津摩は金邊峠の險要に據り民兵を招募し藩兵と併用して攻守に力め長軍をして長驅香春を衝く能はざらしめたり。是より八、九兩月の間屢々小衝突あり交々勝敗ありしが、十月に入りて長の増援隊到るに及び幕軍漸く退覺し。十月十五日休戦の約成り、十二月末に至りて小倉藩より爾後隣交を厚くし再び兵を出す無きを約して兩藩の講和全く成りたり。(坂本箕山著元帥公爵山縣有朋、染崎延房輯近世紀聞)

阿閉島

小倉の海中にあり。今は藍の島と云ふ。仲哀天皇紀に云、八年正月、幸筑紫時、崗縣主祖熊罥、
 參迎于周芳沙塵之浦、自穴門至向津野大濟爲東門、以名籠屋大濟爲西門、限沒利島阿閉島
 爲御營。重春云、今本に慶を歴に作り、營を宮に作るは誤なり、今は類聚園史に據りて改めつ。

重春云、通證に、阿閉島屬筑前國糟屋郡と云へるは誤れり。吾が豊前國にこそ屬きたれ。紀の
 同條に見えたる沒利島は、今、大モツレ、小モツレと云ひて、長門國に屬し、阿閉島に隣れり。又
 同條なる名籠屋大濟は筑前、向津野大濟は當國宇佐郡なり。(矢野玄道翁の神功皇后御傳記には、向津野は長門國大津郡田崎に向津村ありと云はれたり。)

古今集云『阿閉島の山の岩がねかたしきてさゆる今宵の月のさやけさ』
 夫木集云『かしひがた夕霧がくりこぎくればあへの島田に千鳥しば鳴く』

巖流島

古史傳に、速吸門考を引きて云、『土俗の傳に、古は今の壇浦と速戸との間道つゞきにて、其の所に
 大なる穴ありて、その内を舟ゆきしす。かれ穴門といふ。しかるを、その地流れて、赤間關の前にい
 たりぬ。今、巖流島といふ』。重春云、明石與次兵衛の塔此の島にあり。重兄云、宮本武藏墓志に云、爰有二兵衛
 以眞劍請決雌雄、武藏對曰、爾、揮白刃而盡其妙、吾提木戟而顯此秘、堅結漆約、長門與豊前之際、海中有島、謂船島、
 兩雄相會、巖流手三尺餘之白刃來、不願命盡術、武藏以木刃之一擊殺之、電光猶遲、故俗改船島、謂巖流島云々、とあり
 これにて、島名のいはれは知る可し。

(補)日夏繁高の著せる本朝規藝小傳卷六に云ふ、宮本武藏政名者播州人、赤松庶流新免氏也、父
 號新免無二齋、達十手刀術、政名思、十手者非常用之器、二刀者此常佩之具、乃以二刀換十手
 之利、其術漸熟矣、十三歲之時於播州與有馬喜兵衛爲勝負、十六歲而於但馬與秋山爲勝
 負、擊殺之、後於平安城與吉岡決勝負、遂勝、後於船嶋擊殺巖流、凡自十三歲爲勝負六
 十有餘度、自號日下開山神明宮本武藏政名流、威名遍四夷、其譽在口碑、至今末流在諸州、慶長
 年中關原役及浪華役有勇名、寛永年中肥前嶋原一揆屬細川家赴之、正保二乙酉年五月十九日於
 肥後熊本城下死、法名玄信二天。

小倉に在る武藏の墓碑は承應三甲子年四月十九日孝子謹建焉ありて武藏の男宮本伊織の建つる所
 なり。

船嶋に於ける武藏と巖流との仕合については、古來巷説紛々、或は父無二齋の爲に讎を復せるな
 りなど云へど固より取るに足らず。明治三十六年頃、管山人と號する人、宮本武藏と題して雜誌國
 士に登載せる者、最も其實を得たりと思はるれば下に附載す。但し其の如何なる書に據りたるかを
 詳にせず。

慶長十七年四月武藏都より小倉に来る、時に年二十九才なり。長岡佐渡與長主の第に到る。與長
 主は父無二齋の門人なり其故に依りて來るなりと。由て請うて曰ふ、巖流小次郎今此地に留る、其

術奇なりと承る、希くば吾手技を比べんことを公は無二が故ある故頼み奉るなり、と。興長主應諾ありて武藏を留めて忠興公の御聽に達し、其日を定め、小倉沖の絶島に於て勝負を決せしむ。舟島といふ。扱前日府中にふれ在りて此度雙方勝負の最負及び遊觀を禁止あり。興長主武藏に謂つて曰く、明朝辰の上刻舟島に於て巖流小次郎と仕合致すべし、小次郎は忠興の船にて差越さるべし、武藏は興長船にて渡さるべしとなり。武藏喜色面に溢れ願望達せしことを謝す。然るに其夜武藏去てあとなし、遍く府中を尋ねれども行方知れず。皆云ふ、彼此間逗留の内、小次郎が技藝妙術なることを聞及び臆して追げたりと。興長主家士に謂つて曰く、我つら／＼之を案ずるに、彼懼れて逃ぐるものならば、何ぞ今日を待たん。察するに彼れ心持有ることならん、先の日下の關に着きて翌日此地に來れり、定めて下の關に到り夫れより舟島に往かんこと必せり。急ぎ飛脚を立つべしとなり。即飛脚下の關に到り見れば、果して問屋小林太郎左衛門といふ者の所にあり。飛脚右の趣を告ぐ。武藏書を呈す。其文に曰く、明朝仕合之儀に付私其許様御船にて向島(舟島の別名)に可被遣之由被仰聞重疊御心遣の段忝被存候然るに此回小次郎と私とは敵戰の者にて御座候然るに小次郎は忠興様御船にて被遣私は其許様御船にて被遣と御座候處御主人へ被對如何敷被存候此儀私には御構不被成候こと可然奉存候此段御直に可申上と存候へども御承引なさるまじく候に付態と不申上候て爰元へ參り居候御船の儀は幾重にも御斷申上候明朝は爰許船にて向島へ渡候事少しも支無御座候能時

分參可申候間左様可思召候、以上、四月十二日、佐渡守様、宮本武藏、扱翌朝に到り日高くなる迄寢て起きず、亭主は心元なく思ひ辰の刻に及ぶべしと告ぐる處に、小倉より飛脚來り、渡船の由を告ぐる。武藏程なく參り申すべき由返答し、飯を仕舞ひ亭主に請うて舳を以て木刀を大きに削る。其内又飛脚り、早々渡るべき由告げ來る。武藏は絹の袷を着て、手拭を帯に挟み、其上に綿入を着て小船に乗りて出づる。船人は太郎左衛門家奴なり。島には檢使警固の者を差渡さる。其の號令嚴重なり。漸巳の刻過に武藏船島に到る、島の洲崎に船を止めて、刀は船中に置き、綿入を脱ぎ短刀を差して裳を高くかゝげ彼木刀を掲げ、素足にて船より下り、淺汀を涉ること數十歩行、帯に挟みし手拭を以て一重の鉢巻をなす。小次郎は猩々緋の袖なし羽織に染革の立附を着し、鞋をふみ三尺餘の刀を帶す。甚待ちつかれ武藏か來るをはるかに見、憤然として水際に立ちていふ、我は期に先立ちて來たり、汝何を遅々するか、と武藏は默然として答へず聞かざるが如し。小次郎刀を抜いて鞘を水中に投げ水際に立ちて、武藏が近づくを迎ふ。武藏は水中にふみ止り、ニッコと笑つて曰く小次郎負けたり、勝たば何ぞ其鞘を捨てん。小次郎益怒つて武藏が近づき陸に上ると齊しく、刀を眞甲に振り上げ武藏が眉間を打つ。武藏同じく打つ所の木刀小次郎が頭に中り、立所に仆る。小次郎が打ちし太刀の切先武藏が鉢巻の結目にあたりてや、手拭分れ落つ。武藏は木刀掲げて少しく立ち、又振り上げて撃たんとす。小次郎伏し乍ら横に拂ふ。武藏が袴の垂れたる所三寸計り切りささ

ぬ。武藏が打つ處の木刀小次郎が脇腹横骨を撃ち折られて、氣絶するに鼻より血流れ出づ。暫く有りて武藏木刀を把つて本の船に行き、飛び乗り自らも共にこぎ行くこと速なり。下の關に歸り、興長主に書を呈して禮謝す云々。

都々良島

今津村の沖にあり。

馬島

曾根村の濱にあり。

日高島

猿喰村の沖にあり。

菅王子瀑布

蒲生川の水上にて、道原村の奥にあり。高二十餘丈、廣五尺許あり。大内盛見豊前を追討し、諸將を率ゐて此處に來り、瀧見の酒宴せし事、應永記に見えたり。

重兄云、兩豊記云、諸將戦功の有れば、數月の勞を慰めんとして、二月廿日、盛見諸將を引き具して、須賀王子の瀧に臨まれけり。其の日の午の刻、瀧の許に着かれければ、長野三郎左衛門尉、棧敷を

構へ、幔幕を打ち、夥しき饗應し、今様、朗詠、和歌さまざまに、遊興し、日既に暮に及び、城野の陣に引き取りけり。云々。

鏡池

山本村水上山の麓にあり。豊前今昔説に云、水中に神鏡あり。大字顯然たり。裏に粟と雀の形あり。里人神の納め賜ふといふ。慶長の頃細川氏入國有りしを喜び、烏丸殿御下向あり。爰に詣で賜ひて『立よりて鏡の池に影見れば額におほきしはつ山かな。』光廣卿

企救池

今昔説に云、今紫池と云。中島に辨天社あり。此の流れより名付けて、小倉の川を紫川といふ。

萬葉集云、豊前國白水郎歌一首 『豊國企救乃池奈流菱之宇禮乎採跡也妹之御袖所沾計武』重春云、今、企救長濱に、泉郎の家居多し。此の歌詠めりしは、彼處の海人か、あらぬか、知れず。

六百番歌合云、『君をのみ心づくしにさくの池いひ出づるより袖ぞぬれける』

歌枕名寄云、『朝夕に氷ぞ今はむすびける霜がればはてしきくの池水』後醍醐天皇大御歌

重兄云、豊前古史地名考云、池の在りしところ、確ならず。或は、小倉城を築かせ給ふ時、城中の大堀の中なりきと云ひ、或は今の蒲生村紫池とも言ふ。今は田地となり、大興寺といふ禪寺の下に、いさゝか、地形を残せり。今に其の處を池端と云ふ。豊前國志云、或は今の城野新地の事ならむ。されば、天知より元祿の頃に、大沼を切り流して、開田とせり。今之れを城野新地と云ふ。されど、是れも決めたる者にもあらず。先、今時にては池の古跡知れる人なし。云々。

會根堤

長一里許あり。此の地鹽竈多し。延享元年飛鳥井左中將重雅卿、宇佐宮奉幣使にて、此處を過ぎ賜ひし時、『しばしとて見る目なくさむ鹽なれや賤がいとなみくみてこそしれ』と口號み給ひけりとぞ。扱、會根は定村直孝翁の説に、『磯根に添へたる故の地名ならむ』と云はれたるは、然る事なり。彼名立る播磨の會根も、海邊なるを思へ。此に附きて按ふに、景行天皇紀に、爰有女人曰神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁師也、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向而啓之曰、願無下兵、我之屬類、必不有違者、今將歸德矣、云々、と見えたる磯津山の磯は、磯城、磯長の例にて、志と訓事は論もなきを、然てはさる山ある事なし。若くは磯の誤ならむ。然見る時は磯津、磯根同所にして、磯根の内なる山を云ふなるべし。御紀の同條に見えたる柏峽大野も、磯根の内なるを思ふべし。又、按ふに、倭文をシヅとも、シドリとも訓みて、倭文は古史成文に、天羽槌雄命、亦云健葉槌命、亦云天羽雷命、亦云綺日安命、亦出自角凝魂命之子伊佐布魂命、倭文連長幡部等之祖也、と書かれたる傳に詳に論はれて後、駿河風土記に、安倍郡の處に、思津機山あり。此の山に竝べて志津機神社と云ふをも載せたる由記されたり。此に依りて思ふに、當郡に畠村、大畠村、筑城郡に綾幡郷、今は赤幡と稱へて、村名となれり。畑村、上毛郡に鳥井畑村など云ふ村々の、畠、畑、幡は借字にて、機に因れる地名かとも思はるれば、然る所々に考ふべき事は非ざるか。此は試に、云ひ置くなり。

宮本武藏碑

重兄云、武藏の碑、もと、武藏山に在りしが、今は延命寺の岡の上に移せり。武藝小傳云、武藏十三歳より勝負を爲すこと、凡、六十餘度、自ら、『日下開山神明宮本武藏政名流』と號し、其の譽世の口碑に在り。云々。豊前國志云、宮本武藏政名は、兵法日本無雙と呼ばれし人、小倉の先君小笠原忠政朝兵法を好み給ひて、劍術は武藏玄信を止め、槍法は高田又兵衛後、崇白入道と改名す。を招き、共に師となしぬ。是れ吾が藩にて、劍、槍の兩眼と尊み居たまひし二人なり。

武藏墓碑に『兵法天下無雙播州赤松末流新免武藏玄信二天居士碑于時承應三年甲子年四月孝子謹建焉云々』の銘を刻せり。全文は略きぬ。

門司城址

天治五年、下總前司親房築くと云ふ。應永戰覽云、應永四年、大内義弘菊池方の諸城を攻めむとて、門司に渡り、明神の尾より攻め上り、陶は田浦峠より搦手にかゝり、七日の内に攻め落し、城番木綿和泉守討死せり。

戸次軍談云、天文の頃、大友家より奴留湯主水を置く。同廿三年の秋、毛利家より小早川隆景を大將として、此の城を攻め破り、隆景即、此の城に居る。

古城記に云、永祿二年、大友勢押し寄す。大内家の旗下仁保常陸介の養子仁保帶刀、楠原村の三隅山

に寨を築き戦ひて勝てり。後又毛利壹岐守と戦ひて討死す。慶長五年、細川侯當國を領知し、此の城を修造して、長岡勘解由左衛門を城代に置く。元和三年、城破却す。

重兄云、鎮西要略云、永祿四年八月、大友義鎮進五萬軍勢、伐門司城、其備十五列也、田原近江守、吉岡越前守、爲先登、田北民部大輔、那須某爲申駈、次前曰申駈也、田北刑部大輔、鶴原掃部助、爲五陣六陣、天草民部左衛門、伊東式部大輔、爲七列八行、竹田六郎、立花鑑載、爲九番十段、豊前國衆紀井鎮房、爲十一連、高橋鑑種、爲十二備、宇都宮紀清兩黨、爲十三具、其次、爲本陣、戸次伯耆守、爲後殿、馳行、轟轟進、取圍門司城、晝夜靜攻口、而押詰焉、城主三保常陸介隆康、隆康或曰就定、柳澤監物副之、籠城士卒三千餘騎、皆堅甲利兵也、守其固、而與豊後衆相闘矣、田原近江守親賢、田北民部大輔、古庄左近將監等先陣之士卒四千餘騎、先進攻陟焉、城主常陸介突出衝戰再三也、互奮勇相接矣、隆康得武術不卻、豊後衆兵將亂、云々、既而大友陸者張並陣營、海者懸浮兵船、兵船皆、南蠻船、日夜放鐵砲、以慄城中、海陸之攻擊、更無有隙、多死多傷、愁苦辛歎、難以言盡、云々、城者柳澤監物以下亡滅者太滅、日々城兵逃亡、二保隆康、連告急於中國、以請援兵、元就在陣於雲州、令杉彦三郎、杉彦三郎者長州赤馬關城主也、救門司城、彦三郎涉關戶、來入門司城、隆康良如蘇生也、且小早川隆景引一萬餘騎、而來赤馬關、陣於火山、云々、既而、隆康、齊突出拒戰、而擊得豊後首長伊美彈正彌鑑昌、竹田六郎則正、雜兵死創、不可勝計、云々、大友義鎮引、擧於田浦時、懸旌旗、爲屯、小早川隆景選騎卒三千、夜討大友之旗本、俄攻陟、而發關搏戰、旗本大擾亂、而迷途者駭々、或不見從、屬、捐甲、拽兵、頭顱而散矣、大將義鎮獨步行志於神田山、云々、明日、而敗軍之騎卒見旌旗、馳來者可三千、警衛而還、豊後、十五陣之軍兵悉敗、無一人留足者、隆康、隆康、揚凱風、其勢嚴烈、而應豊前國人、影如從、響如應焉、云々、

東明寺山城址

大内家より此の城を築き、仁保常陸介を置く。後、養子仁保帶刀、毛利壹岐守を討たむと謀るに、壹岐守是を察り、兵を伏せて討ち取りたり。

三隅山城址

楠原村にあり、東明寺山城の寨なり。

丸山城址

大積村にあり、これも仁保帶刀在城也。

猿喰村城址

城主未詳。

吉見城址

黒原村にあり。城主未詳。

恒見山城址

恆見村にあり。阿部入道平道兼在城。

横代山城址

横代村にあり。高橋治部居城。

蒲生城址

蒲生村にあり。佐野源左衛門居る。弘治二年大友勢攻め落す。

巢山城址

同村にあり。長野の一族、規矩掃部頭之重在城。

成腰城址

同村にあり。城主未詳。

引地山城址

到津村にあり。宇佐大宮司到津中務居城。

塔ヶ峰城址

井手浦にあり。天正の頃、長野筑前守築きて居る。後、大友家より攻め落されたり。

徳光村塚山城址二所

城主未詳。

小三嶽城址

三嶽村にあり。弘治の頃、長野筑後守吉辰居る。後、毛利家より攻め落す。今、小早川、吉川、増田の陣場と云ひ傳へたる所あり。

水ヶ手城址

山本村にあり。城主未詳。

大舟城址

同村にあり。城主詳ならず。

宮山城址

同村にあり。城主未詳。

赤松ヶ畑城址

道原村にあり。赤松太郎義祐居城。

茶臼山城址

頭吉村にあり。城主未詳。

長野城址

長野村に在り。保元二年、左大臣平時盛の六男修理判官康盛、豊前の守護と成りて下り、此の城を築き、長野を姓とせり。文治二年に至り、康盛の子豊前守長盛、守護の職を停められ、企救郡の地頭職となりぬ。夫れより七世の孫、豊前守種盛の時、大三嶽、小三嶽、下長野、丸ヶ口福相寺、稗畑等の諸城、皆、長野の父子兄弟居れり。應永六年二月、修理大夫義種、大内盛見に攻められ降りたり。其の後尙、長野家の本城として天正年間に至りき。重兄云、應永戰覽記云、二月朔、大内盛見、打立香春、入企救郡、同十一日、在陣于小森西岡、又移于庄野、攻動郡内、云々、以

修理大夫義種、令居于上長野、以豊前守義守、令居于下長野、以三長野九郎義春、令居于丸ヶ口福相寺、城、以長野三郎左衛門尉義基、令居于小三嶽、又、破却椎、大野兩城、凡、郡内散在土盡降參、云々、

鎌倉公文所記云、元暦二年二月、豊前國住人長野豊前守長盛、同弟左馬允光盛、同弟松山藏人信盛

等、頼筑前國人山鹿兵藤次季遠降參源氏、彼長盛、依爲平相國清盛骨肉之族、鎌倉殿無許容、三河守範賴宥之故、以長盛、信盛等、被預豊後國住人白杵次郎惟高、緒方三郎惟義、云々、松山藏人信盛、其子小平大夫吉盛、有先帝警衛咎之故、鎌倉殿有不審之思、雖然、範賴宥助之訴度々也、且、池大納言頼盛、再三依有御所望、文治二年、鎌倉殿有御宥免、如元賜企救郡地頭職、于時、長盛四十二歲也、但、被止守護職云々、又云、長野氏住豊前國事、自保元二年康盛下向、至元和元年、經四百五十年、

隱蓑村城址

城主未詳。

大善寺城址

應永五年大友親泰守る。

下北方村城址

城主未詳。

豊前志 四之卷

京都郡

郷四。村七十四。

景行天皇紀云、十二年秋七月、熊襲反之、不朝貢、天皇、幸筑紫、到豊前國長峽縣、興行宮而居、故號其處、曰京也、

續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條云、殺獲豊前國京都郡「領」長、太宰史生、從八位上、小長谷常人等、云々。重春云、板本に、領を鎮に作るは非なり。今は宮崎本に従へり。

靈異記云、膳臣廣國者、豊前國宮子郡小領也。藤原宮御宇天皇之代、慶雲二年九月十五日庚申、廣國忽死、經之三日、申時更甦也、云々、

和名鈔云、豊前國京都、美夜古

或記云、細川家より御引渡の高、京都郡三萬千八百八十九石八斗八升八合九勺。

諫山郷

按ずるに、津熊村の田の字に、諫山と云ふがあり、又、外記局記に、京都郡賀田郷平井寺檀越、不知山長松と云ふ人見え、又、宇佐宮大鏡に、豊前権掾貞恒一男、不知山永正など見えたり。今、南原村の田の字に長松堀と云ふあるは不知山長松の住みし地にや。されば、南原集與原村の近隣より、檢地村の方角までを、廣く諫山郷と云ひし成るべし。

本山郷

此の名廢れて、何處とも知れず。今、郡の北西の方に山口村あり。是は本山に對へたる名には非ざるか。若、然る時は、等覺寺、福丸村の邊より、稻光、鋤崎などの村々までを廣く云ひしならむ。

苜田郷

今は村名と成りてカンダと唱ふは、音便に崩れたるなり。カダと云ふを正訓には在りける。其は和名鈔に、陸奥國刈田葛太、讚岐國刈田葛多と見え、外記局記に、豊前國京都郡賀田郷とも見えたるを以て知るべし。神名帳に、若狭國遠敷郡刈田比古神社刈田比賣神社と云ふ見えたり。

重兄云、後太平記云、大友の早馬、來りて、注進しけるは、去る廿四日、菊地が先陣、厚東駿河守、夜密に、長門に押し渡りて、相戦ふといへども、討ち負け、豊前國神田浦に敗軍せし處に、大内弘世入道道階、勝に乗じて、追ひ行く。菊地六萬騎にてひかへ寄せたる謀をば知らず、船さし寄せて追ひ討ちしかば、武光、喜び競うて、大勢の真中に、取籠めて、云々。これは、正平二十三年、北朝の應安元年の事なり。

高來郷

今は村名となれり。外記局記云、京都郡高來郷。

吉田庄

定村直孝翁云、吉田庄は、吉田連古麻呂、豊前介にて在りし時、墾田せし處なるべし。姓氏錄に、吉田連遠祖鹽乘津彦命、頭中有贅、三岐如松樹國號松樹君とあり。今、吉田庄の内、稗田村に、松樹屋敷と云ふあるは、縁あるべし。

碩田國

按ずるに、景行天皇紀に、冬十月、到碩田國、其地形、廣大亦麗、因名碩田也。碩田、此云、到速見邑、有女人、曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕、而自奉迎之、謔言、茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛、住其石窟、一曰青、二曰白、又於直入縣禰疑野、有三土蜘蛛、一曰打猿、二曰八田、三曰國摩侶、是五人、並其爲人強力、亦衆類多之、皆曰不從皇命、若強喚者、興兵距焉、天皇惡之、不得進行、即留于來田見邑、權興宮室居之、仍與群臣議之曰、今多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹作椎爲兵、因簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛、而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至踝、故時人其作海石榴椎之處、曰海石榴市。重春云、板本日、の字を脱せり。亦血流之處、曰血田也、復將討打猿、徑度禰疑山時、賊虜之矢、橫自山射

之、流於官軍前如、雨、天皇更返城原、而卜於水上、便勒兵、先擊八田於禰野、而破、爰打、

謂不可勝、而請服、然不聽矣、皆自投洞谷、而死之、重春云、攝津風土記云、宇禰備能可志婆良能宮御宇天

蜘蛛、御巫清直主云、土蜘蛛は土公(つちぎみ)にて、其の土の君長たるものを謂ふ。異類には非ず。キク通ずる例、菊理媛を「くよりひ

め」と訓むが如く、ミモ通ずる例、豊組野、豊雲野あり。委くは大神宮本記歸正鈔の、宇治土公の條に、辨ぜり、と云へり。歸正鈔は

見ねど、いかゞ有らむ。古史傳には皇命に従はず、岩窟土窟などに住みて、人を害ひ、と見えたる地名どもを、舊説に豊

ちはやぶる梟帥を、蜘蛛に准へて、如此號けたり、と云はれたり。此の説稔に聞ゆ。と見えたる地名どもを、舊説に豊

後と云へるは非なり。是は長峽縣今云ふ、御より碩田國に到まし、次に、速見邑に到坐賜へるなるを、豊

後なる郡名の碩田、速見とせむには、先、速見に到まし、次に、碩田へ到坐と無くては、地理の合は

ざるを、然なきを以て、考ふれば、惣べて豊前なる事、疑なし。古史傳には、古くは、速見郡までをかけて、碩

の事跡は、我が豊前國に、確に残れるをや。然らば、碩田國は、何處ぞと云ふに、確には、定め難けれど、今、行事村の近境を、

北郷と云ふ、是れ、オホキタの畧言には非ざるか。但、南郷と云ふもあれば、然は聞えねど、若くば、

碩田を北と畧さて云ふより、其れに對へて、南郷の稱は、出でたるには非ざるか。又、按ふに、稗田

村に、大分八幡宮あり。是は彼の社の下に云へる如く、筑前の大分村より、勸請せる故の社號なるよ

しなれど、そは、社傳の誤にて、此地の地名ならむも、謀り難し。豊後の碩田も、大分と書きてオホ

キタと訓むなり。又、按ふに、先年伊勢國山田里にて、寫したる當國の古圖に、仲津郡の内京都郡に

に、大北村あり。此れにても有りなむ歟。但、此の圖今のは郡界村名など、惣べて太じく異なれば、

れど、是は土蜘蛛を討ち賜ひしを、豊後なりと思ひての説なり。若、豊後と爲ば、長峽縣に行宮を建て

賜ひしは、何の要ありとかせむ。且、其處を京とさへ云ふを思へば、行宮に在坐しし事、暫しの間に

非ず。其は、土蜘蛛の鼠窟今云ふ青の險阻に據りて、防ぎたりしかば、頓には誅ち難かりしが故な

り。彼是を併せ考へて、我が豊前なる事を、思ひ定むべし。但、豊後にもさる古蹟の此彼聞ゆれば、

都にさる事なしとも、云ひ毀ち難し。されば、彼の風土記の説も、一の傳として有りぬべし。

長峽縣ながのあがた

事は、前條に出せり。扱、今は長尾村とて、一村の名となれれど、上古は、御所谷の邊までを、廣

く呼びし大名なるべし。長峽村に八幡社も有り。

速見邑

事は、前に云へり。今、長尾村に、速津媛社あり。此の邊を古くは、速見と云ひしにや。或人は、

此の神名、後世に作れるものなりと云へり。如何あらむ。宇都宮記に、宇都宮の家臣速見新六と云ふ

人あり。此は必、當國の人にて、地名を家名とせしものとぞ所思ゆる。其の頃までは、猶、此の名あ

りしにや。天書にも、豊前國速見と見え、後の物ながら、本朝通記にも、豊前と見えたり。

村名

下田定村翁云、續紀十三に、豊前國京都郡大領、外從五位上、權田(シモトダ)勢麻呂、將兵五百騎、云々、又、卅四に、豊前國京

都郡人、正六位上、楮田勝愛比、賜姓大神楮田朝臣、三代實錄五十に、大神楮田朝臣と見えたる楮田を、畧言に、シモダと云

ふ

へるなる 菩提 飛松 御手水 重春云、村内に、名水あり。景行天皇の行宮近き地なれば、此の水を御手水にも物し賜ひしよし。今、今は圖師 重春云、御厨子村なるよしは、上に云へるが如し。大和國十市郡にも、御厨子村あり。此の天皇の御厨子の有りし地なりけむをも思へ。と書けり。 圖師 御厨子村のことは、大炊式に御厨子所。西宮記相撲召合に、御厨子所供御膳とあり。 新町 上野 宮

原 長川 浦川内 岩熊 池田 箕田 上田 平尾 津積 定村直孝翁云、此の村上に大池あり。されば此の池の堤

へて此の近隣まで入海にて、此の村ぞ津の泊(ツメ)なりけむ。久保 上下 西谷 大谷 稗田 上下 稗田 上下 重春云、古史成文、百四十段の傳云、稗田は大和國の地名にて、天武天皇紀に見えたり。其の本家は此の地に住み

けむ故に、即て其の地名を復、姓として、媛女稗田公と稱へしを、便にまかせて、直に、稗田とのみ稱へるならむとあり。媛女君は受賣命の其の夫神、媛田毘古神の御名を負ひて、其れを後まで、繼ぎつぎ傳へたる氏なり。授、媛田毘古神の媛田は、出雲國の地名なるが、此の神、伊勢國にいでましては、其の坐す處を、即て、又、佐那縣と云へるよしも、師説に詳なり。然るに、此の京都郡なる稗田村に、定村を家名とせるもあるは、媛女君氏の支流の人の住めるより、負へる村名にや有らむ。神名帳云、武藏國荏原郡、稗田神社、古事記序云、姓は稗田、名は何禮、蓋頭に弘仁私記を引きて云、天鈿女命之後也。記傳云、今、大和國添上郡に、稗田村あり。 草野 中川 檢地 上下 津熊 上下 前田 延永 二

塚 長木 黒田 上下 出雲風土記云、意字郡黒田驛、土體色黒、下崎 長尾 高來 入覺 長音寺 烏井原

鋤崎 吉國 黒添 須磨園 八田山 福丸 恒松 矢山 徳永 法正寺 谷村 山口 稻光 南原

光國 苅田 馬場 雨窪 行事 片島 上下 濱町 岡崎 新津 上下 與原 葛川 松山 二崎 あつかり 集 尾倉

提 以上、七十四箇村なり。扱、黒田村の田字に、別府と云ふあり。是れ郡家の蹟などにや。兼清、貞

國、則宗、成定、行守、行房、國貞、貞綱等の屋敷と云ふ田の字もあり。そは、大領、小領などの名

ならむも知るべからず。

苅田驛

兵部式に、此の驛に、驛馬五疋を置くよし見えたり。刈田の事は、刈田郷の下に既に云へり。

大分八幡宮 だいぶん 下稗田村にあり。新田義氏、神託を蒙り、馬が嶽の城を築きし時、筑前穂波郡大分村なる八幡宮を

勸請せりと云ふ。郡中の宗社にして、稗田、前田、兩村の産土神なり。 神社啓蒙云、五所八幡在洛陽京極北田野中、筑前國大分宮、肥前國千栗宮、肥後國藤崎宮、薩摩國新田宮、大隅國正八幡宮、已上是謂五所別宮。

日吉社 今は、末社と成りて、甚、小祠なれど、古社にて、勸請は、寶龜延暦の頃なりと云ふ。如何あらむ。

新田義氏、參籠して祈りし事もありきとぞ。

大原八幡宮 おほはら 上久保村にあり。大原足尼命に、八幡宮を併せ祭れり。 舊事天孫本紀云、大原足尼命筑紫置部與曾命之子 今、田の字に、

八幡免と云ふあり。神田なるべし。

天満宮 黒田村にあり、相殿に、八幡宮、天疫神鎮り坐せり。往昔、神殿度々、鳴動せしかば、文明中、綾

塚敬久と云ふ人、勅額を願ぎ奉りて神殿に献りければ、忽、靜りたりと云ふ。其の扁額の御文は、表

に 三社和光、裏に 右願者、朝野安寧、國家平穩、願主如意、人民豐饒、于時文明十四年壬寅八月

豊前志 四之卷 京都郡

廿三日、願主、綾塚敬久敬白、とあり。横壹尺貳寸三分、竖壹尺八寸ありきとぞ。文明は後土御門院の御代におはしませり。重兄云、天神社記略に黒田村八幡宮、天満宮、天疫神、右三社古來祭、爲同殿之處、毎度神殿有鳴云々とあり。動之間、綾塚某、依發願、文明十四年八月、依執奏家、申請勸額、奉納之之後、更無有鳴動あり。此の社に應永九年の鐘あり。其は築城郡なる金剛寺の物なり。明和の頃此の村の土中より掘り出しきとぞ。銘文は余が著せる豊前遺文に記すべし。

勝山権現

黒田村にあり。飯が岳権現を勸請せり。早魃の時、雨を祈れば必、驗ありとぞ。

飯が嶽権現

御手水村にあり。

正頭八幡宮

長尾村にあり。長峽縣主姓名を闕くの靈に、八幡宮を合せ祭れりと云ふ。此の宮所、即、縣主の實所なりし由にて、石垣など、今も、儼存れり。又、村内に、正塚と云ふあり。是れ縣主の墳なりと云ひ傳へたり。今田字、桑田と云ふあり。昔の神田なるべし。

百大夫社

同村にあり。景行天皇の祭り賜ひし神々の社なりと云ふ。さらば、御紀土蜘蛛を誅ひ賜ひし條に、是時、禱神、則、志我神、直入物部神、直入中臣神、三神矣、と見えたる、是れなるべし。宇佐宮の

末社にも、百大夫殿あり。祭神は同じきや、異なりや。

國崎八幡宮

稻光村にあり。國前臣祖菟名手に八幡宮を合せ祭れり。菟名手は、景行天皇紀、熊襲を討給ふ條に九月甲子朔戊辰、到周芳婆磨時、天皇南望之、詔群卿曰、於南方烟氣多起、必賊將在、則留之、先遣多臣祖武諸木、國前臣祖菟名手等、令察其狀、云々、と見えたる、是れなり。重兄云、菟名手の事も委しく見えたり。参照あるべし。又云、或記に所祭應神天皇云々、とあるは、勿論、謬傳とこそ覺ゆれ。今、正月五日に、武者役祭と云へるあるは、軍の先鋒に立たれし人を祭れるなればなるべし。月は異なれど、九月戊辰は、五日にて祭日と同日なり。扱、此の祭に、往昔は十二番の流鏑馬ありきとぞ。其の次第は、一番、小次郎丸、二番、預り所、三番、筒井、須四番、宮司殿、原之名、五番、田淵、吹蘭、六番、飛蘭、上神五郎、七番、小井、赤、八番、平、いやし、九番、太郎丸、十番、小太郎丸、十一番、安澤、梯田、十二番、寶蘭、なり。又、十一月卯日に、鎮在祭あり。神官三十二の、御膳を献りきと云へり。其の次第は、一番、預り所、二番、赤坂、一内侍、三番、乙丸、四番、鬼丸、五番、小井、六番、須磨、七番、上神五郎、八番、みやじ殿、九番、吹蘭、十番、梯田、十一番、下神五郎、十二番、原の名、十三番、安澤、小、十四番、飛蘭、東、十五番、きねをさ、十六番、早田、なり。

宇原宮

馬場村にあり。苅田庄十一村の氏神なり。今、田字に、桑田と云ふあり。此の社の神田なりしか。當社の棟札銘文に、奉建立、豊

前州、京都郡苅田庄、馬場村、宇原八幡宮、寶殿一宇、云々、と有り。外記局記、豊前國京都郡雨米の條に、宇原庄見えたり。重兄云、祭神、彦火々出見命、鶴草葺不合命、豊玉姫命と、豊前國志に記せれど、しかには有らで、宇佐祭神と、同一なるべし。

小倉宮

與原村にあり、鷓鴣草葺不合尊を祭れり。扱、日本後紀に、延暦廿四年四月甲辰、令諸國奉爲崇道天皇建小倉納正稅冊束并預國忌奉幣之列、謝怨靈也、とあるを、類聚三代格には、奉崇道天皇、諸國造正倉、收納正稅、と見えたり。されば、小倉、正倉は同意なり。日本書紀に屯倉とあるも同じ。解は、田河郡我鹿屯倉の條に、既にいへり。此地は、かの小倉の在りし處なるが、後に社地とせしにぞあらむ。神名帳、山城國乙訓郡に、小倉神社と云ふあり。

寶積寺

菩提村にあり。上古は、稍、大寺なりしとぞ。寶永の際、小倉延命寺靈濟、君命を受けて、其の舊蹟に寺を建て、虚空藏菩薩の像を置けりと云ふ。寺の上なる竹林の中に、四十九院の趾あり。又、田の字に大門屋敷、彼岸田など云ふもあり。重兄云、元曆文治記に、弘勒寺の末寺者、云々、菩提院(豊前)とあり。又、或再興寺院、以龍池山石窟本尊虚空藏、安置此寺、云々、と記せり。

曼陀羅寺

下久保村にあり。寺記に云、京都郡下久保村曼陀羅寺者、黒水右京進之建立也、于時元龜二年十一月

月三日、行壽西堂來開闕焉、乃以曼陀羅爲本尊。曼陀羅者、尊智之筆也。元龜三年八月七日、本山粟生光明寺廿五世、顯空和尚、開眼供養之證文、有之、天正二年九條殿御下向、六月廿七日御參詣、詩歌有之、今紛失、云々、又、元龜三年開眼供養の書あり。文に云、當麻曼陀羅之尊像一像、於洛陽西山淨土根元之靈地、元祖法然上人之御廟、本寺光明寺、奉第廿五代住持顯空上人開眼供養者也、元龜三年八月七日顯空書之、安置尊像者、九州豊前國京都郡之内、久保庄黒水右京進所者也、と見えたり。寺號は、曼陀羅を本尊とせるに據れり。曼陀羅の事は、歷代編年集成に「天平神護元年十一月廿七日、右大臣從一位藤原豐成、後人號難波大臣、又稱橫佩大臣、此大臣女號中將姫、此當麻曼陀羅之時之願主也」とあり。古今著聞集に「大炊天皇の御時横佩大臣藤原胤胤といふ賢智の臣侍りけり。かの臣大に鍾愛の女あり。云々、とあり。此の事元亨釋書にも、見えたり。」此の寺に、一莖二花の蓮を藏めたり。舒明天皇、皇極天皇紀等に、劔池に一莖二蔓の蓮生ひたる事見えたり。

願光寺

福丸村にあり。行基の開基にて、本尊藥師は行基の作なりと云ふ。往昔は、七堂伽藍ありしとぞ。其の礎石、瓦など今も田中に存れり。舊記にいふ、京都郡黒田郷福丸村内、有古刹、號叡山願光寺、僧行基、經歷諸國之時、草創當寺云、今時所安置之藥師佛、乃、行基之刻也、當寺往昔有七堂伽藍、罹天正之兵火、悉爲灰燼、其礎今猶在田間、云々、扱、行基の開基と云ひ傳へたる寺、諸國に甚多かり。其は續紀に、天平勝寶元年二月丁酉、大僧正行基和尚遷化、和尚藥師寺僧、俗姓高志氏、和泉國人也、周遊都鄙、教化衆生、親率弟子、於諸要害處造橋築陂、聞見所、乃咸來加功、不

日而成、百姓至今蒙其利焉、時人號曰行基菩薩、留止之處、皆建道場、薨時、年八十、と見えればさも有るべし。

霜田菴

下田村にあり。天永元年(重兄云、天永元年は鳥羽天皇即位元年にして紀元一千七百六十八年なり。)の經筒あり。

等覺寺

山口村にあり。天平六年、奈良東大寺惠空の開基なりと云ふ。應永戦覽に、等覺寺座主堯賢と云ふ僧見えたり。

上宮、白山權現。講堂本尊、十一面觀世音菩薩。左峰、小白山大行事。右峰、老翁宮大己貴命。北山、山王權現、并廿一社。下宮、天形星。御供堂。行者堂。鐘樓。仁王門。戶

取明神社。地藏堂。往昔は、子院三百許有りと云ふ。今は四十六坊存れり。

重兄云、舊紀にいふ、京都郡山口村等覺寺、山上宮、白山妙理權現也、講堂本尊、十一面觀音也、左峰、小白山大行事也、右峰、老翁大己貴命也、北山、山王廿一社也、下宮、天形星也、又、祭手力雄命、號戶取神社、又、有行者堂、御供堂、鐘樓、二王門、地藏堂等、寺曰普智山正明院、僧坊有_二四十六軒、又有_二妙覺寺、等覺寺別院也、貞觀比退廢云、今有_二堂舍跡、聖武天皇天平六年、南都東大寺僧惠空、開此山、一山天台宗、

而皆妻帶僧也、等覺寺、弘仁年中燒失、天長七年、涅槃上人再興之、此故、以上人、爲當山中興、至天曆七年、谷之坊覺心云者、專學修驗法、山中多爲其徒、同八年、初立祭會式、其後、歷四百廿年、至永和年中、堯賢僧正、大興隆此山、僧徒日繁、子院及三百餘區云、應永中、一山罹兵火、僧徒多戰死、於是、寺務大廢、其後、善住僧正、住此山、漸復舊規、善住後、三木院僧正掌之、至

當山麓谷村、有_二座主屋敷之跡、號_二神護、扶桑紀勝にいふ、豐前國、求菩提山、等覺寺、松尾山、倉持山、檜原山、いづれも正月七日の晩に、鬼會と云ふ事を行ふなり。山伏ども、出會して、昔より傳はりたる、恐しき假面を着て、初には切り合ふまねして、後には一人を捕へ、手足を搦め置くことなり、としるせり。これ、追難の儀の残れるにや有らむ。

明護院

谷村にあり。寛治元年、根來寺覺鑊の開基なり。古傳の如意輪、觀音、多門、持國の像は、寛文十二年小倉侯の命に依りて、小倉開善寺に遷し、今當寺に安置せるは、同侯より寄附の佛像にて、むかし、赤松圓心の歸依佛なるよし寺の記に云へり。今、田の字に惣門、古門、油田、塔の前など云ふあり。

西恩寺

馬場村にあり。開基は孰ともしれず。往昔は稍、大寺なりけむ。今、田の字に、奥之坊、中の坊、門前など云ふあり。慶安の際、僧傳佐再建せり。扱、昔、最明寺入道北條時頼行脚して諸國を巡覽せし時此の寺に來りて、暫く居り、自ら輪の塔を建てたる由、寺の古記に見えたり。其の石塔、今、藪の内

にあり。因りて此の藪を鎌倉と云ふ。重兄云、當寺は、應永年中兵火に罹りて、堂舎、僧房悉く灰燼と成りしが、慶安年中、東傳寺の開山傳佐利尙、諸方を勸進して、草堂を建てしもの、今の寺なりと見えたり。西恩寺略記に

因云、此の村の田の字に彌勒寺免と云ふあり。主税式に、凡、太宰彌勒寺燈分料、以豊前國地子稻三百束、毎年充之、と見えたる料の田なりしにや。

平清經墓

此の寺にあり。壽永の亂に、平清經柳浦にて入水せしに、其の屍、此處の浦に、打ち寄せたり。故、土人葬りて五輪の塔を建てたりと云ふ。

宗泉寺址

御手水村にあり。往昔は、飯嶽權現の宮寺なりきと云ふ。寺は天正年中に廢絶して、其の址、今は田と成れり。近頃、別處に小菴を興して、其の跡を繼げり。寺號は、村内に名水のあるに據れり。この寺に馬嶽の陣鐘と云ふあり。其の聲清亮にて、實に古物と思はるる也。

平井寺址

外記局、長保元年三月七日庚申記云、太宰府解云、管豊前國京都郡、雨米事、副進彼國解文一枚、同國京都郡解文一枚、彌勒寺講師長祐牒狀一枚、雨米一裏、右得彼國去年十二月廿八日解狀、府政所今月廿五日下午文、同廿六日亥時到來いやく傳、安樂寺別當法算大法師、令申云、今月上旬、豊前國部内、

有雨米之瑞、是則彌勒寺講師長祐法師之所申也者、中、牒送長祐法師、爰同廿七日、返牒今日到來

傳、今月廿六日、衛牒今日到來、抑、此雨米事、以十一月廿一日、於宇原庄、前葛野庄檢校、俗名早部信理、法名寂性申云、京都郡高來郷、重春云、下に郷稱賀田、寺曰平井寺、とあれば、高來は誤なるべし。平井寺乾方居住法師私宅、以去

九月晦夜、雨米、夜中驚見、白米既多、明旦、出見頗以減少、但、宅主法師他行、園守女稱申如是者、中、略今依國府旨、檢案内、以彼日夜、賀田郷所立平井寺住僧仁感住房門前、所雨白米、初如小

豆、日闌之後、頗以減少、似破米、一村下人、或以取食、爰仁感他行之間、彼園守女、奇異僅所拾採二三合計也、仍以十月十一日、相分郡司良親、同時僧寂性爾所加之寺檀越掾不知山長松令見之、

重春云、南原村の田の字に長松堀あり。次、分給小々、云々、良親寂性等、所得米、加灰消失、掾不知山長松所得米纔、以是仍副郡解、進上如件者、件雨米、掾不知山長松付封進、國守光輔披見、更封光輔名字、付使

掾嶋部爲範進上、中、略國名豊前郡號京都郷稱賀田、寺曰平井寺、可謂祥瑞、仍相副郡解等如件者、非雷天地吉祥之異瑞、兼得州郡村邑之嘉名、祥瑞之事不可不申、下、略

重春云、此の寺何處にありしか。賀田郷は苺田郷なるを、國名豊前郡號京都など稱云ふに附けて、苺田を賀田と取直して云へる成るべし。故、其の寺址を苺田郷にて、時々搜索あなぐりしに、片島村の田の字にヘイセン寺と云ふあり。是れ平井寺を誤れる物成るべし。田の字には、如斯る謬、甚、多かり。且、地藏免、鐘撞田、寺田、比丘尼屋鋪など云へる田の字もあれば、此處にぞ有るべき。

十鞍山

圖師村にあり。元暦の際、平氏此の山に城を築きて、籠りけるに、緒方三郎來り攻めければ、馬の鞍を十、土中に埋みて遁げ去りぬ。故、十鞍山と云ふとの説あれども、強説とぞおぼゆる。案ふに、山の麓などに、屯倉の有りし故の名なるべし。屯倉はミヤケ或はミクラと訓む事なるを、御鎮座本記に、屯倉小男童、笛生琴生とありて、屯倉をトクラと訓めり。然れば、景行天皇の行宮に座せし時、屯倉を建てられし處にも有るべく、然らでも、屯倉の在りけむ事は、論を待たずなむ。

神山

下崎村にあり。湧き出づる清水を三女神の御靈として祭り、別に神殿をも造らず。申殿計ありしが後に今の村内なる社地に遷し奉れり。故、元、鎮坐し、山を、神山と稱ふとぞ。一名を茶白山とも云ふ。申殿の趾は、今、平床と云ひて、石垣存れり。

御所山

與原村にあり。南北貳丁、東西一丁あり。四方に堀あり。平地に、毘沙門天社あり。又、此の山の北方四丁許に、番塚と云ふあり。土人は、景行天皇の御所の趾にて、番塚は番所の跡なりといへど、信け難し。彼の行宮の蹟は、御所谷なる事云ふも更なるをや。重兄云、豊前國志云、天正十年、豊太閤此の處に、御陣を居ゑられ、夫れより馬ヶ岳に入り給ふ。よりて御所山と云ふなり。云々。右近云、元、山陵に相違なし。大小二山ともに、雜木森々たり、とあり。

八田山

山口村にあり。土蜘蛛八田の住みし山なりと云ふ。そは、碩田國の下に出しつ。

御所谷

津積村にあり。景行天皇の行宮の趾なり。事は、碩田國の下に出しつ。 偕、此處の地理を委細しく考ふるに、上古は今の行事川の川上、流末村の近境まで惣べて入海なりしが、數百年を経て、海も漸々に、淺く成り以て行くまにまに、次第に田畑となりて、今の如く成れりとぞ所思ゆる。其は、一里許川上なる大谷村に舟岡山、碇塚など云へる海に着きたる名あり。又、其の村に井を掘れば、蠣、貝、或は舟板など土中より出づとぞ。又流末と云ふ村名も、川尻にて、水の海に入る故の地名なるが、今は遙に、海を離れたる地なるをも思ふべし。仁徳天皇紀に、流末不レ駛とみえたり。 故、當年、天皇の御舟の着きしは、流末村の邊なるべくぞ所思ゆる。三代格に、豊前國草野津と云ふ見えたるは、行事川の流末なる草野村にて、其の頃は船を着くるに、便善くして、専ら公私の船の着きし處にぞ有りけむ。されば川上なる流末村の邊も、上古は御船を着けさせ賜ふに、便宜の可かりけむ事知られ、又、長峽縣に到でまし賜ふにも、甚、間近く、賊地をも經ずして、直に到で坐すべき處なり。偕、行宮の在りし處は、今、御所谷と云へり。其の跡に登りて立ち臨れば、土蜘蛛の住みし鼠窟今云ふは、青龍窟は、正北に當りて遙に眼下に見下されたり。行宮を建て賜ひしも、實に宜なりけりと、所思ゆる處になむ有りける。扱、其の宮地は、絶頂平地に

して、南北壹丁、東西廿間あり。其處に、礎石二十並べり。其の周回東西五間、南北四間半許なり。又、中御門、東御門、西御門と云ふあり。中御門の石垣は、東方長五間、高三間、西方九間、高三間計なり。此處に石樋を懸けて山水を引けり。此の御門の前なる大池池は、中昔、掘りし物と見えたり。の堤下の田の字を門前と云ひ、又、二の坪、三の坪、八條など云ふもあり。二坪、三坪は、二條、三條と云ふが如く聞ゆ。東西の御門は、石垣崩れたり。扱、中御門より行宮の蹟まで、一丁四十間、西御門まで、二丁四十間、東御門まで、四十間餘あり。又、山の周回、四方に一里が程、石垣あり。或は崩れ、或は其の形の存れるもあり。抑、上代には、御在殿も礎をすゑず。式の祝祠どもに、下都磐根爾宮柱大敷立とある如く、地を深く掘りて、柱を建つること、所謂る掘立家の如くなりしに、今、行宮の跡に、礎石のある事、甚々、疑はし。中昔、此地に城を築きし事も、物に見えず、土人の口碑にも、存れる事なけれど、必、地頭など云ふ類の者の要害を頼みて、城めかしき物など、築きて住めりしものなめり。重兄云、伊藤常足云、馬岳の西北に當りて津積村御所谷と云ふ處あり。是れ馬岳の里城の趾なるべし。云々。偕、石樋の懸れるは、彼の御世よりの事にぞ有るべき。其は既に、垂仁天皇の御代に、石棺作を定め賜へる事、古事記に見えたれば、彼の御世に石作部の在りし事は論なし。今此の近隣に石部村あり。石作部の住みし處にもやあらむ。

瓮辻

御所谷、東御門の東西に在る山なり。此處の土中より瓮はじぎを出す。故、瓮辻と云ふを訛りて、今は佛

辻と云ふ。是は景行天皇の天神地祇に祈乞賜ひ、別きては、三柱神志我神、物部神、中臣神に、祈申賜ふとして、祭らせ給ひし時の瓮なるべし。又、西御門の西方よりも出づ。何れも同品なり。抑、瓮を土中に埋むる事は、大嘗祭式に、造酒司所備、等呂須伎十六口、都婆波三十二口、匣六十口、小蓋六十口、長女柏一箇、祭畢、都婆波已上、置山野淨地、とある類にて、淨き處を撰びて埋められし物にこそありけめ。

鼠石窟

等覺寺山の上にある。今は青龍窟と云ふ。是は鼠籠窟を訛れるなり。事は、碩田國の下に出しつ。法雲壽山の遊青龍窟詩序に云、山在豊州京都三十里所、山半有等覺寺、寺之南、緣石徑、紆曲至翠微、爲妙覺寺、其上有石窟、由洞門而入、深七十尺、橫十五丈、中安釋迦文殊普賢石像及四天王護法善神、竝立于左右、彫鑿巧妙若神工、其傍有龍岩、鱗甲作紋、形如龍蟠、觀者悚慄、上有小孔、泉涓々下注如珠、又南折緣石而上數十步、西轉有洞戶、夕陽倒影、射窟中、光怪奪目、壁間有藥師觀音像、崖下有窟、投以石、則圓轉有聲、莫知其所以、相傳、昔人燃松火、行六七里、有一窟、不可渡而歸、其中諸處有石牀、各安佛像、爲阿羅漢宴座之所也、惜寺與碑俱廢不可考、凡、窟之四周峭壁如屏、上蓋下平、自然天造、非假人力、誠勝特之境也、略、とあるにて、其の石窟の景況の大概を知るべし。但、寺與碑俱廢不可考とは佛の事にのみ關係らひて云へるにて、上古の事實を毫も沙汰

せぬは如何ぞや。土蜘蛛の住めりしと云ふ事、土人の口碑にも残りたるをや。重兄云、豊前國志に云、「奥院生龍大権現窟、東向、穴の入口高さ四間、横八間、入口より、上の口に抜け出づる迄百三十間、闕然たる打ぼげにて、穴の程、高き所十三間、又は十五間の處もあり。窟中に釋迦、文珠、普賢、十六羅漢、四天王護法善神の石拂あり。窟壁に藥師の像あり。窟内入口左右岩石の下に、底穴あり。いと狭く、これを針の耳戸と云ふ。其の内開く明松を燃して入る。三四間程行けば、次第に地下りにして、廣き處あり。左右上下皆、岩也、又、狭き所あり。身を横にして通れば、底に川流れ、穴の内、轉曲三十内外あり。深貳町計。重兄も去にし秋、この窟に遊びしが實に世にめづらかなる處なりき。

女體窟

黒田村元合寺にあり。女を如と書けるもあり。一名を綾塚と云ふ。聖武天皇神龜五年に、行幸ありて、素盞鳴尊の御女抓津媛命の御靈を、池田村の松山より遷して、女躰權現と祭り給へりと云ひ、或は景行天皇の皇后八坂入姫命を祭れりとも云ふは、皆附會の妄説なり。此は、往昔、郡領などを葬りし墳墓とぞ所思ゆる。窟の廣さ横一間四尺餘、深さ二間半、高さ二間許なり。内に、石棺あり。横一丈一尺五寸、幅三尺、竪四尺許なり。宇佐郡記に「天慶五年六月、源經基公、鎮西守護の時、九州を巡見有りて、處々に城を築き、源家譜代の武士を居給ふ。最初、女躰權現へ參籠し、懇祈の序、一國守護の城を築く事、願くば神鬮に従ひて草創すべし」と云ふ書にも見えたり。重兄云、此の事古城傳記と云ふ書にも見えたり。と出でたれば、女躰權現の號も、稍、古くより云ひ出でしことなりけり。

稻葉川

稻光川の川上にて、即、鼠石窟の北の麓なり。事は碩田國の事に出せり。古今六帖云、「稻葉川いなとし終にいひは

てばながれて世にもすまむとぞおもふ。」

稗田川

源四あり。一は七曲より出で、一は御手水より出で、一は浦河内より出で、一は矢山より出づ。四水合ひて、東に流れて、行事川に入る。

行司川

源二つあり。一は氷室川、一は稗田川なり。

氷室川

十鞍山、馬嶽、御所谷の三山より出で、東に流れて井尻川となれり、行司村に出で海に出る。

神島

荏田村の沖にあり。

草野津

草野村の津なり。往昔は此邊まで海なりき。三代格に豊前國草野津と出でたる是れなり。全文は、企救郡門司關の下に出つ。外記局記に藪野庄とあるも、同處なるべし。全文は、平井寺の下に出しつ。抑、此の津は、往古、公私の船の專着さし處にて、新任の國司の下らるゝにも、亦、此の津に着船ありしなり。今は海も、漸くに、淺く成り

以て行きて海邊をば少離れたり。

血田

上田村の田の字に、血田と云ふあり。景行天皇紀に見えたる、是れなるべきか。又、企救郡に、津田村あり。是れ血田を訛りたらむも計り難し。何れにても有りぬへし。事は、碩田國の下に出しつ。

松山城址

荻田村にあり、西國太平記、應永戰覽、宇佐郡記、古城記等を併せ考ふるに、天平十二年、藤原廣嗣、官軍を防ぐ爲めに地を選び、始めて此の城を築けり。其の後、城主なく、在廳の官人、蒙古を防ぐ時の便に備へ、事ある時は、楯籠れり。天慶三年、鎮西の亂により、地下人神田權少進光員、此の城に籠りて、凶徒を防げり。爾來、神田氏、十八代居る。神田はもと刈田なるを、中昔以來神田とも交へて書きたり。保元二年平判官康盛、神田の一族を亡ぼし、三男藏人信盛を置く。元暦の際、信盛の子、小平大夫吉盛、安徳天皇宇佐行幸の供奉をなし、が、終に赤間關にて入水し、家亡びぬ。是れより、緒方の一族、長彌太夫坊覺願守りぬ。建久七年より、宇都宮大和守信房の抱城となり、長野豊前守と郡境を争ひ、終に長野に攻め取られ、建武の頃まで長野より城代を置く。延元元年、太宰少貳頼尙、此の城を攻め取りて、末子九郎頼慶を置きしが、菊地肥後守武重、同武光、押し寄せ、合戦數度に及びぬ。應安元年より四年まで大内入道道階、猶子天野太郎顯光を置く。同七年、菊池、大友、少貳、宇都宮等和睦し、當國を大内

左京大夫義弘に賜はりて、守護代として、杉彈正大弼與信其の子太郎弘信相續いて居る。應永五年十月、豊後の大友親世、在京の間に從弟氏鑑、反きて兵を擧げ、戸次親秀をして此の城を攻め取らしむ。此時、杉弘信周防山口に在り。其の子彌太郎光治、敵に圍まれ討たれしを聞きて、大内勢の先將として押し渡り吉志の畑に船を着け、狸葉山たねさばやまにて勢を分ち、門司一德齋は搦手に向ひ、天野讚岐、杉弘信は松が尾、中の尾に陣して、大手より向ひて、其の夜之れを攻落せり。重兄云、此の時、城主戸次親秀豊後に在り。留守、太田原兵庫介行房、猶子小太郎行國も力屈して自殺しき。等覺寺の座主堯賢、千三百餘人を率ゐて、此を援はむとて與原山よはらに陣を取る。大内方の門司左近太郎、小野田兵部、規矩權守は、大元堂の松原に出張し、門司一德齋は同北の山下に兵を伏せ、同彌三郎は湍崎に備へ、足輕の先手は簗島に備へ、杉弘信、天野讚岐は神惠比須堂に陣を取り、門司彌次郎は元檀林寺の森に扣へたり。かくて、大元堂の南にて戦ひしに、僧軍敗走し、僧徒等海潮にて溺死せし者多かりき。堯賢等覺寺に歸りぬ。大内氏因りて天野安藝守義顯を城番とし、應永十五年まで居らしめたり。應永十六年春、杉中務大弼弘重京都郡を領して當城に居り、其の子孫彈正少弼正重、長門守重之、左衛門佐行信、十郎貞政等之れを守りて天文元年に至りぬ。天文二年より杉民部少輔重盛守る。弘治二年、杉重吉大友義鎮に攻め落さる。永祿五年、毛利家の代將天野紀伊守隆重來り守る。又、大友宗麟に攻め落さる。同六年、毛利元就の四男十郎藏人元秋居る。天正元年より、長野三郎左衛門助盛に託し馬嶽の抱城とす。是れを以て息三郎永盛を置く。同十五年、秀吉公よ

り當國六郡を黒田孝高に給はりしかば、黒田家より城番を置く。慶長五年、細川家の領となりても猶城番を置きしが、間もなく同十一年破却したり。

馬嶽城址

大谷村にあり。此の村、元祿の頃までは馬嶽村と云ひきとぞ。伯耆の人門脇重綾が記せる名和氏紀事に、馬嶽を筑前とせるは謬なり。宇佐郡記、應永戰覽、古城記等を合せ考ふるに、天慶五年、源經基如體權現に詣でて祈りけるに、夢に菩提院の東方に當つて、愛宕宮神馬に騎りて現れ賜ふ。故に其の山に城を築いて馬嶽と稱す。太宰大貳公頼の子、筑前守昌頼を當國の守護となして此の城に置く。昌頼の子公頼本領宰府にあり。依つて公頼の弟爲頼より六代、光頼、宗頼、繁頼、貞頼、頼行相繼いで守る。仁平元年、源爲朝豊後より豊前に打入りて當城を攻め落す。其の後、草野權守家仁守り、其の子孫三代居る。元暦年中、源平戦争の時、豊後緒方一族、緒方九郎、平家に叛いて楯籠る。源右大將、府を鎌倉に開いて、九國に探題を置き、國々の守護を定めらる。此の郡は探題領と成りて、探題より城番を置く。

二世は二十世の誤か。頼氏次に引ける應永戰亂記には基氏とあり。孰れか是なるを知らず。

建武の亂に、太宰少貳、攻め落し抱城とす。菊池肥後守來りて攻め取る。又、大友家來り攻む。長野の一族、規矩の一黨、互に此の城を争ふ。貞和の頃、征西將軍に從ひて新田上野介義基多田滿仲二世、當孫頼氏二男、當國に下り、三代義基、義高守る。應永戰亂記云、陶筑前守、移陣于國府、將攻馬嶽、新田義氏居之、新田太郎基氏二子、良親王二子、筑紫、與菊池氏一謀、築城于此、父子居此、應安七年甲寅九月、菊池永享三年より菊池の抱城となる。然る

に、大内家より攻め落し、盛見の嫡男掃部頭教幸を置く。文明元年、教幸叛きて自殺す。其の子陶武藏守弘春居る。明應九年、大内、大友兩氏軍を發して數戰ひ、大友より兵を籠置く。文龜三年大内義興また攻め落せり。重兄云、筑前雷山古文書に、去月廿三日、於豊前國馬岳城、口凶徒、大友勢、同少貳勢、悉追討、合戰之功之狀、如件、文龜元年八月十三日、花押、(大内義興)岡部彦左衛門尉殿、○又、去開六月廿四日以來、於豊前國馬岳、在城、殊難儀、日夜防戰、仍、彼矢疵(左足)粉骨之次第、鳥田玄蕃允種通、注進到來、右神妙感悅之至也、彌可抽戰功之狀、如件、文龜元年八月十三日、花押、(義興)王丸中務丞殿とあり。永正元年より、鷲頭兵部大輔弘通の子右馬頭吉弘守る。天文二十年、大内義隆滅びて、陶入道全姜當城を宇都宮左馬頭正房に預け、之れを守らしむ。永祿四年、城番貫親清、大友氏より攻め落され、天正六年より、長野三郎左衛門助盛守る。天正八年九月、龍造寺安房守信周之れに居り、同十五年より黒田家の抱城となり、慶長五年、又細川忠興の持城となりて、元和元年、終に破却せり。

障子嶽城址

京都郡、田川郡の界にあり。建武三年、足利尊氏、足利駿河守統氏に命じて築かしむ。應安元年、千葉上總介光胤、統氏を討ちて自ら居る。應永六年、千葉高胤(從五位上)亡びて、大内の抱城となる。天正の初、小早川隆景の抱城となり、同十七年、破却せり。今も空湟残れり。又、本城、北の丸、馬屋の跡など云ふ處あり。

高來村城址

山鹿、足利等居城。

生山城址

芥田村にあり。細川三齋の舍弟堯安の城代、毛利左馬頭居城。

高城城址

南原村にあり。長野三郎左衛門の抱城なり。後、杉因幡守居城となれり。

鞍山城址

圖師村にあり。元暦の際、平氏築きて籠れり。

豊前志 五之卷

仲津郡

郷八。村七十三。

續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條云、豊前國仲津郡、擬少領無位、膳東人、來歸官軍。

豊後風土記云、大足彥天皇、詔豊國直等之祖菟名手、遣治豊國、往到豊前國仲津郡中臣村、云々、或記云、細川家より御引渡の高、仲津郡三萬六千二百二石七斗五升五合九勺一才。

皆見郷

今は、村名と成れり。和名鈔に、參河國碧海郡にも、皆見郷あり。字書に、皆祖此切、音子、口毀、と見えて、本、ソシルの義なるを、アザケルに轉じ用ゐたるもの成るべし。新撰字鏡に、嗤蚩同、阿佐介留、又、曾志留、又、和良不など見えて、アザケルも、ソシルも、意は一に落つめり。倭、アザケルを、アザとのみ云ふ例は、古事記の嘲咲、古語拾遺の咲嚙をアザワラフと訓む類なり。即、アザケリワラフの略言なるを思へ。延暦大神宮儀式に、宍往皆鹿國と云ふもあり。抑、皆見と云ふ故は、草場村豊日別宮縁起に、昔

年、左留多比古神、立伊良和羅山、見溪水、此川不深、其水上、以小流淺水、名所淺見川、又云、其日東曙見、河因號朝見川と見えたり。

藟見郷

字書に、藟菱草、又、刈草。韓昌黎、鴛鴦詩、云々、饑食一束芻、說文包束草之形、中本从艸、俗又加艸作藟非、など、見えれば、久佐には藟字を書くべきなり。然れども、馬寮式に、諸衛府并兩國年料藟、云々、畠藟五千八百斤、野藟一千三十三斤、衛門式に、凡、府牛藟秣、云々、但、青藟者、令衛士刈飼之、と出でたれば、藟と芻は、相通はし書けり。故、藟見はクサミと訓むべし。今、此の名湮没せて、何所とも知れず。若くば、村名の草場はクサミを訛れるには非ざるか。

城井郷

今、城井馬場村と云ふあり。此の近隣なり。重見云、或人の説に、築城郡城井谷も、初は此の城井郷の内なりしならむかと思へど、なほ、さには非ざるべし。其のわけは、宇都宮氏、初、仲津郡城井郷に住みたりし由にて、其の子孫と稱する者、仲津郡に多し。されば、城井郷に住むに因りて、城井を姓とし、其の後、築城郡に移りて、久しく住めりし故に、其の姓のまゝに住む所をも、城井谷とは唱ふるなる可し、と云へり。左も有る可き考なりけり。

狭度郷

此の名廢れて今は何所とも知れず。

高屋郷

今は村名となれり。姓氏録、河内國神別云、高屋連、饒速日命十世孫、伊己止足尼大連之後也。

中臣郷

此の名今は廢れたり。豊後風土記に、仲津郡中臣村あり。又、應永宇佐宮寺造營日記に、當宮一御殿、定燈御料所、豊前國仲津郡内中臣今男八丁、御寄附、云々、と見えれば、此の頃までは、中臣の名を存ししなり。和名鈔に、播磨國揖保郡中臣。神名帳に、伊勢國桑名郡中臣神社と云ふみえたり。定村直孝翁は『南に久富村あり。北に福富村あり。其の中間に彌富村あれば、彌富村の邊を、古、中臣と云ひしか』と云はれたり。己、考ふるに、往昔は、久富、福富、彌富の三村を、惣へて、中臣郷と云ひしが、後に分れて三村となる時、好字を以て如此分ち云へるには非るか、猶、下毛郡中殿村貴船社の下に云はむとす。

仲津郷

今は、何處ともしれず。田川郡には、中津原村あり。當郡に隣き處なり。古くは此の郡に屬さしにや、定め難し。

高家郷

此れも、名廢れて何處とも定め難し。

村名

扇谷 帆柱 伊良原上 鏡ヶ畑 大村 木山 谷口 山鹿 崎山 大熊 梁瀬 喜田良 大坂 横瀬 犬丸 内垣 久富 末江 城井馬場 上高屋 下高屋 本庄 續命院 續日本後紀云、承和二年十二月癸酉、故參議刑部卿、從四位上、小

野朝臣守、前爲太宰大貳時、建續命院一處、以備往來之舍宿、但不藉公力、恐不得長存、乃叙本意、具修解文曰、管九國二島之民、或公我私、往來相續、其求輕者、暫經時月、其事重者、竟歲始還、客宿於府倉之下、賃寄於閭閻之間、若疾病纏身、手足不隨、官舍督察、非養病之處、主家爭趨、皆惡死之人、遂使露臥道路、暴死風霜、縱有時得痊癒、亦以飢寒死者、十而七八也矣、見其如此、心深救恤、聊建續命院一處、檜皮葺屋七宇、鼎一口、藥田百十町、以擬飢病、有志無力、庶幾萬一、地隔人遠、執檢難周、轉以屬人、更增疎廢、若遂不藉公力、恨心願之徒已、伏望令府監、或典一人、及觀音寺講師、勾當其事、相替之日、一事已上、皆依實勘附、若不不加修理、令致破損、及非法費用之類、並以官法論、未及上聞、岑守物故、其家就大臣、追以陳請、勅報日、(中略)速令所司、傳允所請、勾當之官、遷替之日、與奪解由、

- 國分 上坂 德政 有久 些見 綾野 下原 上原 錦原 田中 吉岡 節丸 光富 袋迫 松原
- 稻堂 長江 蓑島 元永 津留 下野 馬場 辻垣 高瀬 道城寺 德永 國作 惣社 武波 平島
- 竹田 柳井田 草場 羽根木 金屋 今井 眞菰 杳尾 小犬丸 福富 大橋 福原 宮市 寺畔
- 流末 矢富 天生田 寶山 大野井

以上七十八村なり。

豊日別國魂宮

官幣宮とも稱す。草場村にあり。傳記云、豊日別宮或左留多比古社、沙伊和井宮。又云、豊日別大神奉、上寶鏡御正躰、長光社務宮前、一授相傳秘決、重春云、長光家の事は、田川那採銅所村の下に云へり。祓祝而號寶鏡御正躰、納置于神殿前、先寶鏡御正躰、官幣宇佐放生會行幸會御進發節、御辛櫃三合、櫃緒、京都岩熊村名族、以麻苧製獻之、又云、勅使今居津到草場宮、安官幣於神殿、豊日別大神與官幣合祭而崇官幣大神、號宇佐八幡大神宮、勅使上官幣宇佐宮八十餘度、六年一度行幸會、每年四度大會、勅使公卿官

幣大神上(本の)宇佐宮國司勅使用(本の)海上風波之難在之、草場大神定護人、云々、在廳官人、勅使代而下、至放生會之日、云々、官幣大神神幸之經路者、重春云、此の經路は、即、國府より豊後の國府に往來ふ官道とぞ所思ゆる。悉しくは官道考に云はむとす。八月

九日、草場之社御發輿、至國作御所屋鋪處、假宿也、國作、總社之輩、備神供、同日、神宿、德政邑若宮兩夜也、神供、重春云、細男の事は、上毛郡古表社の下に云ふべし。十一日、發德政社、至祓川禊、同日、假宿於

築城郡湊八幡宮、湊之輩備神供、同上毛郡山田邑宗像宮、亦者、坂上毘沙門邊假宿、山田輩、備神供、同日、神宿、下毛郡高瀬邑、神供、重春云、此の經路は、即、國府より豊後の國府に往來ふ官道とぞ所思ゆる。悉しくは官道考に云はむとす。十二日、發高瀬、神宿、宇佐郡佐野邑、神酒、神膳、十三日發

佐野邑、停于官幣大神凶土塚、而窺待八幡神幸、而同列班陣、迎和間濱、着幣殿、浮殿頓宮官幣大神、寶鏡御正躰、宮司八幡宮奉上、巳午尅于時、官幣大神供勤之、祠官并樂頭樂人居別殿、云々、又云、

神領桑田郷内、馬上田壹町、同郷内、三月田一町、築城庄内、高塚笛吹田一町、東郷内、德政村鉢一町、中東郷、今井市場封八町、略、

重春云、此の傳記に據りて考ふるに、祭神は猿田毘古大神に坐して、其を豊日別國魂宮と稱し奉る由なり。豊日別は、豊國豊前、豊後、の別名なるが、此の國を猿田毘古大神の殊更に經營など爲給へる功勳の有りけむ故に、國魂神と齋き奉れるにや。草場村の隣村に國作と云ふあり。此れは此の國を作らしけむ猿田毘古大神の鎮り坐せるに因れる地名と思はるれば、古くは此の邊を總牟遲神と稱するもあるを思へ。然らずとも、別名を大土御祖神とも申して、大國主神の國作の功績を助け給へりと聞ゆれば、國魂神と崇め稱へ奉らむは、然も有るべき事にこそ。大土御祖神を猿田毘古大神の別名と云ふ事、古史成文七十

四段の傳に詳なり。殊に、延暦内宮儀式帳には、大土神社一所、稱國生神兒大國玉命と有りて、大土神の名を大國玉命とも稱するをや。又、沙伊和井宮とは、猿田毘古大神を庚申と云ふより、幸神と漢音の同じきを以て、幸はサイハセと訓む字なるに因りて、中昔より唱へ謬りたるにも有るべし。又、官幣宮と稱するは、宇佐宮へ御調進の官幣を暫し納め置く宮なればなり。扱彼の官幣を此の宮に納め置くは、國司に命せて、田河郡採銅所村なる長光家に鑄造らせ給ふ御鏡の落成を待ち給ふ間とぞ所思ゆる。如斯て其の鏡を官幣大神と稱して、勅使の京より持ち下らせ給へる幣帛に添へて、宇佐宮へ調進爲給ふに、豊日別大神も行幸有りし趣にぞ聞ゆる。されば如何なる由緒ありてなるか知り難けれど、古くは此の大神のみならず、彼の宮の大祭には、近隣の神社の行幸有りしも此彼聞ゆれば、さる類の行幸なるか、將異なる由緒ありてなるか、尙よく考ふべし。扱此の社も今は太じく衰替へましつれど、中昔までもや、大社にて、領主地頭なども崇敬を加へられたる趣に聞えて、吾が友神宗定(當社祠官也)が所藏せる小早川隆景主の制札の文に云、

禁制

草場村

官幣大神宮

右諸軍勢甲乙人、濫妨狼籍、并、竹木採用之事、堅令停止畢、若於背此旨者、可處嚴科

者也、仍下知如件、

天正十五年二月六日

左衛門佐

花押

此れを以ても、當年の狀を想像るべし。此の社は東面なるが、神實は南面に鎮り坐せりとぞ。由雲大社も此れに同じく上古の遺制なりと云へり。

重兄云、兩豊記に、應永六年正月、大内盛見豊前に攻め入り諸將降參の條に『鶴の湊に在陣せし内藤又次郎野間冠者が許より注進するは、云々、二十三日晩景寶山を攻め崩し、東郷式部少輔正廣、官幣宮司皆降りて、中津郡靜謐する由告げ來る。』とあり。

總社

國作村にあり。玉手次平田篤風翁著に、『總社と稱する社の事は、多くは昔、國府の在りし地に有りて、式内にて某の神社とある社も多かるが、亦式外にて只に總社と稱するも多かり。此は按ふに、往昔國々に國司を置き賜へりし時に、其始めて入府せる時は、國守の神拜として其國なる諸社を盡く巡拜し、又然らぬ時々も巡拜する式なりしかば、其社々を一社に總祀りて總社と稱せるが、新に社を建てたるも多かれど、中には其國府の地なる一宮社に配齋へるも有りし故に、只に總社と云ふと、式内にて某神社と云ふ社を總社と稱するも多し、と聞えたり』と云はれたり。總社の例は、吾妻鑑に、相摸國總社柳田○宜胤卿永正七年十二月記に、近江國神崎郡小幡社、可奉號總社之由、云々、など見えたり。此地の總社は、社を新に建て國內なる社々を總祀りて總社と云へるなるべし。扱國守

の神拜の事は、續紀に、和銅五年甲申、初定國司巡行并遷代時、給糧馬脚夫之法。主稅式に、凡太宰及國司巡行部内者、云々、など見えれば、入部せる時は必部内を巡行して、其の時に諸社へも巡拜ありしものなるべし。今も大名等の國巡り或は廻郡など爲らるゝ時々は、必社々へも巡拜あり。是れ往方の所爲の遺れるならむ。

生立八幡宮

おひたつ
木山村にあり。

國造大明神

杳尾村にあり。祭神は、國造宇那足尼にや。將、菟名手にや定め難し。村名の杳尾はクニツコを訛れるにぞ有らむ。

妙見社

元永村にあり。慶長十五年緣記に、鹽田太郎豐忠、嘗信北斗妙見尊、故乘間、卜采邑之山、創造小社一字、鎮座之、敬禮無怠、實天曆六年壬子春也、云々、と見ゆ。此の社に永享八年の鐘あり。

重兄云、其鐘銘云、奉再興豐前國仲津郡元永村妙見宮鐘一口、事、右施恩意趣、爲天朝安全地久圓滿、殊者、信心檀那、女大民衆萬國遷祇園寺舊義響者、現推鐘通非想非々想天々藏八部衆、可預擁護加被取也、仍旨趣如件、永享八年丙辰十二月十四日、本願妙圓禪尼、大工藤原頼安、

祇園社

妙見社の攝社なり。世に今井の祇園と稱ふ是れなり。

重兄云、社記略に、建長六年、於今井津、疫癘流行、人民苦惱、于時今井地頭職、福島采女、村上左馬、兩人相計、於今井津内前廉、勸請祇園、以柳原右京爲神官、疫癘忽退除、因茲、翌年六月十五日、准八坂臨時祭、造鉾山飭車、行神事、自是以來、爲恒例、其後、天正年中兵亂、産民等恐兵火、移社於元永村東岡、片山妙見宮社地、云々、と見えたり。

天疫神社

天生田村にあり。祭神素盞鳴尊にて、相殿に大己貴命、五十猛命鎮り坐せり。社傳に素盞鳴尊、自天上帥其子五十猛命、到於新羅國、云々、尊曰、非此地吾兒可御之國、以埴土作舟、而東歸矣、着舟九州、尊經由于豐前國之時、豐日別命出迎而嚮導、尊問曰汝國名爲何耶、對曰、奇日之豐國也、尊喜於懷曰、斯地蓋國之塊區乎、何不居乎、遂以此所爲行在所、而居、今日仲津郡者、因神語也、と見えたるは、少古めきてぞ所思ゆる。こは風土記などに據りて作文せるにや。豐日別命は、豐日別命別國魂神にて、即發田彦神なる由は、豐日別宮の下に云へり。但、祭神を素盞鳴尊とせるは誤なるべし。さるは、古史傳に曰はく『仁明天皇紀、承和六年正月の處に、勅令鄉邑每季敬禮疫神。聖武天皇紀、天平七年八月の處に、太宰府疫死者多、云々、長門以還、諸國守若介、專齋成道饗祭祀、稱德天皇、寶龜元年六月の處に、祭疫神於京師四隅畿内十堺、臨時祭式にも、畿内堺十所疫神祭とも見えたるを思ふに、彼の八衢に塞り坐し

て疫を流行らする鬼魅を追ひ避り賜ふ功のます故に、疫神と稱してかく臨時にも祭り賜へり。」と云はれたる如く、此地なる天疫神も、塞神さいのかみ三柱なる事疑無かるべし。其は相殿二柱を合せて三柱なるを思へ。抑、當國府は、此の郡草場村に在りしかば、國府の事は、在廳屋敷の下に云ふべし。其の國府の四隅或は十堺などにて、疫神に道饗祭みちあけせし事は論なきを、天生田は村側に川ありて、是れ國府の西堺とも云ふべき地なれば、必塞神を祭れる社あるべきものなりけり。

宇都宮大明神

城井馬場村にあり。下野國宇都宮を勸請せり。此は建久六年、宇都宮大和守信房の當國の守護と成りて下りし時に、本國の産土神を祭れる也。

重兄云、宇都宮系圖に、豊前國仲津郡宇都宮大明神者、下野國宇都宮社同體也、宇都宮大和守信房勸請之、建久六年九月九日也とあり。

東鑑云、文治五年十月、於下野國、令奉幣于宇都宮社境、云々、玉手次云、「一宮記云、大己貴命男事代主命也、とあり。今、宇都宮大明神と申す是れなり。往古は二荒山に坐し、を、此の所に移せりとぞ。」と云はれたり。神名式に、下野國河内郡二荒山神社とあるは、宇都宮の事にて、是れ此の國一宮なり。

安樂座大明神

宇都宮大明神と、相並びて立てり。宇都宮家譜云、祭神、神功皇后、天兒屋根命、武雷命まり。宇都宮大和守信房勸請す。寶治元年八月朔日、宇都宮左衛門尉信景、祖父信房の靈を同殿に祭る。同二

年二月七日、信房秘鞍放光動、則禰宜に付け、宇都宮の寶殿に納む。又、荒座大明神爲別殿、兩社建立、其後大和守頼房御神號之字、改安樂倉奉號、又曰、始信房秘鞍を納め、神威荒れ賜ふに依りて荒鞍と號す。

鞍用山權現

宇都宮家譜に、宇都宮信房、建久七年七月、崇粟田關白道兼公靈笠見山、後改鞍用山とあり。

飯嶽權現

大坂村にあり。藤原廣嗣の靈を祭れり。肥前國松浦郡板櫃明神も、廣嗣の靈なり。

國分寺

國分村にあり。延喜式に、豊前國國分寺料、一萬四千二百七十四束、とあり。御巫清直翁云、「日本紀に、天武天皇五年に、始めて四方國に説經の事見え、同十四年三月壬申、詔諸國、每家作佛舎、乃置佛像及經、以禮拜供養、とある、是れ即、國分寺の濫觴なり。諸國每家とは、諸國司の政務を判する官家を謂ふなり。官家は所謂る、國府にして、其の國府に作れる佛舎は、則、國分寺なり。然るを元亨釋書に、此の詔を引きて、許天下民宅構佛宇、と注せるは、龜妄の説なり。紀中に、天下諸民の私宅を謂ふ時は、百姓舍屋と記す例なり。何ぞ公然と諸國每家と詔はむ、然るを谷川清本居長兩翁の博達さへ、釋書に欺かれて、通證、玉勝間等に、愚論を載せられたるぞ遺憾なる。」と云はれたるは

確説なりけり。然れども、續紀天平寶字四年六月の處に、天下國分寺者、本是太后之所勸也、太后と聖武天皇の御后にますと見えたと、本朝文粹三善清行意見十二條其の文は、下にとに、據りて考ふるに、國々に寺は既くより在りけむを、天平九年に始めて國分寺の號を負せ賜へるか、將、國分寺の未無き國有りしかば、新に勅ありて、六十餘國残りなく建てられたるか、同三年の詔全文は下ににすら、若、無國分寺者、云々、とあるを思ふべし。

天武天皇紀云、五年十一月甲申、遣使於四方國、說金光明經仁王經、同十四年三月壬申、詔云、諸國每家作佛舍、乃置佛像及經、以禮拜供養、續紀云、慶雲四年夏四月丙申、令京畿及諸國寺讀經焉、又云、神龜五年十二月己丑、金光明經六十四帙、六百四十卷、頒於諸國、國別十卷、又云、天平七年八月乙未、勅曰、如聞、此日、太宰府疫死者多、云々、府大寺、及別國諸寺、讀金剛般若經、云々、同九年三月丁丑詔曰、每國令造釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀、兼寫大般若經一部、本朝文粹三善清行意見十二條云、欽明天皇之代、佛法初傳、本朝、推古天皇以後、此教盛行、云々、降及天平、彌以尊重、云々、又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國正稅、於是、天下之費十分而五、續紀云、天平十二年六月甲戌、令天下諸國、每國法華經十部、并建七重塔焉、九月己亥勅曰、國別、造觀音菩薩像壹軀、高七尺、并寫觀世音經一十卷、同十三年春正月丁酉、故太政大臣藤原朝臣家、返上食封五千戶、二千戶依舊、返賜其家、三千戶施入諸國國分寺、以充造丈六

佛像之料、又云、天平寶字四年秋七月癸丑、天下諸國、每國、奉造阿彌陀淨土畫像、於國分金光明寺、禮拜供養、同五年六月庚申、天下諸國各於國分尼寺、奉造阿彌陀丈六像一軀、脇侍菩薩像二軀、又云、天平神護二年九月戊午、勅宜令諸國具錄歲中修理官舍之數、付朝集使、每年奏聞者、國分二寺亦宜准此、又云、神護景雲元年春正月己未、勅畿内七道諸國、一七日間、各於國分金光明寺、行吉祥天悔過之法、又云、寶龜三年六月甲子、設仁王會於畿内七道諸國分金光明寺、又云、延暦元年十二月壬子、勅太上天皇周忌御齋、當今月二十三日、宜令天下諸國國分二寺見僧尼奉爲誦經、同二年夏四月甲戌、勅國分寺僧、死闕之替、宜以當土之僧堪爲法師者補之、日本後紀云、延暦廿四年二月己未、令諸國國分寺、行藥師悔過、以聖躬未平也、又云、大同元年三月辛巳、奉爲崇道天皇、令諸國國分寺僧、春秋二仲月別七日、讀金剛般若經、又云、大同三年五月辛卯、詔曰、其畿内七道令國分二寺、轉讀大乘一七箇日、四年正月乙未、令天下諸國、爲名神寫大般若經一部、奉讀供養、安置國分寺、若无國分寺者、於定額寺、又云、弘仁二年九月己亥、令諸國依舊、出舉修理國分寺料、三年三月戊寅、勅、大同之初、令畿内講師、專預講說、令演眞諦、其諸寺雜事并補三綱等、暫預僧綱、但、國分寺者、國司講師相共檢校者、自今以後、部内諸寺、宜令講師永加檢校、其國分二寺、國司亦相共檢、其造寺用度者、講師別亦勸錄、每年申送於僧綱、遷替之日、令依舊例、責其解由、諸國亦宜准之、五年九月甲申、施京畿七道諸

國分二寺、僧尼年八十已上、每人綿二十屯、日本紀略云、天長八年三月乙巳、佛舍利五百粒、令太宰府觀音寺講師光豐、安置彼府管内國分寺、及諸定額寺、

重春云、如此厭はしきまで、諸書を引き出でて載せたるは、其の世の形勢を知らしめむが爲なり。然ばかり朝廷には嚴重に爲させ賜ひし状なるを、清行の意見十二條に、講讀師、多非持律之人、或有贖勞之輩、況、其國分僧少人、皆は無慚之徒也、蓄妻子、營室家、力耕田、行商賈、云々、また、諸寺年分、及臨時得度者、一年之内、或及二三百人也、就中半分以上、皆是那濫之輩也、又諸國百姓、逃課役、逋租調者、私自落髮、猥著法服、如此之輩、積年漸多、天下人民三分之二、皆是秃首者也、此皆家蓄妻子、口啖腥膻、形似沙門、心如屠兒、況其尤甚者、聚爲群盜、竊鑄錢貨、不畏天刑、不顧佛律、若國司依法勘糺、則霧合雲集、競爲暴逆、前年攻圍安藝守藤原時善、劫略紀伊守橘公廉者、皆是濫惡之僧、爲其魁帥也、縱使官符遲發、朝使緩行者、時善公廉、皆爲魚肉也、云々、と云はれたるを見れば、往古より、秃氏は、無頼の徒多かりけり。其は朝廷より用ゐさせ賜ふを頼み、心任せに狡意せしものなめり。哀れ此の國分寺よ、方今は衰へ果てて、纒なる堂のみ立てるは、定村直翁の歌に『瓦ふさこもかしこもこぼるゝは中子の道の荒るるなりけり』と詠まれたる状にて、當年の面影だにも无かるべし。

重兄云、太宰管内志に、『小出氏云、豊前國分寺は、仲津郡國作手永國分村に在りて、今も、堂宇五

六基あり。開基は、行基菩薩なり。さて、後世、豊後大友氏の兵火に掛りて、盡く焼け失せたるを

其の後、應忍と云へる僧、大貞社 社僧此の寺地の荒廢を愁ひて、此の地に草庵を造りて往めり。かくて

此の處の進庄兵衛大伽藍國分 寺家老之孫と云ふ者の家の棟に、甚古く煤びたる箱の在るを得て、開き見るに、

金胎曼荼羅、三千佛、涅槃像、如意鈴あり。何れも、行基の頃の物なり、今、此の寺の什物とす。應忍是れを草庵に安置し、伽藍再

興の志有りて、年久しく此の處にとどまれり。其の後寛永の頃に至りて、當地領主再興し給ひしよ

り、今に伽藍田、香田あり。又、古の名残には、車通、伽藍橋、伽藍、堂塔等の舊跡とて、方十町

の内往々に在りて、礎又古瓦など多く残れり。又十二箇の末寺と云ふも有りしを、是れも、大友氏

の爲めに焼かれて、今は唯六箇の草庵昔の趾に建てりと、今の國分寺僧孝興が語れり。云々。』と見

えたり。此れにて當寺の變遷のありさま詳なれば爰に引き出でつ。

興正寺

大坂村にあり。大村不動嶽の城主西郷刑部左衛門高頼の墓あり。

城原

木山村の原なり。事は京都郡碩田國の處に出しつ。

國分原

國分寺村の原なり。廣き野原にて、方一里ありと云ふ。

長者原

一四〇

新田原の南に並べる松原なり。名和氏紀事に、太平紀、鎮西要略を引きて、『後村上天皇正平十七年九月、名和顯長、菊池武光と共に、征西將軍を奉じて、足利氏經、少貳、大友等と、筑前の長者原に戦ふ。』と書けり。筑前とせしは誤なり。大日本史に興國十七年九月二十七日庚子、菊池武義、與斯波氏經、戰于長者原、破走之、云々、とも見えたり。其の後、應永五年十二月廿一日、大内義弘、大友氏鑑を討たむとて大軍を率ゐて此處に出張し、翌日築城原にて大に戦ひ、大友氏の軍を打ち破りき。

新田原

一里許の松原なり。

難行原

錦原村にあり。

今川

水源、彦山の竹臺より出で、西郷谷を過ぎて、北東に流れて、海に入る。

蓑島

和漢三才圖會云、豊前國蓑島、在神田之東、隔海上、一里許、無双地景、夫木集云、『むら雨にぬる、袂のあやなさに猶みの島の名をやからまし』

檜垣女集云、『ふらばふれ三笠の山し近ければみの島まではさしてゆきなむ』

重兄云、名處方角抄に、豊前國蓑島は、かんだと云ふ處の東の海上一里ばかりに在り。『豊國の蓑島山の郭公頭や雨にねれて鳴くらむ』とあり。

又云、海東諸國記に、豊前州邦吉、戊子年、遣使來朝、書稱『豊前州蓑島海賊大將、玉井藤原朝臣邦吉、以宗貞國請接待と記せり。』

又云、丹後守忠家百首に『五月雨に名をたのみてや蟹船の蓑島にのみ漕ぎとまるらむ』伊豆守爲乗とあり。

應永戰覽云、千田九郎豊房は、豊前國蓑島の人也。杉彈正弘信豊前の守護たりし時、追從して長門國豊田に在りしが、近年相續いて軍役暇無ければ、父母の對面も叶はず、心憂くて居たりしに、應永六年正月、内藤又次郎に伴ひて鶴の湊に在陣す。よき折節なれば蓑島に渡り父母に對謁せばやと思ひけれど、陣令厳しければかりそめに往くべきにも非ず、空しく光陰を送りけり。或時、海邊を警固する事有りて、幸とおもひ便船を求むれど、漁父は嚴法を畏れて肯はず。時しも正月十日の黄昏に夕潮の湛へたれば、鹵地を往かむも叶はで、蓋崎の海岸に休らひ島の方を眺めやりて居たり。宵潮の頃なるに、忽ち汐乾きて平沙漫々たり。九郎即て乾潟を急ぎ往きけるに、宵月朦朧として遠近定かならざるに、蓋崎の方より猛火忽汐の上を飛びて島の方に往きて、又沖の方より火團來りて、

龍女宮の邊にて入り違ひ、双方に飛び去りぬ。九郎此の火をしるべとして父母に對面し、年月の物語に夜も闇に及びければ、父母に暇乞して立ち歸る。されども汐も來らず。九郎も奇異の思をなし本の陳所に歸着す。陣所の人に、何の刻ぞと問ふに、戌刻と答ふ。九郎餘り不測さに、傍の人に然々の由を語りければ、年老いたる人、云ひけるは、かやうなる事、誠に汝が孝心を天神地祇も感應有りてこそ、汐もはや乾き不知火も道しるべせしなるべけれ。云々。

重春云、松島盛亮田川郡香春人云、「ふらばふれ御笠の山し近ければみの島まではさしてゆきなむ」、此は昔筑紫に名たる檜垣の子が詠めるなり。此の三笠山は筑前三笠郡の山にて、蓑島と云ふは此の國仲津郡の海にあれば、最間遠なるを、さしてゆく、と詠めるによりて考ふれば、そのかみは、都より太宰府に降り給ふ人々、此の國の荒津、蓑島の邊に舟はてて、同郡の逢坂をこえ、田河郡を横ざり筑前に出でて府に到るに、越えうき山なく、渡りかぬる川もあらで、甚真直なる道なり。今も、伊田原てふ處に、其の跡とて残りたるを、里人は車通と云ふなり。檜の葉の名に負ふ宮の頃までは、白縫の筑紫へ下る舟は、専荒津にとまりしが、其海の淺くなり、舟もよらず成りゆくまゝ、大貳などの下向さへ止みにたれば、荒津てふ處さへしらず成り果てて、何がしの抄には、筑前と書かれけるは、甚あるまじきわざなり。』と云へり。此は甚愛たく、可賞考なり。但、荒津を筑前に非ずと云へるは、謬なり。當國にも京都郡草野津の近境に、新津村はあれど、古くより云ふなるは筑前なる

事、三代實錄に、『新羅賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豊前國貢調船乃絹綿乎、掠奪天、逃退利』と見えたるにて知るべし。又、大貳などの船にて下らるゝ由書けるも誤なり。民部式に、大貳以上は陸路より下られし由見えたるをや。

天神島

蓑島の浦邊にあり。

鶴湊

今、津留村と云ふ、是れなり。此の邊は、中昔まで、入海なりし由にて、應永戰覽に、鶴湊と見えたり。

海石榴市

元永村にあり。海石榴樹甚多し。事は京都郡碩田國の下に云へり。

在廳屋鋪

草場村に、在廳屋鋪と稱ふ處あり。是れ、國府の蹟なるべし。平家物語に、『師光はあはれびいぢやう成景は京のものしゆこんいやしき下郎なり。』吾妻鑑に國司者、自公家被補任、在廳者國司鏡也。また、犬丸菊松地頭、高田郷地頭等、如私領知行、不致所當以下勤之由、依在廳訴申、自院被仰下、仍可致勤之由、度々下知、とあるに據りて按ふに、在廳は國府に在る土着の官人を云ひ、其

の官人の居る府をも在應と云ふなり。神宗定(前記官幣宮祠官)が所藏の天文十年大内家の文書には、太宰府をも在應と云へり。出雲風土記、兵部式、三代實錄等に國廳と見えたるも、在應と同じく國府を云ふなり。扱、和名鈔に、國府在京都郡とあるは、甚々疑し。若くば誤には非ざるか。或は往古京都郡なりしを、後に此の郡に移せる事ありしか。後紀に、延暦廿三年正月壬寅、遷但馬國治於氣多郡高田郷、同四年十一月乙酉、遷攝津國治於江頭など見えたるは、國府を遷せる例なり。三代實錄に、出羽國府を移せる事も見ゆ。但、總社、國分寺、續命院など、皆當郡にて、近く隣村なるに、京都郡には然る名の存れる事も聞えざるは、是は必源順ぬしの誤とぞ所思ゆる。且草場、國作兩村の西方に、高貴人の墳墓と思しさもの廿三あり。是れ國司四等の官人等を葬りたる所にて有りぬべく思ゆれば、旁、國府は草場村なりし事疑なかるべし。尙、此の外にも、此の郡には、古墳甚多かり。○因に云、下高屋村の南一丁餘に緒山ありて、粟田彦大神と石神の出家を、新に營み造りつれば、一層地狭くなりぬ。されば五六間許下方にて物せむと、土地の高低をならしけるに、一の大石あり。其れを取り退けて見るに、王公貴人の石棺と所思しくて、内方を熟視すれば、鬮儼然に在り、鏡、劍やらの物もあり。石のあはひには、朱も著きたり。よりて、其の石蓋を覆ひ、舊の如く埋めて、其の地よりいさゝか放りて相撲を取らせたり。かくて四日許ありて、彼の村の谷五郎と云ふ者と外に二人許、夜寝たるまゝに死にたり。人々皆怪しき事に思ひしが、其れより打ち續きて、一日に或は二三人、或は四五人づゝ、其れと云ふ病も無く死にたる者、廿六七戸許の村なるに、三十人許にも及びたり。其れが中には、牛も十四疋許死にたりとぞ。此れに依りて、彌、益、怪しがりて、此れは、必、其の所由こそあらめと、此處彼處の卜者に占はしむるに、皆古き墳墓の祟なりと云へり。こゝに始めて心付き驚き畏みて、同じ山中なる山靈神の社地に社を造て、彼の古墳の靈を祭り、神樂を奏で相撲など取らせて、謝び申しければ、其れより彼の祟止みたりとぞ。

山鹿村城址

山鹿氏居城。

蓑島城址

天文より天正の際、長門國高倉城主、杉因幡守重昌の子、千代丸重良、居りて、海上を警固せり。後、高橋宗全、長野祐盛に攻め落されたり。

寶山村城址

安東萬次郎居城。

不動嶽城址

大村にあり。西郷刑部左衛門高頼居る。高頼は大阪村興正寺に詣でし時、道にて長野三郎左衛門尉祐盛に討たれたり。

因州城址

同村にあり。杉因幡守居城。

燕岩城址

崎山村にあり。香春嶽城の塞なり。

元永村城址

城主未詳。

戸通城址

上高屋村にあり。城主未詳。

のりき山城址

馬場村にあり。宇都守播磨守居城なりしが、未詳。まだかならず

神樂城址

城井馬場村にあり。今井津某居る。天文の頃、今出兵衛元國居れり。

横瀬村城址

城主未詳。

澁見城址

節丸村にあり。今村式部居城。

黒岩城址

光富村にあり。城主未詳。

大將陣

天生田村にあり。誰れの陣所なりしか。未詳。

豊前志 六之卷

築城郡

郷四。村四十七。

和名鈔云、築城。豆伊岐

續紀天平十二年廣嗣の亂の所に云、豊前國築城郡、擬□領外大初位上、佐伯豊石、來歸官軍。重春云、擬の下に

重春云、天智天皇紀に、四年秋八月、遣達率憶禮福留達率四比福夫筑紫國、築大野及椽二城、と云ふ事あり。是れ和名鈔に出でたる大野、椽木の二郷なる由は、下に云ふが如し。築城と云ふは、此の城を築きしに因る稱なるべし。

或記云、細川家より御引渡の高、築城郡、二萬二百二十七石六斗六升七合一勺一才。

綾幡郷

今は訛りて赤幡と稱し、村名となれり。扱、綾幡とは、文ある布帛のことにて、古く服部の住みし

處なるべし。古史成文四十九段の傳に、『遠江國敷智郡濱名の岡本村と云ふ處に、式外なれど初生衣神社と云ふ有りて、天棚機比賣神を祠れり。此の社に仕へ奉りて、祭を掌る人を神目代といひて、代々、神を稱號となし、姓は服部を稱へり。此の家より毎年の四月九日、伊勢の神衣祭の節に、初生衣と云ふを織りて奉ること、古よりの例なりとぞ。此の家に傳へたる舊記の文に、云々、用神服部一字稱神目代云々』と載されたるを以て考ふるに、此の赤幡村の神主に神氏あり、此の神服部を省きて稱號とせるには非ざるか。但、今大伴姓なるはうたがはし。又、隣郡に桑田と云ふあるも、布帛を織る料の蠶養の桑田なるか。また、此の郡に畑、八田など云ふ村あり。此れも服より出でたる名ならむも知るべからず。姓名録大和國天神に、服部連天御中主命十一世孫天御粹命之後也とあり。主計式に、豊前國調綿紬十七疋、自餘輸絹綿と云ふことも見えたり。

桑田郷

吾が友、神宗定は、『今、寒田と云ふ村あり。本、桑田なるを、桑を漢音にサウと云ふより、訛りてサワダと云へるには非ざるか』と云へり。如何あらむ。官幣宮傳記に、神領桑田郷内馬上田壹町、三月田壹町、と見え、長光家古文書に、御本山若林山者桑田郷内也と見え、又宇佐宮大鑑に、築城郡桑田郷田百六十二丁反、四至東限赤幡社、南限傳法寺境、西限船迫峰、北限熊瀬大路とあるにて、此の郷の大概は知られたり。重兄云、築城郡の内にて、今、桑田と云ふ地名は聞えざれども、宇佐宮大鑑に、但、赤幡社とあり。四至を記せるに依りて考ふれば、全く今の安武、手長なり、と或人は云へり。

るは、今の社地に非ず、本山に鎮りましし時を云ふなり。

大野郷

築城村の東南の方なる中原と云ふ處に、王野八幡宮あり。王は大を誤れるにて、古は此の邊を廣大野郷と云ひしものなるべし。名義は、豊後風土記に、此郡所部悉皆原野、因斯名曰大野郡、と見えたる、同義なるべし。建武四年、宇佐宮放生會記細男試樂料辨分の處に、九日兩辨分角田、大野、と見えれば、此の頃までは、名を存ししなり。角田は今もあり。扱、天智天皇紀に、築大野及椽二城とあるを、通證に、和名鈔云、築城郡大野嶋木、於與伎與於與比訓通、神武紀及訓與伎、用及椽二字者如紀伊之例也と云へり。椽を伎と訓む例は古事記の氷椽是れなり。

嶋木郷

今は名廢れて、何所とも知りがたし。事は大野郷の下に云へり。

村名

寒田 櫟原 本庄上 傳法寺 松丸 深野下 香樂下 岩丸 極樂寺 眞如寺 畑 馬場 上河内
 小原 日奈古 奈古 小山田 水原 畠中 弓師弓師は、兵部式に、豊前國、云々、弓二十張、征箭四十具、云々、送太宰府、と見えたる、弓を削る者の居りし地なるべし。
 袈裟丸 安武 舟迫 赤幡 別府上 廣末 築城下 八田東 宇留津 高塚 椎田 湊 白田 越路
 坂本 上松 石堂 有安 中村 松江 山本

以上四十七箇村なり。

築城驛

今もあり。兵部式に、驛馬五疋を置くよし見えたり。

綱敷天満宮

高塚村の濱邊にあり。世に椎田天満宮と稱ふ、是れなり。延喜のむかし、菅原道真公太宰権帥に成りて下り賜ひし時、當國の蓑島に巡らむと、船にて此處の海を過ぎさせられしに、風ありて果さず。やがて、濱邊に船を着けて上り賜ひけるが、敷くべき物無かりしかば、里人取敢ず舟綱を鋪設の代に敷き參らせけり。後、神託に因りて、舟綱に憩はせ賜へる御像を造り、殿舎を建てて齋き奉りし由、縁起に見えたり。貝原翁の天満宮故實に、豊前國袖湊そでのみなとに綱輪天神ある由見え、神社啓蒙には、綱輪を綱場とせり。豊前紀行に攝津國、御影村、同國須磨浦にも、綱敷天神ありと云はれたり。

岩戸見大明神

傳法寺村にあり、宇都宮家譜云、祭神天照大神、大己貴命、手力雄命、文治元年七月七日、宇都宮大和守信房勸請、社領、田河郡添田十三町、筑後國三毛郡安江庄廿一町。

重兄云、舊記に、築城郡傳法寺村、岩戸見大明神宇都宮氏代々之産沙神也、云々、とあり。

矢幡八幡宮

湊村にあり。按ずるに、駿河風土記、鳥渡郡八幡神社の條に、神護景雲三年九月、太宰神主阿曾丸、五畿七道各置譽田先君宮舎、故此又譽田天皇舊跡也、と云ふ事見えたり。されば、毎國に八幡宮を建てられしものなめれど、國史に見えざるは洩らされたるにぞあらむ。如斯て、其の八幡宮は、我が豊前にも宇佐宮は座せども、必別更ことさらに建てらるべきなり。其は何れの宮ぞと云ふ事詳には知り難けれど、何八幡宮、某八幡宮と稱すが甚多き中に、矢幡八幡宮と云へるが國別にあり。是れ其の宮なるべく所思ゆ。我が豊前にては、下毛郡高瀬村にも矢幡八幡宮はあれど、此の湊村なるぞ稍古き社地とは見ゆめる。

豊日別宮縁起、官幣大神神幸路の條云、假三宿於築城郡湊八幡宮、湊之輩備三神供、

赤幡八幡宮

赤幡村にあり。古くは本山もとやまに在りしを、中昔今の甲山かふしやまに移し奉りしとぞ。宇佐宮大鑑に、赤幡社田十一丁、本田四丁、浮免七丁と云ふこと見えたり。偕、本山の西麓すいりやに捨竿すてざなと云ふ竹あり。土人、往昔より其の竹の數損益無しと云へり。事の所由あるべくや。

飯盛權現

寒田村にあり。宇都宮家譜云、祭神、村上天皇第十二姫宮、兼家公道兼公御母也、文治元年四月、宇都宮大和守信房崇之、

重春云、大日本史皇女列傳に、村上天皇には皇女十柱まします中に、保子内親王と申し奉るは攝政兼家公に下嫁賜ひき、又、兼家公傳に、子藏入道兼爲三帝所み昵と見えれば、十二姫宮と云ふも、兼家公道兼公御母と云ふも誤なり。又、兼家公、道兼公は、素

より御兄弟にも座さぬをや。又、宇都宮公綱傳に、其先出關白道兼、道兼四世孫僧宗圓爲宇都宮座主、子孫因氏焉、と見えれば道兼公の母君（兼家公の御妻）を祭れるなり。扱、大鏡に太政大臣道長のおとと、御母從四位上行攝津守右京大夫殿、藤原中正朝臣の女なりとあり。遺兼公と道長公は御兄弟なるが、母君は同じきや、異なりや。

法蓮寺

岩丸村にあり。梅洲語録云、築城郡岩丸邑、有古刹、山曰葛城、寺名法蓮、相傳、係法蓮和尚手關之場、或曰、明應年中之開創、予亦不詳此二者孰是、

天德寺

本庄村にあり。貞和年間宇都宮頼房これを建て、藏山融澤禪師の開基なり。宇都宮家の累代の菩提所にて位牌などあり。寺南の高き處に、宇都宮氏の邸蹟と云ふあり。

金剛寺

上築城村にあり。應永九年の鐘あり。今は京都郡黒田村天満宮に懸れり。

寒田川

水源真河内の瀧にて、椎田濱に出でて海に入る。

小山田川

櫛原村界の嶺の上に小池あり。清水甚深し。是れ水源なり。水原村なる廣幡山の腰にて岩丸川と合す。

岩丸川

大場山の行曲りと云ふ處より出で、坂本村の下にて極樂寺川と合す。

眞如寺川

國見峠の下より流れ出で、椎田濱に出でて海に入る。

畑川

水源、真河内山なり。松江浦に出で海に入る。

松江濱

豊前事跡考云。此の浦の鱸魚味甚美なり。故に松江と名く。出雲國松江の鱸魚も名産なりと云ふ。蘇東坡後赤壁賦云、今日薄暮舉網得魚、巨口細鱗、狀如松江之鱸、本草綱目云、鱸出吳中松江尤盛、

三松濱

椎田村にあり。或人、安岐湊は此の濱なりと云ふ。附會の説なりかし。此は豊後なる事疑ふべからず。

傳法寺村楠木

甚々、古木なり。大さ十圍二尺あり。宇佐宮一御殿造營の時、此の木の本にて手斧初の式あり。

宇佐宮寺造營日記云、一殿杣始、豊前國築城郡傳法寺、河内御堂所之楠在之、供奉役人等、宮行事三人、少宮司光世、惣辨官永房、左執行親身、祝毘沙童丸、權祝、頭書生、御杖人三人、陣道、長御前書生、若宮神主二人、陰陽師、權陰陽師、大々工大神貞内、總大工滿助、引頭、

一、帽額凡絹、御供米祭料、并、柴摺布酒肴者、郡代吉岡大炊助種俊、勤其役畢、

一、當日、臨時御殿二字造之、以檜葉葺之、大宮一字、三間東向、若宮一字、三間南向、先以

竹麻、奉清靈木之後、令清祝大工鍬等也、社之御前之楠木、三鍬伐始之、其後酒盃也、應永

廿五年戊戌八月廿七日、卯杣始之儀式、大概如斯、重春云、貞觀儀式の大嘗宮條云、稻實卜部率造酒童女、

祭畢、造酒童女、先執齋斧伐樹、工匠次之、訖歸來、とある、是れ杣始なり。○重兄云、或人云、村民の傳に、往古、宇佐の神、彦山より此の楠を根こじにして歸り給ふに、彦山の神いたく惜みて、追ひかけ給ひしかば、此處に捨て給へり。まれば、宇佐神木として、昔は彼の社造營の時は、必此處に行幸ありて、此の木を少し削り取りて、其の斧立に用ゐられ、きと云ふ。古の行幸の跡とて、石を高く積み上げて、賢木などを植ゑたり。云々荒誕の説なめれど、參考に掲げつ、

宇都宮家墳墓

前記の天徳寺にあり。宇都宮常陸介長甫、民部少輔鎮房、彌三郎朝房等の奥墓、累々として立てり。

大野小辨墓

下香樂村の山上にあり。是れは黒田家の臣にて、宇都宮氏と戦争の時、高橋平大夫等と討死せし人なり。此の合戦を土人は峰合戦と云へり。委しくは、城井谷物語に見えたり。

茅切山城址

本城村にあり。宇都宮記云、民部少輔宇都宮鎮房、父曰常陸介、法號曰長甫、嫡子彌三郎、諱朝房、先祖曰大和守信房、栗田關白道兼五代裔也、文治元年、爲豊前國守護職、居于築城郡城井郷、文曆元年八月二日信房卒、壽九十九歲、其子曰景房、子孫相續十八世、而至鎮房、天正十四年、日向國有土持某者、叛大友宗麟、而屬薩摩、大友起兵擊之、鎮房援之、將出兵、請命于豊臣公、公以仙石權兵衛爲將擊薩摩、島津發大衆拒之、大友仙石等戰無利、退保府内、島津乘勝圍城危甚、此時鎮房有病不能援、同十五年三月、豊臣公起大軍、自將擊島津、三月十五日、至于小倉、島津引兵而退、公進軍至于府内、鎮房有病不能從、乃使其子彌三郎朝房從軍、五月七日、島津降九州平、豊臣公以伊豫國封朝房、印書以賜之、朝房拜之、歸告其父、鎮房曰、自後鳥羽院賜勅、及頼朝義滿兩府、授教以來、豊前爲我封國、願領是國、伊豫非所望也、朝房不得已、以鎮房之言告毛利小三治、後稱壹岐守勝信小三治以朱印納之于公、七月三日、公歸至于小倉、命以豊前國企救田河兩郡、封毛利勝信、以京都仲津築城上毛下毛宇佐凡六郡、封黒田甲斐守、於宇都宮父子無所封、朝房謀之勝信、勝信曰、當居我封内待後日耳、乃以田川郡赤郷白土櫛原成光三村、與之於朝房、七月九日、去城井城、移于赤郷、甲斐守、以大村助右衛門爲留後、居于寒田溝口之宅、數年之、朝房與其父謀曰、我輩幽居于此、竟爲毛利之麾下也必矣、勇士豈可無所爲而與艸木同朽哉、須逐出大村助右衛門、保故城、黒田來攻、則唯死戰而已、鎮房從之、即率其士

卒、逐助右衛門、保城井城、堅守之、十一月、毛利輝元使勝間田彦六左衛門、率兵援黑田、其兵相合凡二萬人、陣于岩丸山、朝房伏兵于谷中、黑田大野小辨爲先鋒、勝間田彦六左衛門爲大將、長政進兵登山、伏兵俄起、左右突戰、黑田兵陷深谷、敗死者凡八百六十四人、城兵鹽田内記、擊小辨殺之、彦六左衛門、爲新貝次郎所斬、長政敗衄、唯與八騎遁、城井谷物語云、大野、勝又討死して、本陣の前後左右、敵の軍兵満々たり。長政今は叶はじと西に向うて逃げ退く。其の勢僅に五十騎ばかり、前後左右に取りつゝみ、駒に鞭うち落ち賜ふ。宇都宮に名を得たる緒方、池永、進、白川、渡邊の若者ども、跡を慕ひて追ひ掛けたり。中にも、渡邊與十郎、波の平の太刀ひらめかして、谷を廻つて向ふより討つてかゝる。黒田殿舊恩の者とおぼしき侍、七八騎返し合せ討死す。猶のがさじと追ひ掛けたり。或は五騎或は七騎返し合せ討死しける間、主従三騎漸うと皆見村まで落ち行く。云々。宇都宮鎮房は、廣畑城に御馬をとめ、奇手大方退散と見えたり、暫く爰にて味方の士卒討死手負をしらべ見むと床机に寄りて休み給ふ。大將長政は何處に逃げ行き候やらむと仰せられけるに、高司日向寺、さん候、甲斐守殿は馬が獄の方に逃げ給ひぬ。渡邊與十郎追ひ討ち任り、只今、罷り歸り申候。云々。城兵追之、逃入于馬嶽城、城兵等皆曰、是夜襲討長政、則必有利、朝房曰、我於長政無所讎、唯欲保城而待公命者也、命士卒、追至櫟原黑岩而止、益嚴守備、而堅守之、長政自馬嶽、入廣津城、重春廣津城は、今の中津城なり。以三宅三大夫、爲使乞和、鎮房不許、秀吉公、竊命長政謀之、陽請以鎮房之女嫁長政、且賜之以印書、曰、與封邑如故、三大夫持之來告、於是、鎮房其長臣等皆說、長政贈之以金帛、使者往來、終結、驩如水、父子請鎮房父子至其館、既尅日爲期、秀吉又命朝房、至肥後治佐々氏後事、父子之意益說、以爲公之命、我恩寵之至也、速治裝赴于肥後、孝高又遣使言鎮房、會面如約必來駕、鎮房辭以朝房至、肥後、歸而後相會、孝高又請曰、會日既定、告之于公、或變其約、則公之意如何、於足下非所宜也、於是不得已、而鎮房至于中津、長政迎之、預

命諸士、饗給經營、鎮房從臣松田小吉、時十六歲、在席次、於是、諸士振鋒、殺鎮房于席上、鎮房起所、手殺凡十九人、終死、實天正十七年己丑四月二十日也、是日、朝房過小柴驛、肥後地伏兵乍起、朝房從者皆死、孝高、至城井、召其老臣池永善左衛門、告曰、鎮房父長甫、及女弱輩、所罪、雖然、有公命、可至于斯、乃相率而歸、朝房夫人有所懷、故竊以侍女代之、朝房有二女、遺腹之子爲男云、鎮房至中津、從臣之數、其姓名不詳、曰渡邊右京、曰渡邊與十郎、子が渡邊家系には、與吉右京、名は重國、上毛郡日の瀨の城主たり。郎亦名與十郎とあり。宇都宮家に屬せり。與十郎は重國の弟也。曰松田小吉、曰遠藤吉兵衛、曰神崎三郎右衛門、曰遠藤源兵衛、曰石井清右衛門、曰中野次郎右衛門、次、一作六、曰權大宮司右衛門、曰津留與左衛門、曰小袋大内藏、曰碓井藤内、曰野田新助、又云、小塚、則松、白河、屋那治、橋本之五人、在從臣之列、城井谷物語云、城井の侍二十三騎龍のあれたる勢ひに、恐れてさつと逃げちれば、松田左馬助大音揚げ、我れ等古郷に立ち歸り籠城せむ。かた、切り抜け給へやとて、門の貫の木、引きのけ逃げ出たり。相殘る城井侍、大勢透間なく討つてかゝるを得たりやあふと死物狂ひに、しばし、へて戦ひしに、すはだの働き力なく、かり家の外にて二十三騎うち死す。云々。本朝武林傳云、城井某據城井谷千壇城、以拒如水、如水出於軍圍、攻之、後藤又兵衛、野村大學等、爭進欲入城中、爲其地也、岩嶙磧歷而奇、正夫不可列也、城兵放火炮、人若干也、終不利、己而欲退、避軍士、城井從銳卒出戰、其勢不可當、如水軍墮于陷地、垂危、後藤野村爲後殿、敵兵見後藤着猩々皮羽織、大呼曰、後藤何不死哉、怯弱可以笑、利兵急迫、黑田軍大亂、黑田美作、栗山備後等、血戰而得収軍、他日、如水乞和、以其女嫁城井、城井爲述婚姻之禮、至中津、如水豫謀、使勇士殺之、城井家臣驚亂、入營中、戰而悉死、重春云、黒田の女を城井に嫁す

と云ふは誤なり。宇都宮記の説に従ふべし。

或記云、豊前一萬五千町宇都宮領之内、三百三十三町爲宇佐神領、又九百餘町與親族十六人、宇都宮家譜云、當家下賜繪旨寫、

今度九州被相鎮、數度軍功達、叡聞九州之武將、勅許、并豊前國一萬五千町内、九千七百廿餘町可令自領者也、舊領六ヶ所者可任先規事、繪旨被仰出候、其旨令存、全仁情、可被令靜謐、仍執達如件、

文治元乙年九月五日、

(權中納言親利)

宇都宮大和守殿

頼朝公より當家賜、

九州之殘黨、悉被捕鎮之條、智仁勇之至、感不斜、因茲豊前守護職加後勘所也、全可被靜謐、仍狀如件、

建久六年五月十六日、

(頼朝)

宇都宮大和守殿

重兄云、豊前宇都宮氏興亡のあらまは、右に掲げし宇都宮記にて著けれど、當國に關係深き名門たるを以て、其の系統を述べんに、宇都宮系圖に云ふ。關白藤原道兼、其子中納言兼隆、其子中宮

建久二年は道房の出生せる建仁三年より十二年前なり建久恐らくは建長を誤るか

亮兼房、次石山寺座主宗圓、其子宇都宮宗綱、次宇都宮宗房、宇都宮朝綱、其子從五位下兼仲、其

子備後守宗房、實宗、圓子、其子宇都宮大和守信房、從五位下、法名道興、建久六年五月、爲豊前守護職、云云、次宇都宮政房、山田中間祖恒太郎昌俊、中間三郎房俊、下毛郡内三十町、昌俊子遠江守政義、次西郷刑部左衛門尉業政、自建久三年八月二日、供奉、其子左近將監政家、其子右兵衛尉有家、其子道有、次刑部業俊、

信房子、宇都宮壹岐守景房、從五位下、法名道友、安貞二年二月五日、七十六歳卒、於鎌倉、次宇都宮次郎左衛門尉有房、其子三河守範房、其子房長、建久二年、

道房宛之行、次如法寺信政、次宗信、次又太郎康信、信政子新左衛門尉資信、其子太郎左衛門尉信定、

其子又太郎盛信、其子肥前守公信、次信冬、次信言、宇都宮壹岐守景房子、宇都宮左衛門尉信景、

從五位下、左衛門尉、建久五年、九州、四頭奉行、其後評定衆、實治二年、於鎌倉、病死、法名義閑、云々、次家房、次參河守行房、信景子宇都宮薩摩守道房、從五位下、評定衆、法名尊覺、後名可泉、建治元年二月廿六日卒、七十三歳、次太郎左衛門信範、次三郎範景、次四郎範資、道房子宇都宮大和守頼房、

從五位下、評定衆、九州四頭奉行、隨一治元年二月廿六日卒、七十三歳、次太郎左衛門盛房、次次郎左衛門經房、貞和六年二月、屬將軍、任伊豫守、次八郎道氏、

也、法名道曉、正慶二年七月朔日卒、次太郎左衛門信範、正四位下、評定衆、法名宗閑、曆應二年三月、豊前守護軍、次九郎實景、道房、宛行、頼房子、宇都宮常陸介冬綱、正四位下、評定衆、法名宗閑、曆應二年三月、豊前守護

綱、延文五年八月、於筑後、次薩摩守豊房、次能登守仲房、次周防守公景、次中務少輔師房、次參河守隆房、

國鱈坂陣、與官軍合戰、討取少武忠資、松浦吉種、佐志將監等、於陣中、戰死、年卅一、同年十二月、征西將軍懷良爲隆房之忠魂、崇祭、明神也、冬綱子、宇都宮常陸介、中務少輔、友保、

其子大和守親綱、豊州驛館川合戰之、大將、其子兵庫助重信、次宇都宮常陸介、兵部家綱、從五位下、法名義安、母者名和伯者守女也、建武三年、京都日、於京都、次城井出羽守、左馬房家、於田川郡香春合戰、以千五百人勢、切、家綱子宇都宮常陸介直綱、幼

彌三郎、播磨守、從五位下、其子宇都宮出羽守盛綱、從五位下、彌六、童名藤若丸、永和中、於筑前博多、討取蒙古大將、及切取唐船、家士多戰死、其子宇都宮民部少輔

前に引用する所の宇都宮記には二十日とあり、是なるに似たり、

家尙、次宇都宮左馬助尙直、其子宇都宮播磨守盛直、盛直子宇都宮常陸介秀直、從五位下、法名安永、文明十八年二月五日卒、八十 其子宇都宮常陸介弘堯、從五位下、法名宗仙、前云興房、江州御陣、永正六年十二月卒、八十六歲 次日向守直重、秀直子宇都宮豊後守正房、左馬助、從五位下、法名承永、文明八年四月十日生、母者大内義隆女、云々、義種公時、遂不後敵、弘治三年七月五日卒、八十歲 次宇都宮常陸介長甫、永正十四年八月一日生、永祿三年四月上洛、小戰則自身無田、十 長甫子宇都宮民部少輔鎮房、初稱興房、遠國近國自身九所城代交爲大將、田陣、天正十七年四月廿二日卒、八十二歲 四月廿二日、於中津川城、爲黑田長政、鎮房異母弟也、次右近甫房、同 鎮房子宇都宮彌三郎朝房、被殺、法名宗永、云云、埋屍於城中 次彌次郎長房、天正十五年六月、秀吉公九州征伐之時、朝房爲先手、云云、同十七年四月廿三日、依殿下之命、於肥後國被殺 朝房子宇都宮治部左衛門朝末、初彌左衛門 云々、とあり、こは本文を、聊、省略して引けるなり。

又云、太宰管内志云、宇都宮氏、初、仲津郡城井郷神樂に數代居住せるを、後に築城郡本城村城に居て、城井谷奥なる木江を以て詰城とすと云ふ。故に城井氏とも云ふなり。初數代の間當國の守護たるに依つて、端城多く幕下にも大家あり。

重兄また云ふ。豊國紀行にいふ。茅切山は、城井谷の内、本庄村の西なる山なり。山上切立ちたる如くに見ゆる故名付けしにや。茅切山より寒田迄二十町許あり。寒田村は谷中狭けれども、民家處々に多し。是れより仲津城へ六里、馬ヶ岳へ四里、築城へ三里餘、小倉へ十一里なり。凡、城井谷の内は、石多くして行くになやめり、赤旗村より、奥キノカウ屋敷へ一里餘、傳法寺より上は、谷の内所々にまがる。云々。谷の南に三四町行けば、東の谷川より、猶、東の方に溝口といふ寒田の支村あり。民家數區あり。東の山より溝川流るる所の入口なり。其の少し東の方に城井氏即宇都宮氏が、常に住みし宅の跡あり。廣き八九段ばかり、西の川の兩岸屏風を立てたるが如く、是れ城井氏が險要なり。橋無くば大軍といへども渡る事ははざる所なり。云々。近年は橋無し。岸を掘り穿ちて河より登る道をつけたり。此の宅の上に、城井が城跡あり。キノコウ屋敷は、城井氏が敵を遁れてたて籠る所なり。入口は大石有りて門の如し。其の口二間ばかり、宅の四方は皆大なる岩岸にて人の下り通るべき所にあらず。入口をかたく防がば百萬の兵といふとも攻む可からず。誠に比無き要害なり。寒田より、廿町ばかり奥に行けば、谷の左に廻りて、東へ行く。キノコウ屋敷は谷の奥のはてなり。云々。とあり。これにて、宇都宮氏が代々割據して、威を振ひし其の堅城の大略を窺ふ可きなり。余も去にし年の秋、露繁

き草叢踏み分けて、この荒城の跡を訪ひ、古を想ひてしばしは感慨禁ずること能はざりき。

元山城址

赤幡村にあり。城主未詳。

淵上寺城址

同村にあり。城主未詳。

野中城址

八田村にあり。萬田左近居る。宇留津の城主賀來外記の旗下なり。

別府村城址

別府太郎居る。天正の頃は、黒田家の旗下、時枝平太夫居る。

宇留津村城址

潤津日向守高衛居る、後、加來新外記の子、孫兵衛元邦居る。後、毛利勢并に黒田勢より攻め落されたり。

重兄云、豊前軍記略云、天正十四年冬、秀吉公先手小早川隆景、吉川元長、吉川經言等、引率中國勢二萬五千餘騎、替陣於寒田松山、殿下檢使黒田勘解由、亦率其勢□□餘人、移陣、宗儀氏京率千五百餘人、駈加于中國勢、此時、馬岳長野三郎左衛門爲降人、加黒田手、賀來一類、桶籠于築城郡宇留津城、於是元長、隆景、遣使勸降參、加來與次郎、同孫兵衛等、父入道專順爲人質、在高橋居城賀來之間、不可降參之旨返答、依之、十一月七日鷄鳴之比、中國勢、并黒田、長野、宗像等、都合二